

平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 20 年 2 月 18 日（月曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝

建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

地域コミュニティ課長 鈴木 春夫

介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

道路課長 武田 一男

施設課長 佐藤 実

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

管理課参事 櫻井 友巳

市長公室長補佐(フ°ロシ`ェクト担当) 鈴木 学

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鵜田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

本会議 2 日目になります。きょうはたくさんの議案が提出されております。慎重な御審議をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において藤原益栄議員及び佐藤恵子議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 2 号 多賀城市行政組織条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 2、議案第 2 号 多賀城市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 2 号 多賀城市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。これは、施政方針において申し上げましたとおり、私の政策構想の実現に向けた組織体制を構築するため、現行条例につき必要な改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、資料 1 の 2 ページ及び資料 3 の 1 ページの、新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

資料3の1ページにあります新旧対照表に基づきまして御説明を申し上げます。

第2条、総務部の改正につきましては、市有建築物に施設経営手法を導入し、営繕業務と戦略的な資産活用等を通じ、保全改修費の適正化、維持管理費の削減、施設の長寿命化などの施設経営を実践するため、総務部総務課管財契約係、建設部施設課営繕係と、教育部教育総務課学校施設係の業務を統合し、管財課を新設するものであります。

そのため、第3号中、「財産管理」の次に「営繕」を加える改正を行うものであります。

次に、同条、市民経済部の改正につきましては、平成20年度から収納業務の一元化の方向性で、後期高齢者医療制度に関する保険料徴収及び市営住宅使用料徴収事務を、納税課に移管するとともに、課の名称を「収納課」にするものであります。

なお、これら保険料の賦課は宮城県後期高齢者医療広域連合が、市営住宅使用料の決定行為は建設部都市計画課が行うことから、新たに第4号として、「市税その他徴収金の収納に関すること。」を加えるとともに、第3号の規定を、「市税の賦課に関すること。」に改めるものであります。

また、旧第4号から旧第6号までは、新4号を加えることにより、それぞれ1号ずつ繰り下げるものでございます。

続きまして、同条保健福祉部の改正につきましては、平成20年度から始まります後期高齢者医療制度に関することを第4号として加えるとともに、規定の整備上、旧表の第3号に列挙しております「国民健康保険に関すること、介護保険に関すること及び国民年金に関すること」を、それぞれ独立した号として規定するものです。

最後に、同条建設部の改正につきましては、先ほど総務部の改正で説明いたしましたとおり、営繕業務を総務部に移管したことに伴い、第3号中、「建築及び営繕」を、「及び建築」に改めるものであります。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

この間の説明会、それから、今も市長公室長がおっしゃったのですけれども、いわゆる収納業務の一元化の方向云々というふうにお話しされていますね。

では、保育料とか、あるいは給食費などの、いわゆる税外収入と言っているのでしょうか、そういうものの収納も、検討の視野に入って、それがどういうふうに使ったのか。その辺、収納の一元化といいますと、やはりもうすべてが、お金を支払うときは収納課というふうな感じで進めていただきたいと私自身は思うのですけれども、その辺、どうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

ただいまの御質問で、保育料それから給食費等も視野に入っているのかということでございますけれども、平成 20 年度につきましては、先ほど説明したように、市営住宅と後期高齢者医療制度の関係、それから、21 年度は、保育料それから介護保険料、そして、その収納システムの改修も必要になりますことから、給食費についても、その収納システムの改修を視野に入れて、現在検討しているところでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

それを聞いてちょっと安心したのです。いきなりすべての業務を収納課というの、なかなか体制的には難しいのだらうと思料していたところですが、やはり収納課という課の名前からしても、市に市民が納めるすべてのものは、そこで窓口を一元化していくということが望ましいものですから、ちょっと今、そこを聞いてみましたら、平成 21 年度あたりからはそちらに向けてということ聞いて安心しました。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

一つは、第 4 号、5 号、6 号と並んでいまして、第 4 号は、「後期高齢者医療制度」に関することということで、「制度」が入ってくるわけです。それで、第 5 号は介護保険に関することということで、制度が入っていません。国民年金も入っていません。

制度といえば介護保険も制度ですし、国民年金も制度なのですが、後期高齢者医療についてだけは制度と入っていますけれども、この意図は何でしょうか。整合性の問題でちょっとお尋ねします。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

ただいまの御質問でございますけれども、御承知のとおり、後期高齢者医療制度の主たるところは、宮城県後期高齢者医療広域連合の方が主たる事務をつかさどるところはそちらになります。

それで、多賀城市、それぞれの市町村に関しましては、資格の得喪関係であるとか、それから保険料の徴収事務、大きく分けるとこの二つになるわけでありまして、そのために、こここのところは、全般的なことをつかさどる場合には、「制度」というのはあえて入れないわけでありまして、制度に関することということは、全体的な中で、ごく一部に関して多賀城市の方が関与するという、あえてその制度に関することということで、こここのところは入れさせていただいたと、そういうふうな使い分けをさせていただいております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

国民年金も同じではないですか。前は市役所でやっていたのですけれども、今は社会保険事務所の方にすっかり移っているのではないのかということなのですが、それはどうですか。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

国民年金に関しましては、これはあえて、今回、もう既に長年こういうふうな形で事務分掌の表現をしておりますので、これはあえて今回は変更はいたしませんでした。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

苦しい答弁ですね。普通、こういう見直しをやるときには、字句上の表現も含めて、見直すときは見直しているのですけれども、「制度」と書いてあるから、書いてないからといって、大勢には影響がないので、よいことにしておきます。

それから、収納課に改めて、さまざまな徴収金の収納をするのだということですね。私は、一つ懸念しているのは、例えば、国保の担当の課が、給付も賦課も徴収もやるという状況の中では、やはり被保険者の生活をよくつかんで、柔軟な対応をするといえますか、そういうふうなことができると思うのです。それは学校給食でも同じ問題があると。本当に困って、払えないと。そういう実情をつかんだ場合には、それなりの対応をやるのだと私は思うのです。

それが、いわゆる徴収をするところだけが徴収するということになるわけですね。私は、無慈悲な取り立て部署になるのではないかと、なる危険性があるのではないかとという心配を持っているのです。それで、そういう心配はないのかどうかという問題なのですが。要するに、市民の生活状態がどうあろうと、とにかくうちの方は取り立てるところなのだというところで、機械的な対応になる危険性はないのかと、どうでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

そういう懸念もあるかと思いますが、この収納課の現状は、ほかの市税や、そのほかの使用料等の滞納も一元化することによりまして、どのくらいの世帯に負担がかかるのかといったような状況もつかめるかと思えます。

現在は、それぞれの課がそれぞれ徴収しますと、その税目、その使用料のみに目が偏ってしまうというか、そういうふうな懸念がされますので、収納課でもって一元化することによって、その辺の世帯の負担の状況であるとかが、的確につかめるのではないかと、こうように考えてございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

多重債務の解決の問題で、私、前に一度一般質問をやっているのです。政府からも、役所の取り組みが必要であると。住民の状況が一番よくわかるのが自治体なのだ。だから、自治体ぐるみでその多重債務者の解決に当たることが大事なのだという通達も出ていました、「多賀城はどうなっているのだ」というように聞いたら、「既にやっている」というお話でした。

私は、そういう面から言うと、この収納課が果たす役割は非常に重要になると。今までもそれぞれの部署でやっていたと言うのですけれども、今、室長がおっしゃるように、何かの滞納があるというのは、もう別な滞納もあるということなのです。そして、サラ金関係の多重債務も抱えている人が多いんですね。

そうなってくると、この収納課と市民相談の窓口、あるいは弁護士、あるいは法テラス、そういうようなところと連携をして、そういうふうな解決に当たっていくという視点が、非常に重要になってくると思うのですけれども、その辺の位置づけといいますか、それについてはいかがですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

全くそのような考えでありますし、その収納課も、市民相談の窓口も、同じ市民経済部でありますことから、そのような対応をとっていききたいと、このように考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

説明会でもお話ししましたが、今回の改正によって、スリム化を図るということになっていくわけですが、若干気になるのは、管財課の中に営繕から建設契約から全部ここに総括していくということになると、いろいろな問題が発生しないようにするためにはどうあるべきかということまで研究をされて、こういう集合化をしたのか。

もう1点、アウトソーシング、平成18年度の緊急再生戦略の中で、その17ページにも、「組織のいろいろな対応ということを考えて、特に、職制が最大限有効的に働くためには、グループ制の導入などを」ということを掲げております。

そして、具体的な内容といたしまして、「分権時代にふさわしい行政運営」というところで、「組織の改革の必要性」というところがあります。

1項目については、既に市長公室が誕生され、そのことが実現されているわけですが、2項目には、「グループ制導入などの組織、職制、職責を改正する」ということで、平成18年度から導入をしていこうという計画で明らかになっているわけですが、その辺についてどのように検討され、どういう目標を持っておられるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

まず、第1点目の、いろいろ工事の発注であるとか、契約であるとか、それから最終的には検査であるとか、こういったもろもろの一連した業務があるわけでございますけれども、今回の管財課構想につきましては、メーンを施設の施設経営といったような視点に立って、こういう組織を組んだわけでございますので、ただいま竹谷議員がおっしゃったような、ある程度偏ったような組織にはならないように種々検討した上で、管財課を設けたといったようなところでございます。

それから、第2点目の、アウトソーシングに伴うそのグループ制の導入等につきましては、アウトソーシング、市長公室の方の設置もでございますけれども、今後、大量退職時代に向けたその組織の改編というのは、少人数系の解消であったり、それらを解消しつつ、そのグループ制がどのような組織に適するのかといったようなところも、今後細かく検討した上で、グループ制の導入を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

管財課の関係は、相当現状を踏まえて議論されてやられたのは理解するのです。

ただ、それが、問題が発生しないような、今いろいろ騒がれているような問題が発生しないような、チェック機能というものを相当高めておかないと、大変なことになりはしないかという。今までは分離されていましてから、それぞれで牽制し合う関係はあったと思いますけれども、一つになるということは、そういう意味では、大変チェック機能というものを相当高めておかなければいけないのではないのかというふうに思っておりますので、それは当然、総務部長がチェック機能になるのだとは思いますが、その辺はやはりきちんと整理をしてやっていかないと、問題が起きてから、組織が悪かったのだとかということになってはいけませんので、その辺をきちんと整理をして取り組んでいただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

今、議員のおっしゃったことを十分踏まえながら、やっていきたいと考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

後段のグループ制の問題については、これはアウトソーシングとの兼ね合いもありますけれども、行政改革からいっても相当重要な課題ではないかと。

そうすると、現在多賀城の大量に退職者が出るからというよりも、その前に、それに対応できる組織体制というものを考えていくためには、新たな視点で、早急に検討しながら進めていくことが、大変行政運営では重要ではないかというふうに思いますので、その辺も含めて早目に検討していただいて、早目に議会にも説明でもしていただいて、議会と当局が十分意見調整できた中で、組織というものをスタートさせた方が、今後いいのではないかというふうに思いますので、一方的なものでなく、議会と特にそういう意味では協議をしながら、協力して行って、新しい組織体系というものについて考えていった方が、私は、より市民に開かれた行政という意味からいっても、必要性があるのではないかというふうに思っていますが、グループ制導入等の新しい課題に対応するに当たって、今、私が申し上げた点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

議会の方とも十分協議した上で、その辺の導入を進めてまいりたいとこのように考えてございます。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

このたびの行政組織機構の見直しについてでございますが、先ほど、提案の理由で、市長が、「公約の実現のために、その組織機構を見直す」というお話がございました。

それはそれで結構でございますけれども、当局の内部で検討して、組織を見直すということも非常に大事でございますが、もう一方で、市民の皆様から見て、非常にわかりやすい機構になっているのかどうか、混乱はしないかどうか、これが私はやはり非常に大事だと。

例えば、道路課と施設課が一緒になると、こういうことで混乱を招かないか、わかりづらくなれないか、こういう点も非常に大事な視点ではないかと思うます。

それから、業務量、道路課の今の業務量にしても、かなりの業務量がある、今回も議案の中に市道の認定の議案があります。市道が年々ふえていく、こういう問題があります。それから、施設課では、市営住宅と、それから公園の維持管理、そういう問題の業務量もかなりあると思うのです。その内部での業務量の問題、そしてまた、機構を見直すことによって、市民の皆様にとってどういう機構を見直して、惑わさないといえますか、わかりづらいたいといえますか、そういう機構になっていないかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

確かに、市民の目からわかりやすい組織というのは、大原則かと思えます。

これからも組織の改編というものは、もっともっと取り組まなければならない大事な業務だと考えておりますので、今、根本議員からお話がありましたように、その市民の目から

見ての、理解しやすい組織、それから、業務量も適切に反映した組織改編を今後とも進めてまいりたいとこのように考えてございます。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、今回の機構の見直しでは、その辺も十分に検討して、市民の混乱は招かない、こういうことでよろしいですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

これは、PR ももちろん広報誌などでしていかなければならない大事なことでございますけれども、今度のその道路公園課ですか、窓口を狭くして、道路も公園もとといったような対応が可能ではないかというふうに、建設部内でもそのような検討をして、このような組織になったということでございます。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

それから、今後のグループ制導入を検討するというお話で、今、竹谷議員からもお話がございました。

ある自治体で、グループ制を導入した後に、また戻したという自治体もございまして、先ほども言いましたけれども、市民の皆さんがわかりづらい、こういうことになる可能性があるのです。呼び方も全然違うようになりますし、ですから、グループ制にすると、何がメリットがあって、しない方が何がデメリットがあるのか、その辺はよく検討されて、そしてまた、市民の意見もやはりきちんと聞いて、行政内部だけの検討ではなくて、市民の皆さんにも、こういうふうにして考えているのだけれども、こういう組織体制というのはいかがでしょうかと、こういうことをしっかり聞いて、それを参考にしながら、時間をかけて検討していただきたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

全くそのとおりだと思います。今後、グループ制導入に当たっては、その先進地の事例なども十分検討した上で、市民の皆様にもわかりやすいような取り組みにしていきたいとこのように思います。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

今、グループ制導入のことでお二方が言及されておりましたので、お聞きします。

私の一般質問にもかかわってくるのですが、グループ制を一番最初に導入した三重県では、職員アンケートをとって、いろいろ改善を図ったけれども、これを契機に職員の中にストレス性疾患が非常にふえたという報告がありまして、やめているといいますが、後退しているのです。

それを宮城県でもまねをして、県の庁内でも導入したけれども、職員の間に見直し論が高まって、グループ制から少人数のところで見直しを図るというようなこともやっているという、議会の中での討論も聞きました。

そういう中で、やはり多賀城が今からそこに乗り出すということが、果たしていかなものかというふうに、多賀城の職員の間でもなかなかいろいろな問題が出ているようですので、そこのところは、市民のところのかかわりも大事ですけども、職員の人たちの健康や生活の面から考えれば、本当にじっくり考えてやらなければならないことではないのかというふうに思うのですが、今から乗り出すことについて、よその自治体で足踏みをしているといいますが、見直しをかけているようなところに、今から乗り出すことについての検討を、またしっかりやり直していった方がいいのではないかということなのですが。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

先ほども申し上げましたように、先進自治体の取り組み等も検証した上で、また、職員の意識もいろいろとアンケートなりで聞きながら、組織的にその組織、課なり係がグループ制に適合する業務なのかどうか、いろいろと検討した上で、導入をしてまいりたいとこのように考えてございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 多賀城市市民活動サポートセンター条例について

日程第4 議案第4号 多賀城市生涯学習支援センター条例を廃止する条例について

○議長（阿部五一）

この際、日程第3、議案第3号 多賀城市市民活動サポートセンター条例について及び日程第4、議案第4号 多賀城市生涯学習支援センター条例を廃止する条例についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第3号 多賀城市市民活動サポートセンター条例について並びに議案第4号 多賀城市生涯学習支援センター条例を廃止する条例についてであります。これは、去る1月31日の説明会において、議員各位に説明申し上げましたとおり、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない公益的な活動を支援するため、その拠点となる施設の設置等に関して必要となる条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは説明をさせていただきます。

まず、条例の説明に入る前に、多賀城市市民活動サポートセンター設置の趣旨につきまして、御説明をさせていただきます。

サポートセンターの設置の趣旨につきましては、さきの議会説明時に申し上げましたが、市民の価値観やニーズは複雑多様化、個別化が進み、行政の視点による効率性や専門性だけでは解決できない課題や問題が数多く存在しております。

このような状況の中、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない公益的な活動や、また、福祉活動や環境保全活動、スポーツ、文化活動、そしてコミュニティ活動などの分野で自主的に行動をされている数多くの市民がおります。

このような市民の発意に基づく意義ある活動をこれまで以上に推進し、市民との協働によるまちづくりを形づくっていくため、基盤整備の一環として、さらには、市民活動実践者の拠点施設として、市民活動サポートセンターを設置するものでございます。

したがって、サポートセンターの運営に当たりましては、市民活動実践者を支援、育成するという新たな考えのもとに設置することから、これまでの生涯学習支援センターとは利用対象者、使用料金、休館日などにおいて相違するものであります。

それでは、条例の内容について説明させていただきます。

資料 1 の 4 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 条は、制定の趣旨についてでございますが、市民活動サポートセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるというものでございます。

次に、第 2 条は、設置についてでございますが、サポートセンターにつきましては、先ほど申し上げましたが、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない公益的な活動を支援し、市民主体による豊かで活気ある地域づくりやまちづくりに寄与することを目的として設置する施設でございます。

第 2 項は、センターの名称及び位置を規定したものでございます。

第 3 条は、センターの開館時間を規定したもので、平日の開館時間は午前 9 時から午後 9 時 30 分までで、日曜・祝日の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとするものであります。

第 4 条は、センターの休館日を規定したもので、センターは、基本的に毎週水曜日と年末年始を休みとするものであります。

センターは、専門スタッフによるソフト事業中心の施設に転換を図ることから、事業の諸準備、スタッフミーティングや研修に要する時間が必要となることから、毎週水曜日を休館日とするものであります。

第 5 条は、センターの利用者の範囲を規定したもので、先日の説明会の中でも、議員の皆様方から御質問を受けたところですが、これまでの既存施設の考え方と相違している関係で、利用者の範囲を、だれもが理解できる年齢や住所などの要件で表現することが困難な施設である点につきましては、御理解をいただきたいと思います。

サポートセンターは、情報交流サロン、会議室、事務用ブース及び事務用ロッカーなどの施設設備を設ける予定としておりますが、それぞれ利用対象者が異なっております。

情報交流サロンは、だれでも利用できる施設でございますが、会議室は多賀城市民のうち、市民活動を行い、または行おうとする主たる利用対象者としております。

この市民とは、市民の発意に基づく問題や課題の解決行動であり、市民の自由意思により行うものであることから、政治や宗教などにとらわれない活動の権利と機会が保障されるべきであると考えております。

この点を踏まえて、市民活動を行い、または行おうとする者についてでございますが、1 番目としまして、不特定多数の利益増進に資する者。2 番目に、非営利活動であること。3 番目に、常に活動内容が開かれていること。4 番目、政治上の主義を推進し、維持し、または反対することを主たる目的としないこと。5 番目、特定の政党、候補者を推薦、支持目的としないこと。6 番目、宗教上の教義を広め、信者を教化育成する目的でないこと。以上の六つの要件をすべて満たす者ということを、規則で定めたいと考えております。

一例を具体的に申し上げますと、市民が自主的に主催する会合の中で、議員の方が、市の施策、方針、各種計画、議会の考え方などをお話することにつきましては、まちづくりに対する市民の参画を促す取り組みと理解されますので、そのような会合等は通常の使用料金で使用が可能です。

ただし、議員活動、政治団体の主義主張を広める活動、特定候補者の応援活動や政党の支部会議、役員会議などの場合でも、サポートセンターを使用することは可能ですが、使用する際は通常料金の2倍の金額となります。

また、会議室を使用することができる、市長が適当と認める者とは、営利活動、特定メンバーで組織するグループやサークル活動、多賀城市民以外の方で、市民活動を行う団体の活動などを想定しておりますが、この場合の料金は通常料金の2倍となります。

第2項は、事務用ブースまたは事務用ロッカーを使用することができる者を規定したものでございますが、市内を拠点として、継続的に市民活動を行う見込みがある者で、市民活動を行うために必要な専用の事務所を有しない団体とするものであります。

第6条は、センターの施設または設備の使用許可について規定したもので、第1項において、会議室、事務用ブース及び事務用ロッカーを使用する際は、申請により、市長の許可を受けなければならないと規定しております。

なお、会議室は、使用しようとする日の2カ月前から、使用しようとする日の当日まで申請することが可能となります。

また、事務用ブース及び事務用ロッカーの使用者については、使用の資格、使用条件、使用料、公募の期間、申し込み方法などを公表し、公募とし、応募多数の場合は抽選により使用者を決定したいと考えております。

第2項では、センターの使用許可をしないことができるということを規定したものであります。

第3項では、事務用ブース及び事務用ロッカーの使用に係る使用許可の期間を1年と規定しますが、第4項においては、使用許可は連続して受けることができると規定するものであります。

使用許可の期間を1年としたのは、毎年使用許可を出す前に、使用資格の要件を満たしているか確認させていただき、その要件を満たしていれば、連続して使用許可を受けることができるとしたものであります。

ただし、事務用ブースの使用の期間については、最長3年とするものであります。

3年と限定したのは、この期間内に団体運営に必要とするノウハウを習得していただき、組織としての自立をしていただきたいとの考えからでございます。

また、順次新たな団体も利用することができるよう、一定の期間を設けるものであります。

なお、事務用ロッカーにつきましては、使用の期限を設けておりません。

第7条は、許可の取り消し、第8条は、入館の制限を規定したものであります。

第9条第1項は、使用料の納入を、また、第2項では、使用料の額について規定したもので、9ページ別表のとおり使用料を設定するものであります。

第3項では、先ほど第5条の中で説明を申し上げましたが、本来のセンター利用者以外の者、市長が適当と認める者が、営利活動、特定メンバーで組織するグループやサークルの活動、それに多賀城市民以外の方で、市民活動を行う団体の活動などで使用する使用料を規定したもので、条例で、3倍以内において、規則で定める額としておりますが、3倍相当の金額では、これまで生涯学習支援センターを同条件で使用している方々にとっては、使用料が高額になることから、条例に定める使用料の2倍の料金と設定をしました。

第4項は、使用料の納入期限の規定であります。

第10条は、使用料の減免について規定したものでありますが、議会説明会でも申し上げましたが、センター会議室の使用料は、主な利用対象者、利用対象者というのは、市民活動を行い、または行おうとする者ですが、これを想定し、設定していることから、市民団体に対する減免規定は原則設けておりません。

ただし、市主催事業及び青少年、つまり18歳未満の児童・生徒が、施設の設置目的に合致する活動で使用する場合は、全額免除とするものであります。

第11条は、使用料の返還について、第12条は、目的外使用の禁止についての規定であります。

第13条は、使用权の譲渡、転貸しの禁止について規定したものであります。

第13条のただし書きに記載しております、使用許可に係る権利の譲渡または転貸しについて、市長の許可を得たときは、任意団体、これは法人を有しない団体ですが、事務用ブース及び事務用ロッカーを使用する場合、許可書は団体ではなく、その代表者に対し発行することから、使用期間中に代表者が変更した場合も対処することができるよう、市長の承認を得た上で、権利の譲渡を可能とするものであります。

また、使用許可を得ている団体の下部組織の利用を、市長の承認を得た上で、時限的に転貸しでの利用を可能とするものであります。

例えば、100年構想実践委員会が使用許可を得ているが、下部組織が一時的に使用する場合などがこれに当たります。

第14条は、損害賠償義務を規定したものであります。

第15条は、規則への委任を規定したものであります。

附則についてでございますが、条例の施行期日は、平成20年6月1日から施行するものですが、許可及び使用料の納入並びにこれに必要な手続その他の行為などにつきましては、この条例施行日前の平成20年4月7日から施行するものであります。

これに伴いまして、現在の生涯学習支援センターは、平成20年3月31日をもって廃止されるものであります。

続きまして、議案第4号 多賀城市生涯学習支援センター条例を廃止する条例についてですが、先ほど説明させていただきました多賀城市市民活動サポートセンターが施行されることに伴いまして、この条例を廃止するものであります。

12ページをお開き願いたいと思います。

附則についてであります。平成20年4月1日から施行するものでありまして、この条例の施行前に係る使用料の納入及び返還については、従前の例によることとし、罰則におい

でもこの条例の施行前に係る行為については、なお従前の例によるものとしたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。ありませんか。17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

市民活動サポートセンター条例についていろいろ説明がありましたが、第2条の、使用関係であります。ちょっと確認しておきたいのですけれども、NPO法人、これは非営利を目的とするとはいいながら、利益を得た団体は、きちんとその税金を、法人に基づいて納付することになっていますね。それで、NPO法人はこれを利用できるのか。

また、あと、暴力団とか宗教団体、そういった団体が、構成する構成員を代表者にして、仮に、「明るく、楽しく暮らす多賀城の会」のような、社会団体のような名前で活動するといった場合には、これは利用できるのかどうか、その辺について確認だけしておきます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

先ほども申し上げましたけれども、使用条件としましては、「市民活動もしくは市民活動を行おうとする団体」ということで、そういう団体に広く貸すということでございますので、そういう趣旨であるならば、貸すということになりますけれども、暴力団の団体が構成するということの部分なのですけれども、その辺は、内容を詳しくお聞きさせていただいて、その中身によって判断させていただくということになると思うのですけれども、先ほど私の方で六つほどお話しさせていただきましたけれども、それに合致するならば、貸しますし、そうでない場合についてはまた違ってくるという形になると思います。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

貸し出しするときには、一々どこまで調べるかというその作業も大変ではあります。大体そういったときには、政治団体活動をしている人とか、あと、宗教団体活動をしている人とか、暴力団の構成員とか、そういった人たちがそこまで肩書をつけて申し込みはしないと思うのです。

ただ、先ほど言いましたように、仮に、「楽しく暮らす多賀城の会」を開きますとか、会議をしますというような形で、一市民のような形でその代表者として申し込んだ場合、そして、後でいろいろなことが発覚したときには、社会的騒乱のもとになるのではないかと、一つ心配があったものですから、確認のためにお伺いをしました。（「回答はなしですね」の声あり）

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

このたび、市民活動拠点としてサポートセンターが新設されることになりましたが、これに向けましての当局の御努力をまず評価させていただきたいと思います。

私、条例ということでなくて、この6月に向けての改修についてちょっとお伺いしたいと思います。説明会でもお伺いいたしましたが、今回、2カ月かけて、今までの生涯学習センターから、活動センターとしての使いやすい方向に改修するというので、その中で、障害者に向けたトイレなども改修するというようなお話もありました。

それで、やはりそういうふうな方向で改修するというので、エレベーターの設置も一緒に今回されたいのではないかとということで、説明会で御質問させていただきましたが、今回は考えていないということなのですけれども、私もその後、いろいろ考えましたけれども、やはり市民が推進している市民活動の参加のまちづくりをする拠点ということから、やはりそれを活用する多くの利用者が、やはり現在は高齢者が多いというのが現状ではないかと思えますし、また、障害者の方も使いやすいという、そういう拠点をつくるわけですので、ぜひ改修に当たっては、もう一度、エレベーター設置という方向で検討していただきたいというふうに思います。

それで、まず、できないという理由は、やはりいろいろな意味で財政の問題が一番なのだと思います。それは私も理解しておりますが、そのエレベーターをつけないという最初からのありきではなくして、つける方向で検討されたことはあったのかどうか。また、あったとしたら、試算もされていると思うのですが、エレベーター設置のときの試算はどの程度になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、エレベーターの設置につきましては、市長も一般質問があったときに答弁しているとおり、現在のところは、ちょっと財政的な部分もあるので、設置はできないというような回答をさせていただいていると思うのですけれども。

それから、エレベーターの設置の検討ということで、私どもの方でも試算しましたところ、3,000万円から3,500万円ぐらいかかるというようなことがあったものですから、つけたい意思はあったものの、高額なので、その辺については、2階、3階を不自由な方が使用する場につきましては、スタッフがマンパワーで対応したいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

そのお話は以前にも聞きましたが、まず、一つですが、3,000万円から3,500万円ぐらいかかるということですが、今回のサポートセンターの前に、今回、「史遊館」ができましたが、そちらの方はどのくらいかかりましたでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ちょっと今、その分の資料を持っていませんでしたので、ちょっとお答えできかねます。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

それもちょうと調べていただきたいのですが、私が聞いている情報では、そんなにかかっていないような感じでありまして、また、あと、ほかの業者に聞きましたら、いろいろやり方もあるのですが、どのくらいかかるものかということを知りましたら、最低 1,000 万円以上はかかるでしょうというようなお話で、かなりの開きがあるのかというふうに感じます。

それと、あと、補助事業というものもあると思うのです。公共施設ですので、そういうのにつけるのに、国ではバリアフリー法という法律も、新法もできておりますし、そういうところからの補助事業を利用するという、活用するというのも考えられるのではないかと、いうふうに思います。市としても、つけたい気持ちはあるのでしょうけれども、財政がということが一番の理由だと思しますので、ぜひその辺も検討していただきたいというふうに思います。

いずれまた、そのうち、財政に余裕ができたらつけるというような方向かもしれませんが、やはりまた改めて改修するとなれば、また財政ですか、むだになりますので、その辺、もう一度検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

現段階では、その 6 月開館に向けていろいろ検討してまいりましたので、今回につきましては、その部分が入っておりませんでしたので、とにかくそのエレベーターの件につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

確認だけさせていただきたいと思っております。説明会で、公の施設の使用料選定のときに、行政コストを中心とした説明を当局はいたして、それによって料金を算定したと。

今回は、その行政コストを、公の施設と逆の考え方で基準を定めたということで、説明会では、負担割合を市負担が 75%、利用者負担が 25%以下ということを基本にして、使用料を定めたという説明でございますが、この公の施設と今回の施設の違いは、それの上に使用料の、3 ページに書いてありますけれども、今後もこういう趣旨を、市のこういう施設の

基本方針として進めていくということであると思いますけれども、確認をしておきたいと思いがいかでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

その施設、施設によって、その辺の適用、どのような利用者の負担、市の負担というものを、その施設の特性に応じて、その辺の負担割合を検討していきたいとこのように考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

行政の関与度合いが高いものについては、これ以上にもなるときもあり得ると。行政負担の割合が。行政関与の割合が低い場合は、公の施設よりも若干高いような利用者負担を高くする場合もあるという、その施設、施設で今後はいろいろと揺れていくのだというぐあいの説明のように受けとめられるのですが、そういうふうに聞いておいてよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

一つは、先ほど、使用料の関係と、使用する場合の問題が、口頭で説明されておりますけれども、私は、少なくともあれは説明会の中できちんと出ている問題ですから、改めてで結構ですが、規則に載るということですから、それはそれでいいのですけれども、その前に、やはりあの口頭で説明された内容は、議会の方に資料として配付した方がよろしいのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

今、私が説明させていただいた六つの項目を、資料として出すということでございますか。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

規則で定めると言いましたね。3 倍というか、2 倍にするそうですが、その場合と、そうでなく、この料金でやる場合と、それぞれ規則で定めていきますという。団体について定めますということをおっしゃいましたね。ですから、そのことで結構だと思います。その内容で結構だと思います。規則で載せようとしているものについて、2 倍取る団体と、この料金でいく団体がこうですよ。それから、ブースの関係も、こういう団体はだめですと、こういう団体はいいと、これは規則で定めると言っておりましたので、規則は後でもらえばわかるわけですがけれども、少なくとも説明会で御質問されて、そういう御説明をしているわけですから、その内容については議会の議員の方に明らかに、資料として配付した方がよろしいのではないかと思いますので、お聞きしましたのですがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

言葉の表現が若干、今、私が 6 項目話した部分を、規則の中身は今現在検討中です。ですから、そのままではないとは思いますがけれども、若干表現が違って来るかもわかりませんが、今、概要の部分だけは差し上げられると思いますので、では、後ほどそれは提出をしたいと思います。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

資料の 7 ページなのですがけれども、第 14 条、市民活動サポートセンターとして、いよいよ 4 月 1 日から、前回の説明以降、すばらしい、懇切丁寧に、説明が随分と細かく内容までずうっと触れてまいりまして、今、その取り決めをつくっている段階だというふうなことから、「センターの施設、設備または備品を損傷し、または滅失したものは、その損害を賠償しなければならない」、これ逆のパターン、ロッカー、いわゆるあとはブースの、万が一同じような、逆の現象が起こった場合には、どのような責任形態をとられるのかというふうな形など、要は、センターがとるのか、この団体がとるのかというようなこと、今の段階ではどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

利用している団体の方の預けているものが、施設で逆に壊されたといいますが、そういう部分ですね。そうすると、一応施設になるという前提でおりますので、ちょっとまだ想定はできないのですがけれども、基本的には、その中身によるのかと思うのですがけれども、故意または過失なのか、その辺の中身によるのかと思っておられますけれども。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

市民活動サポートセンター、今、会議室等で出入りが本当に活発になっていく、どのような方が入ってくるかわからないというふうな状況です。一応こういうことも想定されないわけではないだろうというふうなことで、この辺のところもきちんと、契約の段階、多分契約をされて、このブースなりロッカーなりを使用していただくというふうな形になっていくのしょうから、この辺のところを明確にしておかないと、後々大変なことになるのではないかというふうに思います。これは要望にとどめておきます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

7 ページの、第 10 条についてお尋ねします。減免規定は、この料金自体が安く設定してあるので、減免の条項等につくらないで、これだけで対応するのだというお話でした。

ただ、一般的には、市が使う場合は、その 10 割減免、要するに料金は要りませんか、これまでではですが、それから、PTA だとかそういうところが使う場合はこうです、というふうなことがあったと思うのです。

それで、これを忠実に解釈すると、市があそこを使った場合に、一体どうなるのかというふうなことがどうも不鮮明です。

それから、万葉まつりの実行委員会が、あそこを拠点にずうっとやってきましたけれども、それらについては一体どういうふうになるのか。

条例はこれだけなのですけれども、そういうふうなことを考えたら、規則で新たにそういうふうな点を、基準をきちんと設けるつもりなのか、その辺について回答をお願いします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、減免の関係につきましては、原則的に市民活動をする施設ということで、既に減免した形での料金が設定されているということでございます。

それから、先ほど説明させていただいたように、市主催事業及び青少年、18 歳未満の児童・生徒が使用する場合については、目的に合っているならば、全額免除しますということ、これは規則で定めたいと考えております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、全額はそれだけに限定するということですね。それ以外は一切認めないのだと。ですから、この減額された料金で、例えば PTA などに使っていただくと。

それから、万葉まつりの実行委員会なのですけれども、いろいろな道具類といいますか、あそこに現時点で既に保管してもらっていると思うのですけれども、そういう万葉まつりのそのいろいろな道具関係は、一回締め出すという意味なのですか。これはどういうふうに理解すればいいですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

万葉まつりの備品等なりいろいろな道具がございますけれども、それらにつきましても、一応原則としては、ロッカーの部分は有料で貸し出すということでございますので、基本的には、それらのブースなりロッカーなりの部分で、料金をいただくような考え方でおります。

それと、先ほどちょっと、私、説明しなかったのですが、万葉まつりの実行委員の方々が利用する場合についても、使用料をいただくというような考え方でおります。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、万葉まつりについては、市としても補助金を出しているのですが、それは市の補助金の中から、このセンターを使うときには使用料を払うのだと、そういう関係になるのだということですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

市主催の事業の場合については、全額免除になりますけれども、ああいう万葉まつりの部分で、その会議をやるなどという部分の使用につきましても、この料金をいただくという考え方でおります。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

今、藤原議員が質問したことにも関連すると思うのですが、今までは生涯学習支援センターは、教育委員会の管轄で、長年使ってきたと思うのです。ですから、その価値判断も大分これから、よく言えば市民に大きく門戸を開くと、メリットもあると思いますし、デメリットもあると思うのです。今まで、その教育ということに、どちらかという重きに置いて使ってきた価値判断が、大分変わってくると思うのです。使いやすくなる人もいられるでしょうし、使いにくくなる人もいられると思うのです。その辺の調整はどのようになさるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

基本的には、市民活動をやっていただくというような考え方で、このセンターを設置するわけですので、そういう考え方に基づいての料金設定ですので、その考え方に基
づいてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

従来ずっと使ってこられた方々に、このように変わりますというそういう説明の場など
は持つのでしょうか。その辺をお聞きしたいのです。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

この生涯学習支援センターを利用されている方々につきましては、1月に説明会を十分させ
ていただきました。午後と夜の部の2回に分けて、説明をさせていただきました。

料金等も、このようになりますということを詳しく説明をさせていただき、御理解をいた
だいたものと思っております。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

この市民活動サポートセンターの設置ということに関しまして、待ちに待ったりというこ
とで、これからいよいよ、市長が目指す市民との協働のまちづくり、そしてまた、一生懸
命まちづくりのために、あるいは市民活動をしている方々をサポートしていこうと、こ
ういうことが本格的に、ここを拠点として始まるなど、このような感じがいたします。評価
をしたいと思えます。

そこで、これは市長の政治判断で設置をされるということですのでございますから、市長にお伺
いしたいと思えますが、こういう一番大事な、市長の政策とも合致した施設ということで、
これを支援していくということでもありますね。

それで、やはり、今、相澤議員もおっしゃいましたけれども、使いやすい施設、使い勝手
がいい施設、これがやはり基本であろうと、まずこう思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

根本議員おっしゃるとおり、使いやすい施設にしていきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、使いやすいということは、使いやすいということでございまして、若い人からお年寄りまで使いやすいということになります。あるいは、障害者の方も使いやすいということになります。

先ほど松村敬子議員がエレベーターのことを言いました。これだけ市長が、市民との協働、あるいは活動推進を支援していくという思いの詰まった施設だけに、やはり障害者の方が、例えば大会議室で会議を開く、こういうときに、総務部長が一生懸命十何人を運んでいくのかと、こういうことにもなりかねない。

ですから、やはりこれは、改修費用を予算で措置をされております。これを改修した後に、またエレベーターを設置する段階になったときに、余計なお金もかかる、こういうことも想定されます。そうすると、改修すると同時に、しっかりと綿密に計画をして、設計を立てて、そして、いただける補助金はいただきながら、最小限の持ち出しで計画をするということも、私は非常に大事だとこのように思います。できてから、エレベーターの設置というのは、新たにやるのはなかなか難しいとこのように思うのですけれども、市長、いかがですか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今回は、それなりの予算とかいろいろな枠組みが一応ありますので、改修というようなことですが、ただ、あそこに就職活動を支援する施設が、あれが恐らく、仙石線の連続立体交差事業が大体完了するころか、あるいは、どちらに入れるかはちょっとわかりませんが、北側の再開発もにらみながら、恐らく移動する時期も出てくるかと。これは絶対移動してもらわなければいけない、また、市民活動の活発な活動のためにも、そういう改修をぜひしたいというふうに思っていますので、そこまでいくかどうか、三、四年先になりますけれども、もう一度改修しなければいけないというふうなことも出てきますので、その辺もにらみながら、先ほど、松村議員の質問に答弁あったように、エレベーターでもいろいろなエレベーターがあるかと思えます。その辺ももう少し検討させていただいてから、きちんとした答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

19 番石橋源一議員。

○19 番（石橋源一議員）

すばらしいセンターが6月から機能するわけでございますけれども、過日の説明会等々でも説明がありましたけれども、管理運営の形態について、公設公営、一部業務委託だという説明をちょうだいいたしました。

このことについて、現状での見通し等々についてまず御説明賜りたいとこう思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

これにつきましては、プロポーザル方式によりまして公募をしたいというふうに考えておりました。

それによりまして、ただし、条件としましては、多賀城に住んでいる人を4名か5名ぐらい採用してくださいということも条件に含めながら、そして、多賀城の人たちが市民活動を行えるように、ある程度学んでいただいて、そしてその方々で、今度、逆に運営できるようになると、多賀城市にとっては非常にいいのかというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

今、多賀城小学校の建築方式がプロポーザル方式をとったということは、共通の認識にあるわけでございますけれども、今、サポートセンターもプロポーザル方式を採用して、管理運営をお願いをするのだという説明だろうと理解をいたしますけれども、公募する場合に、仮に対象となる団体は、これは応募するわけですから、市内に今の時点で、このことに応募できる組織等々があるのかなという見通し等がありましたら、賜りたいと思っておりますけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

現在のところは、市内で運営できる場所というのがないものですから、多賀城市民を4名から5名ぐらいあわせて採用していただいて、そして力をつけて、そしてできるようにしたいということでございます。現在のところはないと聞いております。

○議長（阿部五一）

19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

ぜひ総務部長の今の答弁の説明の内容等々を、いずれ多賀城の市民の方々に管理運営できる組織に持って行ってもらいたいという、そのためにも、今回、応募していただく方については、五、六名の採用等々も見ながらだというふうな指導をするのだということで、了解をいたしました。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

最後に1点だけ。駐車場の問題なのですが、あの中に、市の親交会が借りて、駐車していて、この問題を解決する必要があるのではないかという提起をやってきました。

それで、副市長が、何とかするのだというふうな話、要するに、水道と教育委員会と市長部局できちんと話し合っ、解決すべきではないかという質問をしたら、市長ではなかったような気がしましたが、「わかりました」という話だったので、いまだに何の話もないのですけれども、どうなっているのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それにつきましては、市と職員親交会、それと水道事業所の方で協議をしまして、3月31日をもって、職員の親交会の方に貸し出している部分については、やめるという方向性でして、市民が広く使えるという方向性で今やっております。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第3号 多賀城市市民活動サポートセンター条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 多賀城市生涯学習支援センター条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は25分であります。

午前11時16分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

日程第 5 議案第 5 号 職員の自己啓発等休業に関する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 5、議案第 5 号 職員の自己啓発等休業に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 5 号 職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。これは、地方公務員法が改正され、地方公務員の新たな休業制度として、自己啓発等休業制度が設けられたことを受け、本市における同制度の実施に関し必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、資料 3 の議案関係資料の 2 ページの方をお開き願いたいと思います。

ただいま市長の説明にもありましたとおり、今回、地方公務員法が改正され、自己啓発等休業制度が設けられました。

これは、地方公務員の公務に関する能力開発を促進する観点から、職員みずからの発意に基づいて、職を保有したまま、大学などにおける課程の履修または国際貢献活動のため休業を承認することができることとされたものであります。

そこで、条例の説明に入ります前に、資料に基づき、制度の概要について若干説明をさせていただきます。

まず、1 点目に、制度の枠組みといたしまして、任命権者は、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例に定めるところにより、3 年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修及び国際貢献活動のため休業を承認することができるものであります。

2 点目といたしまして、自己啓発等休業期間においては、職務には従事しないものの、休業時の職を保有するものでございます。

3 点目といたしまして、当該休業中は、育児休業と同様に、給与の支給はございません。

4 点目に、当該休業の承認は、その職員が休職または停職処分を受けた場合には、効力を失うものでございます。

5 点目といたしまして、大学等課程の履修または国際貢献活動を取りやめたこと、その他条例で定める場合には、当該職員の承認を取り消すものとなっております。

そこで、本市においても、公務に求められる分野、能力が多様化する中であって、意欲を有する職員の自学を促し、能力形成の手段として有効なものであるとして自己啓発等休業制度を導入し、条例を制定することとしたものでございます。

それでは、資料 1 の 14 ページをお開きください。

新たに制定する条例案について説明させていただきます。

第 1 条では、この条例が、地方公務員法第 26 条の 5、自己啓発等休業の規定に基づき、必要な事項を定める目的であることを規定しております。

第 2 条では、法第 26 条の 5 第 1 項において、任命権者は、条例で定めるところにより、自己啓発等休業を承認することができるとしていることを受け、承認に係る規定を定めております。

具体的には、承認の要件として、次の 4 点を規定しております。

まず、本市では、地方公務員としての長期的な人材育成の観点から、採用当初の基本的な異動の単位はおおむね 3 年としておりますことから、「在職期間が 3 年以上」と規定しております。

次の、「勤務成績が良好な職員が申請した場合」につきましては、例えば、繁忙部署にいる勤務成績良好者が自己啓発等休業を取得できず、勤務評価が良好でない職員や長期間勤務に従事しなかった職員が当該休業を取得できるような場合、組織のモラルの低下が懸念されることから規定したものでございます。

また、「公務の運営に支障がなく及び公務に関する能力の向上に資すると認めるとき」については、法にも定めているところでございますが、当該休業の取得に当たっては、あくまでも公務能力の向上に資するもので、ひいては地方自治体の利益となることを想定しているものでございます。

当該休業の理由としましては、大学等課程の履修及び国際貢献活動を規定しております。

大学等課程の履修につきましては、基本的に当該休業は公務に関する能力の向上に資することを承認の要件としていることから、国と同様、大学や大学院等を想定しておりまして、個人の趣味に関するものや、転職を前提としたような教育を行うような施設は想定しておりません。

また、国際貢献活動のための休業としましては、公務感覚の醸成等を図ることを意図としておりますことから、個人が行う奉仕活動ではなく、国際協力に資するという目的を持って行う活動、現行制度では対応が困難である外国における活動、労働の対価を求めない奉仕活動、職員として参加することが適当であると認められる活動を想定しております。

第 3 条では、法に定める 3 年を超えない範囲内において、自己啓発等休業の期間について規定しております。

大学等課程の履修については、大学の学部の専門課程及び大学院の修士課程等、2年で履修できる教育施設が多いこと、また、近年、専門職大学院など高度専門職業人の養成を行う教育施設が設置されていることから、基本的に2年とし、国際貢献活動については、青年海外協力隊などの派遣前訓練を含む活動期間が、おおむね3年程度であることを踏まえて、3年を上限としております。

第4条では、自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設について規定しております。

第1号は、大学及び大学院等を、第2号は、独立行政法人大学評価学位授与機構により、大学や大学院等と同等の学位が受けられることとなる課程を提供している教育施設を、第3号では、それに準ずる外国の大学等を規定しております。

第5条では、法の定めに基づき、自己啓発等休業の対象となる国際貢献活動の奉仕活動を条例で定めることとしていることを受け、奉仕活動の内容について規定するものでございます。

第1号は、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動などを、第2号では、その他第1号に準ずるものとして任命権者が定める奉仕活動としております。

第6条では、自己啓発等休業の承認の申請をするために、当該休業を申請する職員が明らかにしなければならない事項について規定しております。これは、公務の運営に支障がないこと及び当該職員の公務に関する能力の向上に資するか否かについて、承認に当たって考慮することとしていることから、休業をしようとする初日及び末日を明らかにするとともに、大学等課程の履修の場合には課程や修学の期間など、国際貢献活動の場合には、活動組織や活動地域などの内容を明らかにすることを規定しております。

第7条は、自己啓発等休業の期間の延長について規定しております。

同条第1項では、第3条に規定する休業期間を超えない範囲内において、延長しようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対して延長を申請することができることを規定しております。

同条第2項では、特別の事情がある場合を除き、当該休業の延長は1回に限ることを規定しております。

同条第3項では、期間の延長に係る任命権者の承認基準について、第2条の規定を準用することを規定したものでございます。

第8条では、法第26条の5第5項で規定している、大学等課程の履修または国際貢献活動を取りやめた場合、その他当該条例の承認の取り消し事由について規定しております。

第1号では、当該休業をしている職員が、正当な理由なくみずから大学等課程を休学もしくは頻繁に欠席している場合、または奉仕活動の全部もしくは一部を行っていない場合を規定しております。

第2号では、何らかの事由が生じたことにより、大学等課程を休学し、停学にされ、または欠席していること、奉仕活動の全部または一部を行っていないことその他の事情により、大学等課程の履修または国際貢献活動に支障が生じる場合を規定しております。

第9条では、自己啓発等休業の承認を受けた職員が、任命権者からの求めに応じて報告を行う義務を規定したほか、第8条に規定する承認の取り消し事由が生じている場合に、任命権者に対してその状況を報告しなければならないことを規定しております。

第1号に、大学等課程の履修または国際貢献活動を取りやめた場合を、第2号には、大学等課程を休学し、停学にされ、もしくは欠席している場合、または奉仕活動の全部もしくは一部を行っていない場合を、第3号として、前条第2号に定める大学等課程の履修または国際貢献活動に支障が生じている場合を規定しております。

同条第2項では、自己啓発等休業をしている職員の円滑な職場復帰のため、定期的な連絡をとることにより、十分な意思疎通を図ることを規定しております。

第10条では、自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整について規定しております。

第1項では、当該職員が職務に復帰した場合、当該休業の内容が職員として職務に特に有用であると認められるものにあつては、100分の100以下の換算率を、それ以外については100分の50以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸の調整をすることができるとしたものでございます。

第2項では、前項の規定では、他の職員との均衡を著しく失すると認める場合に、調整することができるものとしたものでございます。

最後に、附則において、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

自己啓発等で休業した場合、いわゆる市町村職員共済組合の医療保険が1点。

それから、お給料が出ないということなので、ちょっとこの辺、どういう取り扱いになるのか、まずは医療保険です。

それから、もう1点は、年金、この場合は、年金というのはどういうふうにカウントされていくものなのか。

この2点、ちょっと私、この条例の文言から読み取れないので、どういうふうに休業をとった方を保障してあげられるのか、その辺、どうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

まず、保険の関係ですけれども、保険証は持たれるという形になります。

それと、年金ですけれども、この辺については、次長から詳しく説明させます。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

ただいまの御質問でございますけれども、いわゆるその短期給付、長期給付の関係ですけれども、いわゆる共済の関係につきましては、組合員期間としてみなすということで、保険証はそのまま使えるということでございます。

それから、期間計算の関係につきましては、いわゆる年金の期間に含めるというふうな形になります。

ただ、掛金、それから市負担金については、通常どおりということですので、これはお支払いしなければいけないと。本人も負担しなければいけないというような形になります。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

そうしますと、ここなのです。給与を支給しないことになっているのですね。ですから、職務復帰した後に、いわゆる納付金の方を少し加算して支払って、いわゆる空期間のないような状況になるのかどうか。その辺ちょっと具体的に教えていただきます。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

原則無給なのです、この制度自体が。ですから、いわゆる共済の部分については、先ほど申し上げましたような形になりますけれども、いわゆるノーワーク・ノーペイの原則ですので、働かなかった部分については給与が支払われないというふうな形で運用される制度というふうなことです。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

それは十分承知しているのです。もう一回言いますから、いわゆる年金、お金をもらえないじゃないですか。ですから、勉強した後に、あるいは外国に行った後、例えば職場復帰したときに、年金は掛けられますね。その間は何も掛けなくとも、身分保障されるのか、あるいは、職場復帰後に、ちょっと多目に払って、いわゆる年金を支払う期間がない、空期間が発生しないようにするのかという質問なのです。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

失礼しました。掛金については、通常どおりということになります。ですから、本人が負担をするということになります。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

自己啓発等休業の承認で、第 2 条で、「勤務成績が良好な職員」とあるのですけれども、勤務成績が良好な職員とはどういった職員でしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

今は、できるだけ客観的に見るということで、職員を評価する場合につきましては、その上からの評価、下からの評価、それとその所属長の評価というのがございます。それらを総合的に判断をしてやっていくものと考えております。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

ありがとうございます。

それで、かつ、この 2 条のところに、「当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき」ということで、成績が良好な職員の方が、今何名ぐらい、例えばこういうことで勉強しに行ってしまうと、職員として有能な方がいなくなって、多賀城市は大丈夫なのかということもありますし、こういうことを利用して、例えば 100 人の方が職員としていなくなったら、これはどういうことになってしまうのかということもちょっと気になるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

これは、あくまでも、「市の公務の運営上、支障がない範囲内において」ということでございますので、議員が今おっしゃったようなことはまずないとは思いますが、極力、市としましては、積極的にこういう活動をしていただけるような環境づくりをして、そして働きやすいような環境づくり、魅力のある多賀城市の環境という形でもっていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

この制度を利用した方について、仕事はしていないので、給料は払わないと。それは当然だと思うのですが、共済の対応としてはどういふふうになるのですか。普通、しっかりとした会社等では、例えばいろいろな事情があつて休職される場合に、その共済組合で 6 割を保障するとか、そういうようなのがありますね。地方公務員共済の側での対応というの

は何もないのですか。全く無給になってしまうのか、共済からの手当てがあるのかということなのですが、どうですか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

基本的には、その辺のところの制度的な保障はないということです。（「ない」の声あり）

後の議案になりますけれども、育児休業に関しましては、共済からの、全額ではないのですけれども、その分の一定期間部分について保障があるのですけれども、この関係につきましましては、そういったものは今のところ用意されていないということです。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、名実ともに無給で、しかも無給の状態の中で、共済の自己負担分についても払っていかないと、共済を掛けたことにならないということで、そうすると、かなり貯金しておかないと無理だということですね、これは。どうですか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

おっしゃるとおりでして、この辺の話が、実はこの法律が議論されるときに、今のようなやりとりが実は国会の中でもなかったのです。ですから、この辺は私も非常に不思議だったのです。

ただ、この法律自体が、国会の審議の中では全会一致で通っております。そういった意味で、公務員の方々が、やはり誇りを持って働けるような環境をつくっていきましょうと。特に国家公務員の場合ですと、海外青年協力隊に参加している職員はゼロだったというふうな審議が、ここの中で出てきているのですけれども、例えばそういうふうなことでか、そういった形で、お金は本人負担ということになりますけれども、公務員が能力を身につけて、幅広い知識を身につけていこうというふうなことを応援する制度ということです。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、指名ですのでお聞きしたいのですが、先ほど深谷議員もおっしゃっておりますが、いわば職員が、いい悪いの判断の基準、先ほど答弁がありましたけれども、その基準よりも、私は、行きたい方については、できるだけ門戸を広げて、協力してやるという姿勢の方が大事ではないかと。絞るというよりも、門戸を広げて、そういう環境づくりをしていき、本人の希望があればそういうものに派遣し、お勉強していただいて、多賀城市に来たらそれを反映してもらおうという仕組みにしないと、余り優秀だとか何とかという言葉での濁し

方は、私はやるべきではないと。そういう希望のある職員については、意欲のある職員については、やはりできるだけ派遣してやるような仕組みづくりをしていくというのが大事ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

基本的なスタンスはその考えでございます。

ただ、先ほど、違いは何なのかというような部分で、質問がされたものですから、その辺を話しさせていただいたということでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、説明の中で、そういうことがちらちら出ていたものですから、私は、いや、そういうのではなく、もっと門戸を広げた方がいいのではないのかという気がありました。

特に、個人負担が原則論のようでございますので、これは大変な事業だと思っておりますので、私はそういう、絞るのではなく、もっと広げていくということをお願いしたい。ですから、そういうふうに取り扱っていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

自己啓発という言葉にはいろいろな意味がありまして、私、個人的には余り好きでないというような思いがするのですが、先ほどは、優秀な人はどういう人だというような質問もありましたけれども、一切応募がないとしたときに、いろいろなところで比べたりするような状況の中で、やはり少しは応募してほしいという思いがあったりすると、「あなた、行ったらどうだ」というような呼びかけなどというのは、やるのですか、やらないのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

この制度については、職員の方にもやはり周知をしながら、こういう制度があるということを理解していただいて、それで活発に活動していただくということも必要なことなのかと思っておりますし、次の部分で出てくる育児休業等の関係もございましてけれども、その辺も周知を徹底していきたいと考えております。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

くれぐれも押しつけにならないような、そういう門戸を広げて、行きたい人は行くというようなことも、行けるというようなことに拡充していくということも、大事なことだと思いますけれども、上からの押しつけなどがあってはならないかというふうに思いますので、御配慮のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 0 時 57 分 開議

○議長（阿部五一）

皆さんおそろいでありますので、再開したいと思います。

日程第 6 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 6、議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児短時間勤務制度が新設され、その他育児休業等に関する制度が拡充されたことを受け、職員の育児休業等に関する条例ほか4件の関係条例を一括して改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、資料3の議案関係資料の4ページをお開きください。

ただいま市長から説明がございましたように、法改正により、新たな育児短時間勤務制度及び既存の制度の拡充がなされております。

そこで、条例改正の新旧対照表の説明に入ります前に、制度の概要について若干説明をさせていただきます。

まず、新たに導入された育児短時間勤務制度ですが、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常時勤務を要する職を占めたまま、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することを認める制度でございます。

こちらのAからCまでのいずれかの勤務形態により、週20時間から25時間までの範囲内で勤務することを可能とするものであります。

また、この育児短時間勤務を行う職員に係る業務を処理するため、必要と認めるときは、当該育児短時間勤務時間を任用の限度として、短時間勤務職員を採用することができることとされております。

次に、育児のための部分休業制度については、これまで条例で定めることといたしていた部分休業とすることができる時間数が、「2時間を超えない範囲内」と法律上明示され、対象となる子についても、これまでの「3歳に満たない子」から、「小学校就学の始期に達するまでの子」へと拡大されております。

このように、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、既存制度の拡充及び育児短時間勤務制度が導入されたことを踏まえまして、本市におきましても、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の給与に関する条例、市長等の給与に関する条例、教育委員会教育長等の給与及び勤務時間等に関する条例を整備するものでございます。

それでは、6ページの、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

まず、第1条の規定による改正であります、職員の育児休業等に関する条例の一部改正から説明させていただきます。

第1条と第2条は、引用条文及び字句の整備を行ったものでございます。

また、第2条第1項第6号では、これまで「育児休業」とだけ表記していたものを「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」と改めております。

このように、今回、育児短時間勤務制度が新たに設けられたことにより、当該条例の全般にわたり、主語を明確にするなどの整備をあわせて行っております。

恐れ入りますが、以後、主語等の整備、引用条文及び字句の整備等につきましては、説明を省略させていただきます。

第3条では、育児休業終了後、1年を経過しないうちに再度の育児休業をすることができる特例の場合を定めております。7ページになりますが、第3号として、新たに「傷病によって育児休業が取り消された後、当該職員が回復した場合」を加えております。

第4号は、両親が交代で育児休業を取得することができる場合を規定しているものですが、今回の育児短時間勤務制度の導入に伴い、養育の方法に育児短時間勤務を含めております。

8ページの、第8条は、育児休業をした職員の勤務復帰後の号俸調整について、改正前には、「当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなす」こととしておりましたが、この換算率を「100分の100」へと改めるものであります。

第9条では、育児短時間勤務をすることができない職員について、第2条の育児短時間の場合と同様に規定しております。

9ページの、第10条では、1年を経過しないうちに再度の育児短時間勤務をすることができる場合として、第3条の育児休業とほぼ同様に規定しておりますが、第4号として、「育児短時間勤務の勤務形態を変更した場合」を加えております。

10ページの、第11条では、育児休業法第10条第1項第5号において、「条例で定めること」とされている育児短時間勤務の勤務形態として、公務の運営上、週休日が土・日とは限らない交代勤務の場合を規定しております。

第12条では、育児短時間勤務の承認または期間延長の請求手続について、「1カ月前までに行うこと」を規定しております。

11ページになりますが、第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由を定めております。

第1号及び第2号は、育児休業と同様ですが、第3号として、「育児短時間勤務の形態を変更する場合」を加えております。

第14条は、育児休業法第17条の規定に基づき、育児短時間勤務職員から常勤職員への復帰申請があった場合に、やむを得ず、引き続き育児短時間勤務とする場合を規定しております。

第1号は、並立任用により、過員が生じる場合でございます。

第2号は、育児短時間勤務制度の導入に伴う新たな措置として、任期を定めた育児短時間勤務職員の任用は可能となっておりますが、早期の復帰により、短時間勤務職員の異動等の措置ができない場合でございます。

第15条では、第14条の規定に基づき、やむを得ず、引き続き短時間勤務とする場合は、開始及び終了時に、「書面で通知しなければならない」ことを規定しております。

第 16 条は、短時間勤務職員の任期の更新に当たり、第 6 条に定める育児休業における任期付採用職員の任期の更新と同様に、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととしたものです。

12 ページの、第 17 条では、部分休業をすることができない職員を規定しておりますが、第 2 号として、育児短時間勤務及び第 14 条に定める「やむを得ず引き続き短時間勤務とする場合」を、新たに追加しております。

第 18 条は、育児短時間勤務制度の導入に伴い、見出しなどを整理するとともに、部分休業の承認要件として、「職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間」と規定していたものを、「子の養育」のみへと緩和し、第 2 項としたものでございます。

次に、14 ページからの、第 2 条の規定による改正であります職員の勤務時間、休業等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

この条例改正は、ただいま説明させていただきました職員の育児休業に関する条例の改正に伴う整備を行うもので、主に勤務時間の異なる育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員について、勤務時間、休暇等の換算方法等の改正でございます。

第 2 条第 2 項として、育児短時間勤務制度の導入により、育児短時間勤務職員及びやむを得ず引き続き短時間勤務を行う職員を、「育児短時間勤務職員等」と規定し、当該勤務の内容は、「任命権者が定めること」としてあります。

第 3 項では、従来第 2 項として地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員について規定してありましたところを、今回導入された育児短時間勤務制度に伴う短時間勤務職員が、新たに同法に基づく職員とされたことから、前者を第 3 項「再任用短時間職員」とし、後者を第 4 項「短時間勤務職員」として、引用条文の整理を行ったものでございます。

15 ページの、第 3 条第 1 項では、週休の割り振りとして、育児短時間勤務職員等には、勤務の内容に従い、土・日の週休日のほかに週休日を設けることとし、短時間勤務職員については再任用短時間職員と同様の扱いとしてあります。

このように、短時間勤務職員につきましては、当該条例の中では再任用短時間職員と同様の扱いをすることとし、所要の改正を行っております。

恐れ入りますが、以下、当該箇所について説明を省略させていただきます。

第 2 項では、育児短時間勤務職員等の勤務時間の割り振りは、「勤務等の内容に従い、1 日につき 8 時間を超えない範囲内とすること」としてあります。

第 4 条第 2 項では、週休日及び勤務時間の割り振りを定めるに当たり、育児短時間勤務職員等については、勤務等の内容に従い、4 週ごとの期間に 8 日以上かつしくは 4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 1 日以上かつしくは 1 日を設けることとしてあります。

16 ページの、第 8 条では、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、育児短時間勤務制度の趣旨にかんがみ、公務の運営に著しい障害が生じると認められる場合として、規則に定める場合に限り、命ずることができるとしてあります。

第 12 条は、育児短時間勤務職員等の年次有給休暇について、第 1 号で、再任用短時間勤務職員と同様の扱いとすると規定しております。

続きまして、18 ページの、第 3 条に規定する改正であります職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

こちらの条例改正も、職員の育児休業に関する条例の改正に伴う整備を行うもので、主に勤務時間の異なる育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員についての給与等の算出方法の改正でございます。

第 5 条第 11 号に、新たに短時間勤務職員の規定を加えております。

第 5 条の 2 では、勤務時間条例第 2 条第 2 項及び第 3 項と同様に、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員について規定するとともに、引用条文等の整理を行っております。

第 5 条の 3 では、育児短時間勤務職員等のうち、第 5 条の 2 の適用外の職員の給料月額を、算出率を乗じて得た額とすると定めております。

第 5 条の 4 では、短時間勤務職員の給料月額について、同条第 11 項の規定にかかわらず、勤務時間に応じて算出する額とするものであります。これは、第 5 条の 2 で規定している算出率の考え方と同様でございます。

19 ページの、第 11 条の 5 では、通勤手当について定めておりますが、第 2 項第 2 号において、短時間勤務を行うこれらの職員については、再任用短時間勤務職員と同様に、自転車その他の交通の用具を使用する場合には、通勤回数を考慮して、減額して支給することとし、規則で定めるものとしております。

第 14 条の、時間外勤務については、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外に勤務した場合に、その合計が 8 時間に達するまでの勤務に当たっては 100 分の 100 を、その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 125 を乗じて得た額とすることとしております。

20 ページの、同条第 4 項では、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の時間外勤務手当を、再任用短時間職員と同様の扱いとすることとしております。

第 19 条では、育児短時間勤務職員等の期末手当について、第 4 項及び第 5 項で給料の月額を算出率で除して得た額とし、21 ページの、第 6 項の期末手当基礎額に乗ずる在職期間の算定については、勤務時間を考慮して規則で定めることとしております。

第 20 条では、育児短時間勤務職員等の勤務手当について、第 3 項で、給料の月額を算出率で除して得た額としております。

第 21 条の 3 の、特定の職員について適用除外に短時間勤務職員を加え、第 10 条及び第 11 条に規定する扶養手当、第 11 条の 3 に定める調整手当、第 11 条の 4 に定める住居手当の規定を適用しないこととしております。

第 22 条及び第 23 条の 2 第 4 項では、短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員と同様の扱いとして規定しております。

続きまして、22 ページの、第 4 条の規定による改正であります市長等の給与に関する条例の一部改正でございますが、これまでも説明申し上げてまいりましたように、育児短時間勤務制度の導入に伴う短時間勤務職員について、常勤の職員の給与及び手当の算出方法とは異なることから、「この条例の職員から除く」こととしたものでございます。

次に、23ページの、第5条の規定による改正であります教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でございますが、市長等の給与に関する条例と同様の事由による改正でございます。

最後に、資料1の32ページを参照ください。

ただいま説明させていただきました職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の附則でございますが、まず、第1項として、この条例の施行日は、「平成20年4月1日から施行する」ものであります。

第2項及び第3項では、育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置を設けております。

第2項は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第8条で定める勤務復帰後の号俸の調整については、育児休業法が施行された平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合に適用することとし、施行日前については、なお従前の例によるものとするものであります。

第3項では、条例第8条において、復帰後の換算率を100分の100以下と定めておりますが、施行前については従前の例により、2分の1の換算率により算出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番佐藤恵子議員。

○11番（佐藤恵子議員）

要するに、産休で休む人たちの選択肢が広がったということですね。大変いいことだと思うのですが、参考までにお聞きするのですけれども、今、産休をとっている人数とか、あるいは、あと男性がいるのかいないのか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

本年2月現在で、15人の女子職員が育児休業取得中であります。

なお、男性については、現在はおりません。

○議長（阿部五一）

11番佐藤恵子議員。

○11番（佐藤恵子議員）

市長の施政方針の中に、「男女共同参画推進条例も視野に入れて」というふうにありました。できるだけ早い条例をとという願いを過去にもしてきたのですけれども、いよいよそういう文言がこういう中に出てきたなという感じで聞いていたのですが、そういうものをつくるときに、役所の土壌づくりというのは非常に大事だと思うのです。なかなかまちの中に出て行って、そういうことを声高に言っても、皆さんが実感として感じられないとい

う部分があって、役所の中で女性の登用はどうなのだというお話を過去にいろいろさせていただいていましたけれども、こういうことを男性職員も休暇をとりながら、一緒に市民に発表していくというか、つないでいくということが非常に大事だというふうに思います。

それで、今、男性はいないということなのですが、いろいろ事情はあるでしょうけれども、男性も育児休業をとりやすいような、そういう環境も一生懸命つくっていただいて、そして、ぜひ男女共同参画条例の推進を早めていただくような風土づくりを、充実させていただければというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

この制度につきましては、これから規則の改正もいろいろございますけれども、内容について、わかりやすく職員の方に説明をしながら、男性も育児休業もあわせてとれるような形でPRをしていきたいと考えております。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部五一）

日程第7、議案第7号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第7号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、本市の財政状況の厳しさを踏まえ、平成19年度に引き続き、平成20年度についても、私及び副市長の給料及び期末手当の支給額を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

この後で、水道の管理者の設置の条例が出てくるのですけれども、私どもが何にひっかかっているかという、その管理者の退職金にひっかかっているのです。4年に1回退職するので、退職金が出ると。内々に話を聞きましたら、部長の給与くらいでは、4年に1回、500万円から550万円ぐらいの退職金になるのだそうです。

それで、私、市長、副市長の給料をそのぐらい下げて、市長の権限のかわりに、管理者に今度やってもらうことになるので、自分の分の給料を減らして、その退職金の分ぐらひは、市役所トータルとしては変えないようにするというふうなことでもあると、これは検討の余地もあったのではないかなというふうな気がするのですが、そういうことはお考えにならなかったのでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まず、制度上のことで御説明を申し上げたいと思いますけれども、退職金につきましては、退職手当組合の加入ということでございまして、市から退職手当組合の方に負担金を支払って、退職手当組合の制度に基づいて支給されるということでございまして、その分ぐらひ相殺してできるように減らしたらいいのではないかなというお話もございましたけれども、それがなかなか必ずしも連動しないという状況もございまして、今現在の状況を踏まえまして、今、市長から御提案申し上げましたとおりの削減額にさせていただきたいということでございまして、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

その退職手当組合に負担金を出して、そちらから退職金は出るのだと。それは今までいろいろな話を伺ってきました。

ですから、私は単純に、4年に1回の500万円なり五百数十万円の分を、給与から引けという話はしていないのです、単純に。

要するに、退職金と絡めて考えると、もっと減額は少なくとも、何か帳じりが合うようなことにもなるのではないかという気がするのですが、財政が厳しくて、引き続き10%カットをまた平成20年度もやるというのであれば、そのぐらい考えてもよかったですのではないかという気がするのですが、いかがなものでか。そうすると、もっと住民感情も和らいだのではないかという気がするのですが、どういものですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

そういったことは、非常に気持ちの中では十分理解しておるところでございますけれども、なかなかそれも事務的にいろいろ精査してみますと、退職手当組合の制度上、いかにその市長と私の給料を減額したとしても、退職手当組合の負担金については、本則の負担金の率があったり、なかなかそうストレートに連動しないということもございましたので、その辺のところ、ちょっとこんなところということで、御理解いただきたいと思うのでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

確認なのですが、市長、副市長が例えば10%カットしたとしても、退職手当組合には本則のままで負担金を払って、本則の状態では退職金はもらうという仕組みになっているということですか。私、今までそれは知らなかったのですが、なぜ市長に1,900万円も退職金が出るのかよくわからなかったのですが、本則でそういうような計算になるということですね。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

制度上、そのようになっておる状態でございます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第8、議案第8号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第8号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは議案第7号で御審議いただいた案件と同様に、教育長の給料、期末手当等の支給額を減額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

たまたま今の議案で質問するのですが、先ほどとも共通するのですが、10%なり5%をずうっとカットしているのです。財政が厳しき折。ですけれども、本則はいじっ

ていないので、退職手当組合への負担も変わらないし、退職金も変わらないということが、私、先ほどわかったのです。

こういうこそくなことはやめて、本則自体を下げたらいいのではないかというふうに思うのですけれども、それはどうなのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

いろいろこれは、市長と私の給料だけでなく、特別職、いわゆる議員方の給料も、特別職報酬審議会の議を経るということもございますので、そういったことも踏まえ、いろいろ社会情勢も踏まえ、今後の課題として考えさせていただきたいと思います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第9、議案第9号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 9 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは去る 1 月 31 日の説明会において議員各位に説明申し上げましたが、本市の国民健康保険事業における葬祭費の支給額を減額するとともに、後期高齢者医療制度と整合のとれた規定整備をするため、現行条例につき必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

では御説明申し上げます。

議案関係資料 3 の 26 ページをお願いいたします。

議案第 9 号関係資料の多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

今回の改正につきましては、先月の 31 日に開催いたしました議会への説明会で御説明いたしたとおり、健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成 20 年度から実施される医療制度改革等に伴う改正であります。

第 7 条第 2 項の追加規定につきましては、第 8 条の葬祭費の支給において、国家公務員共済組合法を準用、または例による法律についても、同様の取り扱いとするものでございます。

次に、第 8 条の改正につきましては、葬祭費の支給金額を 5 万円に改めるとともに、他の健康保険等において葬祭費が支給された場合には、国民健康保険からは支給しない併用調整規定を設けたものであります。

次に、第 9 条の改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法の改正により、医療保険者に特定健康診査等が義務づけられたことによるものでございます。

次の 27 ページをお願いいたします。

第 14 条及び第 15 条の改正につきましては、条例の規定上の整備によるものであります。

次に、議案資料 1 の 38 ページをお願いいたします。

附則の説明でございますが、附則第 1 項は、この条例の施行日を、平成 20 年 4 月 1 日とするものでございます。

次の 39 ページをお願いいたします。

附則第2項は、経過措置といたしまして、改正後の条例の葬祭費支給の適用については、施行日以後の死亡に適用し、施行日前の死亡につきましては、改正前の条例を適用することを規定しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

葬祭費を8万円から5万円にするという問題ですけれども、これは、この間の説明会でいただいた資料からすれば、これは自治体が任意で決められるのだと。8万円なら8万円のままでいいのだというふうに理解していいのですね。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

それをあえて5万円に引き下げることにしたのだということで受けとめておきます。

それから、この間、説明会のときの資料で、これまで国民健康保険税は基礎分と介護分になっていたと。それが基礎分と支援分と分かれて、基礎分、支援分、介護分と三つに分かれるのだと。

国保税は、4、5、6、7分が暫定賦課、8月以降が精算賦課になっているのですけれども、その4月からの暫定賦課というのは、今の条例のままでしたら、私はできないのではないかというふうに思うのですけれども、この支援分というのは、いつの段階で条例で設定して、賦課する予定なのかというのがよくわからないのですけれども。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

国保年金課長からお答えいたします。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○保健福祉部副理事(兼)国保年金課長（鈴木 真）

では、私からお答え申し上げます。

今回、国保条例を提案させていただいております。ただいま御質問いただきましたのは、国保税条例の方でございます。税条例につきましては、1月31日の説明会でお話しさせていただきましたが、もろもろの、ただいま御質問のようなことがありましたので、今回の第1回定例会には間に合わない、研究中である、そのように回答させていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

条例自体が別だという話ですね。ですけれども、関連があるので聞きますが、そういう悠長なことも言っていないのではないかと。6月定例会まで待てるのですか。臨時議会をやらなければいけないのではないですか。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○保健福祉部副理事(兼)国保年金課長（鈴木 真）

課税限度額、これまでも毎回、3月31日付で専決処分をいただいております。この件は共通の認識だと思います。

今回、それ以前に、今、二本立ての税を三本立てにする案がございます。その中で、その税率をどのように変えていくか、そのことを含めて、今、事務方で考えているわけございまして、その件がはっきりしてこない、もう少し端的に申し上げますと、税率を改正するかしないか、その原点の話がまだ煮詰まってございませぬので、今の話に対する明快な答えができないと、そのような状況でございます。

なお、変える、変えない、この話につきましては、いずれ皆様にも御相談差し上げたいとそのように思っております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

その条例としては、介護・支援分がまず調整できるように条例改正をしなければいけないということが一つある。それから、もう一つは、前年度の所得によって、税率等についてもいろいろ税率が変わってくるのだと思うのです。そういう点では、2段構えに考えざるを得ないのではないかとというような気もするのですが、前年の所得が確定しなければわからないという点からいうと、6月議会までになるのかという気もするのですが、そこはどういうふうに考えているのですか。暫定賦課と精算賦課の関係ですけれども。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○保健福祉部副理事(兼)国保年金課長（鈴木 真）

大変深い質問をいただきましてありがとうございます。

御承知のように、6月以前にやりますと、1年古い所得の情報の中で仕事をせざるを得ません。新しい直近の収入状況を加味すれば、6月になるわけでございます。

それで、近隣の市町村を調査させていただいております。その中で、早くやりたいのだけれども、まず一つ、国より準則が届いていない。中身をちょっと判断するのがまず大変な状況にあると。さらに、今御質問ありましたように、新しい所得情報がわからないので、やむを得ず6月議会なのかと、こんなことを考えている市町村が多いようでございます。

○議長（阿部五一）

藤原議員、いいですか。（「いいです」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

退職者医療制度については、この後も出てくるのですけれども、すべての75歳以上の方々から年金の天引き、あるいは金額が少ない方は普通徴収になるのですけれども、そういう問題もありますが、同時に、75歳以上の方々については、医療制限を加えると。診療制限を加えるというふうなこともあります。

それから、国保では8万円の葬祭費を支給していたのですが、それを5万円にすると。

年齢によって、亡くなったときの価値まで違うのかというような問題にもなっているのですが、この条例は、本来は退職者の方の葬祭費を5万円から8万円に引き上げる努力をすべきところを、逆に、退職者の方に合わせて、自治体の裁量に任されているにもかかわらず、8万円から5万円に引き下げるといふ条例でありますので、これについては反対をいたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

この提案されました案については、国民健康保険法のもとに改正されるものでありまして、そして、葬祭費5万円等については、御案内の、前の説明会にもいただいたもの等々で比較検討しますと、県内の大半がこの4月に改正をするのだということで、5万円に葬祭費支給額を改める市町村が多いのだということからして、私は賛成をしたいと思います。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 10 号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例について

日程第 11 議案第 11 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

この際、日程第 10、議案第 10 号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例について及び日程第 11、議案第 11 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 10 号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例についてであります。これは高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令に定めがあるもののほか、本市が行うこととなる後期高齢者医療に関する事務に関し必要な事項を定めるものであります。

続いて、議案第 11 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。これは本市が行うこととなる後期高齢者医療事業について、法令の規定に基づいて特別会計を設置することとなりますので、現行条例につき必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

それでは、私は議案第 10 号関係を御説明いたします。

それでは、議案資料 1 の 41 ページをお願いいたします。

まず初めに、この条例を制定する経緯について御説明いたします。

老人保健法が、高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されますが、この法律により、後期高齢者医療制度における保険料の賦課及び医療給付等に関する事務を、後期高齢者医療広域連合の条例で定めること及び保険料徴収等に関する事務を、その構成市町村の条例で定めることが規定されました。

これにより、宮城県が実施主体であります宮城県後期高齢者医療広域連合では、宮城県の後期高齢者医療制度の骨格となる宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を昨年 11 月に制定されております。

また、県内の事務処理の統一を図るための宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に則した構成市町村条例の参考例を作成し、県内市町村に通知されております。

このことから、本市におきましても、高齢者の医療の確保に関する法律第 115 条第 2 項の規定により、後期高齢者医療制度の保険料徴収等に関する条例を定めるものでございます。

次に、この条例の規定内容について御説明いたします。

第 1 章「総則」の、第 1 条につきましては、この条例の制定趣旨を規定したものでございます。

第 2 条につきましては、本市で行う保険料の徴収及びその他取り扱う事務を規定したものでございます。

次に、第 2 章「保険料」の第 3 条であります。これは保険料を徴収すべき被保険者を規定したものでございます。

次の 43 ページをお願いいたします。

第 4 条につきましては、保険料を受給年金から天引きのできない年額 18 万円以下の被保険者などの場合は、納付書で納める普通徴収となりますが、その普通徴収に係る保険料の納期等を規定したものであります。

次の 44 ページをお願いいたします。

第 5 条につきましては、保険料の延滞金について規定したものでございます。

第 6 条につきましては、被保険者に納付書が送達できなかった場合における公示送達を規定したものであります。

次に、第 3 章「罰則」の第 7 条から、次の 45 ページの、第 9 条までであります。これは不正行為で徴収を免れた者などへの過料を規定したものでございます。

次に、附則の説明でございますが、附則第 1 項は、この条例の施行期日を、平成 20 年 4 月 1 日とするものでございます。

附則第 2 項及び、次の 46 ページの、附則第 3 項につきましては、平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る普通徴収者の保険料の特例でありまして、これは先日の議会への説明会で御説明いたしました被用者保険の被保険者、サラリーマンですけれども、の 75 歳以上の被扶養者の軽減、これは政府の保険料凍結措置に伴う納期等を規定したものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

次に、多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

資料1の48ページ及び資料3の28ページ、資料3の28ページで説明をさせていただきますと思います。

ただいま説明のありました後期高齢者医療事業を行うために、第5号に、後期高齢者医療特別会計を設置するものでございます。

資料1の48ページの、附則について御説明申し上げます。この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

41ページの、第2条の中に、資格証明書の件ですけれども、要するに、43ページの、第4条というのは、年金が年額18万円以下の人に対する徴収の納期なのだと。要するに、年金が月額1万5,000円以下の人のところ、今から市役所は、「払ってください」と納付書を書いて、集めに行かなければならないという、そういうことになるのですね。

それで、1年間払わなかった場合に、資格証明書とかなんとかという話に多分なっただと思うのですが、それはここに何か出てこないような気がするのですけれども、直接広域連合の方から、住民の皆さんのところに、その資格証明書などが郵送か何かで届けられるような仕組みになるのですか、ちょっとその辺、説明をお願いしたいのですが。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

国保年金課長の方からお答えいたします。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○保健福祉部副理事(兼)国保年金課長（鈴木 真）

ただいまの御質問でございますが、結論的に申しますと、やはり滞納が長く続けば、資格証明書の発行対象になるようでございます。

ただ、これは多賀城独自にやるわけではありませんで、宮城県で統一した見解で進みたいと、そのような形で考えられております。

それで、徴収担当者も含めました会議を近々会合を予定しておりまして、その会合の中で、宮城県全体の統一案、そのようなものをまとめ上げていきたいというふうに考えているようでございます。

なお、聞いた話でございますが、対象者が高齢者でもありますので、きつい措置にはならないような形でやりたいという話は、みんな申しております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

何しろ、月額年金が1万5,000円以下の方々のところに徴収に行く話ですから、ですから、私は本当に1年間滞納だからと、保険証を取り上げるというようなことは、私はこれはなかなかできない相談だろうと思うのです。

先ほどの質問ですが、その資格証明書を出す場合に、広域連合の事務局から直接本人に郵送というようなことになるのか、あるいは、その発行業務も市役所窓口を経るのですか、それはどういうふうになりますか、その辺は。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○保健福祉部副理事(兼)国保年金課長（鈴木 真）

広域連合で一方向的にやらない形で進んでおります。

ですから、多賀城の方に一たんは届くはずでございます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

私は、その周知徹底にこだわっているのですけれども、4月から始まることについての、皆さんへのお知らせはもう準備が整っているのですか。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○保健福祉部副理事(兼)国保年金課長（鈴木 真）

お答え申し上げます。

地区の老人クラブとか区長さんがリーダーシップをとられまして、「私の方に来て説明してくれ」というような話が多々ございます。現実には、私の方で職員が出向いてやっております。

それから、今、さらに申し込みを受け付けておまして、直近にも2カ所ほど、すぐ出向く予定でございます。

なお、この仕事でございますが、この制度をつくったのは国でございます。それで、県がリーダーシップをとってやっています。それで、我々が県を通し、国に申し上げておりますことは、国がつくった制度ですから、国がもう少し頑張ってくれと、その話を再三申し上げました。

その結果、3月に入りましたら、テレビ・ラジオ等々を使いまして、集中的なPRをやるといふふうな話で進んでおります。

ですから、それと、あと私たち職員の説明会を併用した形で、PR活動、そういうものに努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

ただいま、年金の1万5,000円いただいている方のお話ございました。この制度の中に、扶養になっている被扶養者の方、これは特別な軽減措置がございますね。法的には5割削減、しかし、4月1日からは、特別な措置として、半年間は徴収しない、それから、その後10月から半年間は10分の1の徴収ということになっていきますね。

ですから、現実的に、年金1万5,000円いただいている方が生活をして、保険料を払うようになるということは、非常に考えにくい、家族のどなたかに扶養になっているケースが非常に多い、こういうふうに考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

国保年金課長。

○保健福祉部副理事(兼)国保年金課長（鈴木 真）

原則的にそのようになります。

○議長（阿部五一）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案2件に対する反対討論の発言を許します。11番佐藤恵子議員。

○11番（佐藤恵子議員）

今、課長が、これは国の制度だという話がありましたけれども、それであっても、なお、後期高齢者医療に関する条例について反対の討論をいたします。

ことし4月、導入されようとしているこの制度は、75歳以上の人を後期高齢者と呼び、ほかの世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪だと私どもは考えています。

今、後期高齢者医療制度に国民の批判が大きく広がっています。現在1,800自治体中、505の自治体から中止、見直しを求める意見書が上がっており、抗議署名は200万人を超えています。批判の高まりがより大きなものとなっていることは、明らかではないでしょうか。

この制度は、75歳以上の人を国保や健保から追い出し、高い負担金を無理やり徴収しながら、必要な医療を受けられなくする空前の改悪だと考えます。

新制度が導入されると、75歳以上の方は、今加入している医療保険を脱退させられ、新しい後期高齢者だけの医療保険に組み入れられることとなります。そこで高齢者を待っているのは、高い保険料の情け容赦のない徴収でございます。

政府は、後期高齢者医療保険料の額を全国平均年7万4,000円と説明してきましたけれども、この間、各自治体で試算された平均保険料額は、東京都が年10万6,000円、埼玉県が年9万9,400円、北海道が8万7,000円から9万7,000円など、当初の政府試算を大きく上回っております。新保険料が現行の国保税を超える人も少なくないのではないのでしょうか。

この保険料は、介護保険料と合わせ、年金天引きで徴収されます。年金が月1万5,000円未満の方は、窓口納付となりますが、保険料を滞納したら保険証を取り上げられます。現行の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は、国の公費負担医療を受けている被爆者や障害者と同じく、保険証取り上げが禁止されているという状況にあることもわかっていただきたいと思います。医療を奪われたら、直ちに命にかかわるからであります。

老人保健制度を廃止し、後期高齢者医療制度にかえることで、定年期無年金者から容赦なく保険証を取り上げることになるということでもあります。現在、サラリーマンの被扶養者として健保に加入している人も、新制度に移行後は保険料が徴収されます。あらゆる世代の中で、75歳以上の人だけは、どんな低所得者でも被扶養家族から切り離す、こんな差別的な医療制度が許されるのでしょうか。

私も、個人的には、この間の議会で紹介しましたけれども、息子からお金をもらって払わなければならないというようなことで、悩んでいる80歳以上の御老人の話をよく紹介しましたが、そういう状況の人たちが、市内に生まれてくるということが考えられます。

また、過酷な保険料徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容も差別、制限されようとしております。新制度では、後期高齢者と74歳以下の方は、診療報酬、医療の値段が別立てとなります。今検討されている後期高齢者の診療報酬を包括払い、定額制として上限が設けられます。保険が使える医療に上限をつくってしまうことでもあります。そうなってしまいますと、後期高齢者に手厚い治療を行う病院は赤字となり、医療内容を制限せざるを得なくなります。

また、厚生労働省は、終末期医療でも、75歳以上の患者には特別の診療報酬体系を持ち込もうとしております。過剰な延命治療を行わない、こういう誓約書をとったり、終末期の患者に在宅死を選択させて、退院させた場合には、病院への診療報酬を加算する、一層の病院追い出しを進めようというものでございます。

こうした報酬体系をつくり、75歳以上の高齢者への保険医療を制限し、保険給付の制限を図るのがこの制度を導入したねらいであります。

日本医師会でも、この制度の全面的な見直しを求める見解を公表しております。

人はだれでも年をとります。若いころは元気でも、高齢になればいろいろな病気が出てまいります。そういう高齢者を別立ての医療保険とすることには道理がないと言わなければなりません。ヨーロッパ諸国など、国民皆保険が確立している国の中でも、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけている国はないと思います。

この制度の本音は、厚生労働省の社会保障審議会の特別部会の報告にありますように、後期高齢者の心身の特性について、老化に伴う生理的機能の低下により、治療の長期、複数疾患の罹患が見られる。多くの高齢者に認知症の問題が見られる。いずれ避けることができない死を迎える。このようにまとめているところにあります。

どうせ治らないから、いずれ死ぬからとばかりに、医療費の削減を目的にして、お年寄りを差別するものであります。制度が施行される前から、一部見直しや凍結をするようなこの制度は、いずれ破綻するものではないかと私どもは考えております。

これは実施中止しかないこの制度そのものに反対するものであります。後期高齢者医療制度に反対する反対討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、賛成討論の発言を許します。19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

御案内のように、これまで日本の寿命がこのように延びるだろうというふうな、思いもしなかった超高齢化社会という時代に入った、このことは喜ばしいことでございますけれども、このことによって、介護保険制度が動いて5年で、この後期高齢者医療制度の動きになったと、こう理解をするところでございまして、県内で統一にしたものとの努力も、今、担当課の職員が説明されたとおりで、既に県内広域連合議会、県内36市町村の議員代表でつくるこの議会等々でも、2月15日に既に保険給付費など新年度予算等々の可決を見たところ、こう新聞報道等々にありますことから、制度上でこのものが動いたのだということで、私は賛成の討論としたいと思います。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第10号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 (阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。再開は午後 2 時 20 分であります。

午後 2 時 06 分 休憩

午後 2 時 20 分 開議

○議長 (阿部五一)

再開いたします。

日程第 12 議案第 12 号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

○議長 (阿部五一)

日程第 12、議案第 12 号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 12 号 多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
であります。これは税制改正の影響により、介護保険の保険料が大幅に上昇するもの
について講じてきた激変緩和措置を、平成 18 年度、平成 19 年度に引き続き平成 20 年度に
おいても継続するため、関係条例につき必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長 (相澤 明)

御説明申し上げます。

それでは、資料 3 の 29 ページをお願いいたします。

それでは、議案第 12 号関係を御説明いたします。

多賀城市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、資料をもとに御説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、平成 17 年度の地方税法改正に伴い、被保険者の家族の高齢者が住民税非課税から課税になり、世帯として非課税世帯から課税世帯になる方や、被保険者本人が住民税非課税から課税になる方については、保険料の所得段階の上昇による介護保険料の急増を緩和するため、政令に基づき、平成 18 年度から 19 年度にかけて介護保険料を減ずる激変緩和措置を設けておりました。

平成 20 年度には、この経過措置が終了し、本来の保険料率による賦課の予定でしたが、平成 19 年 12 月 12 日に政令が改正され、介護保険料の激変緩和措置を 20 年度も継続できることとなったため、本市においても、介護保険条例の附則を改正し、激変緩和措置を継続するものでございます。

右側の 30 ページの、新旧対照表で御説明申し上げます。

附則第 3 条の第 1 項及び 2 項の省略部分には、平成 18 年度及び 19 年度の介護保険料の激変緩和措置が規定されております。

今回は、これに加え、第 3 項として、平成 20 年度の激変緩和措置を規定するものでございます。

具体的に御説明申し上げますので、左側の 29 ページをごらんいただきます。

表の太枠で囲んであるのは、平成 20 年度の特別措置による保険料でございます。例えば、表左側の特例措置 2 から 4 の対象者を例に御説明申し上げますと、この対象者は、平成 17 年度の地方税法の改正がなければ、世帯に課税者がなく、本人の年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下であるため、表で申し上げますと、上から 2 行目の 2 段階で、保険料は月額 1,500 円に該当するはずだったのですが、税制改正により、家族が非課税から課税になったために、表の 4 行目である 4 段階、月額 3,900 円まで上昇する方々でございます。

これらの方々には、特例措置として、平成 18 年度は月額 2,574 円、平成 19 年度は月額 3,237 円と、保険料が段階的に上昇する措置を講じておりました。

今回はその特例措置を継続し、平成 20 年度も 19 年度と同額の太枠で示す保険料になるものでございます。太枠のほかの段階についても、同様の考えでございます。

なお、影響を受ける被保険者の予定数は、1 段階から 4 段階になる方はいないと見ております。2 段階から 4 段階の対象者が 110 人、3 段階から 4 段階の対象者が 111 人、1 段階から 5 段階になる方についてもいないと見ております。2 段階から 5 段階の対象者が 13 人、3 段階から 5 段階の対象者が 411 人、4 段階から 5 段階の対象者が 486 人の、総計で 1,131 人でございます。

保険料の影響額は、総額で 739 万 3,000 円と見込んでおります。

次に、資料 1 の 51 ページをお開き願います。

条例改正案の最後にあります附則の説明でございますが、当該条例の施行日は、平成 20 年 4 月 1 日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

これがもしなかったら、本則の、例えば第 4 段階では 3,900 円になる予定だったのか。ちょっと説明をお願いします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 13 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 13、議案第 13 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 13 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。これは、暴力団員の市営住宅への入居及び関係施設の使用を制限するため、現行条例につき必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長 (後藤 孝)

それでは、資料 3 の 32 ページをお開きください。

議案第 13 号関係資料、多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明申し上げます。

まず初めに、条例改正の趣旨でございますが、昨年 4 月、東京都町田市内の都営住宅において、居住者である暴力団員が自宅に立てこもり、拳銃を発砲するという不法行為が発生いたしました。

この事件を受けて、国土交通省において全国調査をした結果、暴力団員による公営住宅における不法行為等が全国的に多数発生していることが判明いたしました。

このような状況から、全国的に公営住宅からの暴力団員を排除する機運が高まり、昨年 10 月、宮城県行政対象暴力対策協議会の設立総会及び公営住宅専門部会が開催され、その中で、県内の公営住宅から暴力団員の入居等を制限する方針が打ち出されました。

このことから、当市においても、市営住宅入居者等の生活の安全を図り、公営住宅制度への信頼を確保するために、市営住宅条例の一部改正を行い、市営住宅への暴力団員の入居及び関係施設 ―― 関係施設とは駐車場でございます ―― の使用を制限するものでございます。

まず、第 1 条から第 5 条までは省略いたします。

第 6 条は、入居者の資格として、新たに第 6 号に、暴力団員でないことを追加規定しました。

また、旧条例において、第 1 条第 1 号で規定していた「同居しようとする親族」の要件を、第 1 項に移動し、第 6 条第 2 号、第 5 号、第 6 号に係るものとしております。

第 2 項及び第 7 条から第 10 条までは省略します。

第 11 条は、第 2 項に、入居者が入居の際に移動した親族以外の者を同居させようとしたとき、次のページになりますが、その者が暴力団員であるときは、同居の承認をしない旨の規定をしました。

第 12 条は、第 2 項に、入居者が死亡または退去したときに、入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、入居の承継を承認しない旨を規定いたしました。

第 13 条から第 31 条までは省略します。

第 32 条は、第 2 項に、収入超過により、ほかの適当な住宅をあっせん等を行う場合、その者が暴力団員であるときは、あっせん等を行わない旨を規定いたしました。

第 33 条から第 39 条までは省略します。

第 40 条は、第 1 項第 5 号までの字句の整理を行い、市営住宅の明渡し請求ができる要件として、第 6 号に、同居者も含め、暴力団員であることが判明したことを規定しました。

第 2 項、第 3 項は省略します。

第 4 項、次のページなのですけれども、第 5 項は、第 1 項第 6 号に暴力団員を規定したことによる条ずれでございます。

第 6 項及び第 41 条から第 48 条までは省略します。

第 49 条は、第 1 号を駐車場を使用できる者、すなわち申し込み者は入居者であることにしました。

第 2 号は省略します。

第 3 号は、第 40 条第 1 項第 6 号に暴力団員を規定したことによる条ずれでございます。

第 50 条から第 55 条までは省略します。

第 55 条の 2 は、市営住宅への入居を許可しようとする者、現に市営住宅に同居者も含め入居している者について、宮城県警察本部長へ暴力団員であるかの意見を聞くことができる旨を規定いたしました。

第 56 条から第 58 条までは省略します。

次の、別表第 3 号関係ですが、紅葉山住宅駐車場の位置について、伝上山一丁目に訂正するものでございます。

最後に、附則ですが、資料 1 の 54 ページをお願いいたします。

第 1 項は、施行期日としまして、公布の日とするものでございます。

次のページをお願いします。

経過措置としては、第 2 項は、新条例第 6 条第 1 項入居者の資格、第 40 条第 1 項第 6 号市営住宅の明渡し請求等について、条例の施行日後に市営住宅の入居申し込みをした者に適用する規定でございます。

第 3 項は、新条例施行日前に、改正前の多賀城市営住宅条例の規定により、市営住宅に入居した者または施行日前に入居の申し込みをした者であって、施行日以後に入居する者が

暴力団員であることが判明したときは、入居者に対して市営住宅の明け渡しを勧告し、それに従わないときは明け渡し請求をすることができるものとなります。

第4項は、暴力団であることが判明した者を除く入居者等が、暴力団員と同居していることが判明したときは、入居者に対し暴力団員を市営住宅から撤去させることを勧告し、これに従わないときは、入居者に対して市営住宅の明け渡し請求をすることができるものとなります。

第5項は、前2項の規定による市営住宅の明け渡し請求をする場合は、新条例第40条第2項及び第4項を準用する規定となります。

なお、宮城県内の状況ですが、全市町村が、平成19年度から20年度に条例改正をする予定となります。

また、近隣の1市3町につきましては、利府町と七ヶ浜町が平成19年12月、そのほかの塩竈市、松島町におきましては、2月議会を予定しているという状況となります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。14番相澤耀司議員。

○14番（相澤耀司議員）

現時点で該当する方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

わかりません。

○議長（阿部五一）

14番相澤耀司議員。

○14番（相澤耀司議員）

調査する予定はあるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

調査する関係で、今回条例を改正し、その旨を警察の方に照会すると、そういうことですので、今後の課題ということとなります。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

その方を、暴力団かどうかと認定するというのですか、判断は何か基準があるのですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

判断は警察の方になるのですけれども、一応、これは法律があるのですが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」というのがあるのですけれども、その中の定義の中で、暴力団とはどういうものかというのが規定してございます。

なお、今回、条例が可決された後に、この辺ですと塩釜警察署になると思うのですけれども、塩釜警察署の方と協定書を結ぶようになります。その協定書の中で、市の方から照会をすると。それに対して警察の方から回答をもらうというような形になってございます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

これは、県営アパートなどもこういうふうにして、こういうふうになってくるのですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

宮城県は早くて、去年の9月に条例改正をしております。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

暴力団員の概念を、私、松村議員と一緒に何かこう考えていたのですけれども、県営アパートのことを今ちょっとお聞きしたのですが、私、ちょっと相談されたことがありまして、県営アパートの管理をしている人が、たまたまそのアパートのある部屋に、若い女の子を監禁していたと、そういう人がいまして、それで、その女の子が、中から「助けてくれ」と言うので騒いでいるのだけれども、なかなかちがが明かなくて、何回県にかけても、さっぱり手をつけられなくてというところで、その監禁した若い男性は逮捕されて、今、警察に拘留されているようですが、そういうことも含めて、いろいろなことが起きて不思議でないという社会状況の中で、暴力団員の概念だけで入居者を、どうなのかなという、いろいろな範疇で考えて対応していかなければならないのではないかなというようなことを、ごく最近、ちょっと耳にしましたので、そういう面では、念頭に入れながら、施行させていかなければならないのではないかなと思います。意見ですから、いいです。（「回答なしです」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 14 号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 15 号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例について

○議長（阿部五一）

この際、日程第 14、議案第 14 号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について及び日程第 15、議案第 15 号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例についての 2 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 14 号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について並びに議案第 15 号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例についてであります。その提案理由について御説明申し上げます。

御提案申し上げます両案は、本市の水道事業に地方公営企業法第 7 条の規定に基づく管理者を置き、直面する諸課題あるいは今後想定される諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、水道事業の安定的経営を確立しようとするものであります。

本市の水道事業は、昭和 26 年に開始し、現在まで水道の安定供給と経営の健全化に取り組んできたところであります。

その間、昭和 50 年から 4 年間、水道事業管理者を置いた時期がございますが、その当時は、新産都市指定や仙台港の開港などを背景とした、企業の業務拡大や人口の急激な増加に伴う、水需要の伸びにいかに対応していくかが、大きな課題となっていた時期でありました。

しかしながら、当時の多賀城には、こうした需要の伸びに十分こたえるだけの水源がなく、安定した水源の確保は本市の発展を左右する極めて大きな課題でありました。

そのため、防衛庁水道施設の全面移管や仙南仙塩広域水道への参画等、水源の確保を推進するため、権限と責任を付与した水道事業管理者を置き、事に当たらせてたものであります。

そのかいあって、困難をきわめた水源の確保にも一定の成果が得られ、今日の多賀城市水道事業の礎が築かれたものであります。

さて、今日の多賀城市水道事業の置かれている状況は、当時とは反対に節水器具の普及や大口需要者の工業用水への移行、さらには人口減少期に入ることから、給水量、給水収益の減少が予想されます。

また、設備の老朽化に伴う施設の更新、大規模地震に備えた耐震対策、水源汚染対策など、新たな設備投資が想定される環境にあります。

一方、2月6日に開催された宮城県市長会において、村井知事からは、数々の企業進出に伴う県内の工業用地不足の問題が提起され、新たな工業用地造成に向けた市町村の取り組みを要請されました。

本市におきましても、この「富県戦略」に呼応した工場立地がぐる取りざたされる中、給水計画の検討も喫緊の課題として浮上してまいりました。

また、かねてより、厚生労働省から、市町村ごとの水道事業の経営基盤強化のために、広域統合の方向性も示されており、その是非、可能性について、経営的視点による精査分析が必要になってまいります。

さらには、下水道事業との統合に関しましても、資本費平準化債の動向、汚水事業、雨水事業の分離等の状況変化に対応し、将来的な下水道事業との統合に向けた精査、分析が課題となっており、昨年 12 月議会の一般質問でも取り上げられました水道料金と下水道料金のあり方についても、一定の方向性を見出さなくてはならない状況にあります。

以上のように、水道事業経営を取り巻くさまざまな環境の変化は、過去に水道事業管理者を置いた時期に比べましても、その緊急性、重要性は格段に高く、その困難の度合いも際立っております。

こうした時代の変化、環境の変化を敏感に、しかも的確に察知し、事に当たり、一步先んじて、いち早く体制を整えることは、きわめて重要なことであると考えているところであります。

しかしながら、本市職員の大量退職期を迎え、人事の流動化が避けられない環境のもとでは、一般職をしての体制整備は困難であり、少なくとも 4 年間じっくり腰を据え、先見性を発揮して、将来計画を立てられる有利性は、特別職に限定されることから、今回、水道事業管理者を置き、自己決定、自己責任の原則に沿った経営、意思決定の適時性、迅速性の向上、水道事業の専門的把握と企業会計の経営性向上を目指すものであり、まさに今がその時期であると思うところであります。

そして、こうした体制の整備により、現場に直結して即応的に決裁できる機敏性は、市民サービスの向上に必ずやつながるものであり、行政改革の精神にも合致するものであると考え、今回、関連条例案を提案したものでございます。

なお、条例案の詳細につきましては、それぞれ担当部長等から説明させますので、よろしく御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

それでは説明させていただきます。

資料 1 の 57 ページをお願いいたします。

多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、水道事業に管理者を設置することに伴い、関係する条例を一括して改正するものでございます。

次に、資料 3 の 35 ページ以降の新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、第 1 条の規定による改正は、多賀城市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

水道事業に管理者を置かないことと規定しておりました第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項を新しい第 1 項とし、管理者の権限に属する事務処理を行わせる組織として、上水道部を置くことを規定しております。

新しい第 2 項は、管理者を上水道部長とすることを規定したものでございます。

次に、36 ページ及び次の 37 ページは、第 2 条の規定による多賀城市水道事業運営委員会条例の一部改正と、第 3 条の規定による多賀城市水道事業給水条例の一部改正でございますが、これまで、管理者とは、水道事業の管理者の権限を行う市長を指しておりましたが、これを「水道事業管理者」に改めるものでございます。

38 ページの、第 4 条の規定による改正は、多賀城市行政手続条例の一部改正でございます。

同条例第 2 条第 2 項の改正は、同項で規定している条例等の定義に、水道事業管理者が定める企業管理規程を加えるものであります。

同条第 6 号の改正は、市の機関の定義について、「上水道部」としていたものを、「管理者」と改めるものであります。

39 ページ及び次の 40 ページは、第 5 条の規定による改正及び第 6 条の規定による改正は、多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例の一部改正ですが、それぞれ実施機関に「水道事業管理者」を加える改正を行うものであります。

恐れ入りますが、資料 1 の 58 ページをお開きください。

附則でございます。

第 1 項は、施行期日でございます。「平成 20 年 4 月 1 日から施行する」ものでございます。

第2項及び第3項は、経過措置でございまして、この条例施行前に水道事業の管理者の権限を行う市長がした処分及び申請その他の行為については、「水道事業管理者が行ったものとみなす」というものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、引き続きまして、資料1の61ページをお開き願いたいと思います。

多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例について説明させていただきます。

制定の趣旨でございしますが、平成20年4月1日から水道事業管理者を設置することに伴い、当該管理者の給与及び旅費について必要な事項を定めるものであります。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条は、多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定趣旨を規定したものでありまして、地方自治法第204条の、普通地方公共団体の長その他の常勤の職員に対する給料、旅費及び諸手当の支給に関する規定を根拠としているものであります。

第2条は、管理者の給料の額は、一般職の部長の給与月額及び年間給与額を基準に設定したものであり、月額55万1,000円とするものであります。

第3条は、管理者には、市長及び副市長と同様に、給料のほか通勤手当及び期末手当を支給することとしたものであります。

第4条は、管理者が、他の特別職の職を兼ねる場合には、市長及び副市長同様、その兼ねる他の特別職に対する給与は支給しないこととしたものであります。

第5条は、管理者の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例の規定により、市長等に支給される額と同一の額としたものであります。

附則についてでございますが、この条例の施行日を、平成20年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

まず初めに、市長が詳しく提案の理由を述べられました。その中で、私、非常に関心を持って聞かせていただいた2点についてお伺いをしたいと思います。

初めに、宮城県は、村井県政が進めます「富県戦略」の展開に、私を初め県民だれしもが、今、大きな期待を持つところでありますけれども、2月6日のこの会議にて、「富県戦略」

に呼応した市内への工場立地が進むケース等を想定した上で、給水計画の検討も、今、必要であるとの認識で述べられました。

それから、二つ目に、資本費平準化債の動向、汚水事業、雨水事業の分離等の状況変化にも対応し、将来的な下水道との統合に向けても、この4月から管理者を設置し、対応する時期に今あるのだとの強い思いに、私は伝わったわけでございます。

この二つについて、まず現状での市長の見通しについて、差し支えない範囲で御説明賜ればとこう思いますけれども、お願いします。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

ただいまの御質問でございますけれども、一つは、宮城県が進めている「富県戦略」、御承知のとおり、セントラル自動車であったり、東京エレクトロンであったり、いろいろございます。

多賀城におきましても、県を通じまして、いろいろな企業からの引き合いが今来ている状況でございます。

そういったことを、将来的に多賀城としてそれを受け入れるということになりますと、さまざまなインフラの整備の基本的な計画の見直しが必要になってまいります。

もちろん、水道につきましても、市長が提案理由で申し上げましたように、当然そこに人が住む区域ということになれば、給水区域あるいは給水量についても、精査をして、対応しなければならぬという状況になってまいります。

これは、具体的に、いつ、どの時期を、どの企業がということはまだ未定でございますけれども、そういったものを、機を逃さないように機敏にそれを検討していく必要に迫られているというのが、一つの現状でございます。

それから、下水道の資本費平準化債につきましては、これは昨年、一昨年だったでしょうか、御説明申し上げておりますけれども、特別会計の場合と企業会計の場合とで平準化債の活用枠が、たしか24年ぐらいを境に、逆転をするというお話をさせていただいています。

そういったことの状況を踏まえつつ、さらに、例えば将来的に下水道が企業会計に移行する場合に、これも議会でもいろいろ取り上げられた話題でございますけれども、料金によらない雨水事業を、果たしてその企業会計というものとしてなじむのかどうか、そういったこともございまして、これにつきましては、市としても、関係省庁、それから関係の国会議員、それから、これは今のところ予定でございますけれども、今度の市長会を通じまして、市長会のお話としてもこれを取り上げていただいて、市長会からも、そういったことの制度改正を国に働きかけるということの状況に今現在至っているところでございます。

○議長（阿部五一）

19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

今の説明をいただいた2点については、特に前向きに努力をしていただきたいと、こんな思いを申し上げます。

それから、次に、今回の条例改正で、「管理者は水道部長とする」とあるわけですが、いまいずれども、地方公営企業法第7条の2第3項の規定により、「管理者は、常勤の職員等の職を兼ねることができない」こととなっていると、私、理解をするわけですが、いまいずれども、水道部長の職はまさに常勤の職員の職に当たるとの認識を持つものですが、これらの法的な整合性について、もう一度詳しく御説明を賜ればと思います。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

管理者につきましては、常勤でございますが、一般職とは違って、特別職ということで位置づけられております。

○議長（阿部五一）

19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

わかりました。そうすると、今回の条例により、初めから水道部長の職は、地方公営企業法第15条で定める補助職員ではなく、常勤の特別職である管理者そのものを指定をしておるのだということで、地方公営企業法第7条の2第3項の規定に抵触をするものではないのだと、こう理解してよろしいわけですか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

次に、県内においても、管理者を置いている自治体は仙台市だけと認識しておるわけですが、いまいずれども、今回の提案では、現在、本市においては地方公営企業法第7条ただし書きの規定により、管理者を設置しておりませんが、地方公営企業法第7条本則は、管理者を置くことを前提としておると理解をいたします。

このことから、健全な公営企業の経営強化を目指すべく、今回の管理者設置と理解をしてよろしいのかどうかの確認をしたいと思っております。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

企業に管理者を置くということにつきましては、限定する趣旨ではなく、この基準に満たない企業であっても、管理者を置くのが原則であるということでございます。

○議長（阿部五一）

19 番石橋源一議員。

○19 番（石橋源一議員）

今の説明、もう一度、県内においても管理者を置いている自治体は、仙台市だけではないのですかというふうなことで、今、御質問申し上げましたけれども、公営企業法第 7 条本則は、管理者を置くことを前提としておりますというこの本則、このことから、健全な公営企業の経営強化を目指すべく、今回の管理者設置と理解をしてもよろしいのですかというふうな私の質問の内容だろうと思しますので、私もその地方公営企業法の法等々については、余り熟知しておりませんが、もう一回説明いただければと。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今の御質問でございますけれども、御質問の趣旨のとおり、地方公営企業法の第 7 条では、原則的・基本的には「管理者を置く」という規定でございます。

ただし、一定の規模以下の場合には、置かなくともいいという規定になりますので、本則としては置くのが原則というふうに考えております。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

まず、なぜ今管理者を置かなければいけないのかということが、まず一番最初の疑問だったのですけれども、それは今、市長の方から御説明があった内容で若干理解をしたのですが、まず、市長の御説明の中で、「緊急性と重要性」と、あとは、その村井県政が発する「富県戦略」にするための工業用地なり、今、副市長も答弁くださった、住宅の給水のことなど、いろいろあるのでしょうかけれども、まず、なぜその今、管理者、それだけ、例えば市長が今おっしゃったように、緊急性と重要性と、あとは企業性が求められてくる中で、今、上水道部長が設置されていない理由をお教えてください。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、二つの側面がございます、一つは、組織論上から申し上げれば、上水道部長は今も置いております。

それから、もう一つの側面、人事上のことから言いますと、あの 1 月 1 日で、現在そのポストは空席になっております。その空席になっておるのは、その職が不要だからということではなくて、これはちょっと人事上の都合というふうに御理解いただきたいと思っております。

そういうことも含めまして、4 月から早急にその体制を整えたいということでございます。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

何となくちょっと、自分の中でまだ整理がついていないといいますが、ただ、私、これで非常に評価させていただきたいという点が一つございまして、やはり、今管理者を置いているというのは、宮城県の中で言えば仙台市のみで、そういう二番せんじではなく、仙台市以外のほかの市町村と比べて、一番最初にその行財政改革ということで、市長が前向きにその管理者を置いて、これから多賀城市の水道事業を、よりよく向上させていくというその点について、非常にすばらしい前向きな意見だと思うのですが、ただ、正直、やはり今、人事、二つのその側面があるということで、実際に、例えば、今まで昭和 50 年から 54 年まで管理者を設置していたとき、そのときの課題はそのときの課題で、今からこれからの課題があるわけなのですけれども、もしこの条例が本日可決されまして、通ってから、4 月 1 日から管理者を置いた場合に、4 年後は、例えばその歳出の面でも、市民に対する何か向上するようなものでも、具体的なものというのは、ビジョンといいますが、その辺をお示しいただきたいのですが。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、今、水道事業管理者を置きたいということの背景、それから理由については、先ほど市長が提案理由の中でいろいろ御説明させていただきましたけれども、基本的には、でき得れば、4 年間の任期のうちにそれが解決できるように、その後にもまた新たな課題が出てくれば、引き続きということになりますけれども、もうその時点にはこういったものが解決できるようにということが、一つのビジョンと言えればビジョンというふうに考えられると思います。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

済みません。ちょっとよく理解ができないのですけれども、もうちょっと、私も市民の方に対して説明しなければいけないので、もう少しわかりやすい御答弁をよろしく願います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

繰り返しになるかと思ひまして、ちょっと答弁を少し遠慮したところでございますけれども、一つは、先ほど市長が申し上げましたように、昭和 50 年以前に、その水道事業管理者を置いたときとは違って、今が、いわゆる売水がどんどん減っていく時代に入っているということなのです。

一方で、歳出の面では、施設が老朽化をしたり、それから地震対策を講じなければならなかったり、あるいはテロ等を想定して、水が汚染された場合はどうするのかということに、対応しなければならないということもございます。

そういったものを専任に、現場に近いところにおいて、的確にそれを処理してもらうために管理者を置きたいということが一つでございます。

そういったことが、ある意味では、迅速に処理されることによって、市民サービスの向上につながるものだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

普通の企業であれば、やはり売り上げで業績が上がった者を、例えば役員の報酬としてやる部分を、例えば、やはりこういう公営企業ということになると、上がった分で、例えば水道代を安定するとか、そういうところでというのはわかるのですが、なぜ腑に落ちないのかちょっとよくわからないのですが、やはり本当に、真に必要であれば、今、上水道部長というものを置いて、なぜ管理者を置かなければその業務ができないのか、今まで上水道部長を置いていてもやれていたことが、それが、例えば新たな課題ということで、今、市長が説明なされた課題等でもわかるのですが、正直、それが例えば、水道は節水器具や何かで使うものが減る、そうすると水道の会計で要するに入ってくる部分は少なくなる、しかし、配管の例えば改修なり何なりということはしなければいけない。要するに、お金は入ってくるのは少なくなるけれども、出る部分はちょっと多くなってくるから、例えば経営ということで考える、しかし、そういうことは今までもずっと継続してあったわけだと思いますし、それが今まで上水道部長を設置してやれてきても、これから管理者を置いて、迅速に市民の人たちの、そういうテロとか何かということに対応していくということとはよくわかるのですが、そして、これから、市長が管理者の方を任命されるわけですが、その任命する管理者の方は水道事業にやはり精通した方、または企業の経営に精通した方を任命されるのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、一般職としての上水道部長でも、それはそれでやっていけないことはないかもしれませんが、これはいろいろな状況を踏まえて、社会変化やいろいろな情勢を踏まえて、一步先んじて、専門に、専任でそれを事に当たるような特別職としての管理者を置きたいというのが、先ほど市長が提案理由の中でお話ししたとおりでございます。

ですから、一步先んじての手当てだということで、御理解をいただきたいということがございます。

あと、それから水道事業管理者の選任に当たっては、当然これは地方公営企業法の規定もございまして、水道事業の経営に関して識見を有する人、そういったものを十分、これは市長が適格と思う人を判断して、4月に任命をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

3 番深谷晃祐議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

わかりました。ありがとうございます。

やはり行政の方が、役所は最初の一步を踏み出すのは、やはりとても苦手なところなのかというところがずうっと、やはりどこかがやったから、それについていくというような姿勢が、ちょっと今までの役所の体質なのかと、私の中では非常に感じていました。

そのような中で、市長が今回管理者を置いて、これから多賀城市の水道事業を引っ張っていくと、そういう意識はとてもすばらしいと思います。

それに乗じてといたしますか、市長の施政方針の中で、市民は顧客であるわけなので、例えば、議会が始まってから非常に気になっていたのですけれども、市長の施政方針演説でもありましたように、デスティネーションキャンペーンが今度あります。それで、そういうところの意識改革と、水道事業もこれから意識改革をして、一生懸命頑張っていくという中で、例えば、ここにこうむすび丸というようなのがついているわけでありましてけれども、これを部長、課長も皆様つけていただくことによって、市民の皆様のいろいろな理解が得られるものかと思っておりますので、その辺の意識改革も進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

今、冒頭、市長からも、管理者設置の理由が述べられました。その中の幾つかについて、その内容について伺います。

一つは、下水道との統合の課題のこと。そして、下水道事業における汚水と雨水の分離を果たすこと、これらを視野に入れて、今次の管理者の設置に向けて、この4年間に一定のめど、方向を定めるための事業としても取り組むということが述べられました。

このことは、1月の31日の議会に対する説明会の中でも、管理者設置の目的の中で、下水道との統合及び施設の共有を含めた広域的な事業展開ということで、明示されておりました。

そこで、具体的に伺います。私は、これは極めて困難な、極めて多賀城にとっては大事な、総力を挙げて実現を果たさなければならない重要な課題だと思います。そのための体制づくりでもあるというふうに承りました。

今の現状を見ると、国に汚水事業のみを公営化することができる制度改革を求めるのだということ述べているのだらうと思います。そこをまず第1番目に確認したいと思います。

国に対して、汚水事業のみを、いわゆる下水道の中の事業の汚水事業のみを公営化することができる制度改革を、多賀城市は求めるのだという、制度改革をうたっているわけですね。

現状を見ると、甚だ多賀城市は苦勞して、今日までやってきたわけですが、市長の先ほどの提案の説明では、いわゆる汚水・雨水の分離ということを行いました。それがそういう中身であるわけです。

現状を見ると、雨水事業というのは、浸水対策を目的にしていますね。污水事業というのは、水質保全を目的にして取り組まれている。こんな関係になっています。

一方、経費負担を見ると、雨水事業は一般会計による雨水公費で事業が賄われる。污水事業は、使用者負担のいわゆる污水私費で事業がとり行われている、こんな整備事業ですね。

これを分離するというのですから、国にその制度改正を求めるということであるわけですから、極めて重要な任務を持って、また、そういう先ほど副市長からの答弁もありましたけれども、識見を有する管理者を配置して、その事業達成に向けて取り組むということを述べられているのだと思いますが、所見を伺います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まず、今現在の、多賀城市として国の方に制度改正を求めている点、これはちょっと下水道の話題になりますけれども、下水道について二つございます。

一つは、今、吉田議員が御質問の中で触れられました污水と雨水の分離をしてくださいという一つの話がございます。

雨水は、今お話ししていただきましたとおり、これは河川と同じですから、別にそこに水を流したからといって、料金をいただくわけでもございません。まさに基本的な社会インフラということになります。

一方で、污水については、水道と同じように料金によるものですから、それは企業会計に極めてなじむものであろうという視点でございます。

ですから、そういったものを進めていって、そういったものが、条件が整ったときに、水道事業と下水道の污水事業がうまく統合できないものか。そのことによって、結局、市民の手續も簡素化され、いろいろな市民サービスの向上につながるのではないかという視点で、その污水と雨水を二つ分けてほしいということの一つ求めております。

あと、それから、雨水につきましては、先ほど私、河川のようなものというお話をしましたけれども、降った雨は、これは地形によって、地勢上、上から下に流れるのはこれは当然の理でございますので、そのときに、下流域に存在する市町村が、雨水事業が単独の市町村事業だとしたときに、下流域にある市町村というのは、極めて大きな負担を背負うこととなります。

もう御承知のとおり、多賀城の下水道でも、もう約半分、半分以上だったと思いますけれども、それが雨水事業に関する事業費だということもございますので、それは単一の市町村が持つ事業としては、極めてちょっと無理があるのではないかとすることがありまして、雨水については、例えば県、もしくは広域連合のような形で、広域の仕事として、市町村単独ではなくて、広域の仕事として、いわゆる流域下水道のようにして、雨水を事業立てするように実現してほしいという、二つの要望をさせていただいているところでございます。そういうような取り組みを今、しているところでございます。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

同感であります。おっしゃるとおり、雨水排水事業に投下した資本を、経営によって回収する事業ではないのですね、雨水事業というのは。

それで、現在は雨水事業を含めた下水道事業を公営企業に移行することは、いわゆる公費負担の公共事業の雨水事業は、公営企業会計には私はなじまないし、適合しないと思っています。

ですから、今の副市長の答弁は、そのことを裏づけて、その方向で取り組んでいくということを表示されたものだと思います。

よって、公営企業化するのは、汚水事業のみとすることを、いわゆる市町村が選択できるように、国に制度改正を要望していくのだということ述べているのが、前段の話だと承りました。

そして、後段の話です。いわゆる、今、広域の話もありました。流域の話もありました。平成 17 年 6 月 22 日に、下水道法の一部が改正されましたね。これは下水道法のいわゆる第 2 条、流域下水道のことなのですが、第 2 条の 4 に、流域下水道の項に、次の事項が新たに設けられたのですね。紹介します。

「公共下水道（終末処理場を有するものに限る）により排除される雨水のみを受けて、それを河川その他の公共の水域または海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二つ以上の市町村の区域による雨水を排除するものであり、かつ当該雨水の流量を調整するための施設を有するもの」と。いわゆる流域下水道の項目の中ですから、多賀城はこの対象になるのですね。

今、副市長が答弁されたのは、こういう形で、複数の関係する河川などの流域の広域的な複数の市町村が、雨水だけで事業展開をしていく、いわゆる汚水と雨水を分けるわけですね。そういうことを果たしながら、一方では、水道事業の公営企業会計の中に、下水道の汚水事業と一緒に公営企業化していく。地方公営企業法にのっとって取り組んでいく、ということだと私は理解しているのです。

これは、同法のいわゆる下水道法の第 25 条の 2 のところにありますけれども、いわゆる流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、「都道府県が行うものとする」ということですから、多賀城の立場からすれば、この前段に紹介した方策にのっとって、宮城県にそのことを要望していくという政策テーマになっているのだと思います。

それが 1 月 31 日に示された資料の中の一部の項目で、水道事業管理者の設置目的の中でも、また、先ほどの市長の提案理由の説明の中でも述べられている、下水道との統合を図る課題の中身について、汚水・雨水を分離しながら取り組んでいきつつ、今、後段に副市長から話があったとおり、雨水については流域で、複数の自治体が、この事業だけで県に対して新たな事業を展開することを求めていく、という趣旨に受けとめた次第でありますけれども、そんな考えを含めて、この管理者の設置を考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今おっしゃられたようなことも含めまして、先ほど市長の提案理由の中でも御説明申し上げましたけれども、いろいろな、今後さまざまな状況の変化、環境の変化が想定されます。それも極めて短期間のうちにその結論を出さなければならないという状況にも至ってまいりますので、そういったことを踏まえて、そういうことにも対処するために、水道事業管理者、専任の管理者を置いて対応したいということで考えているところでございます。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

多賀城市の将来にとって、この事業が達成されれば、先ほども深谷議員から話がありましたけれども、4 年間取り組んで、その達成のいわゆる成果をどうあらわすかという、まさに市民にとって生活に直結する、生活を非常に考えた取り組みを、この事業として取り組んでいくのだということを、明々あきらかにされたものだとは私は理解いたします。

それで、もう一つ、先ほど市長が、「じっくり腰を据えて」という表現を使いながら、この課題の説明をされました。このことを、料金改定の課題として受けとめてみた場合、極めて重要な表現だと思います。

それは、特に、事務的には、優秀な職員ですから、数値を計算して、どういう現勢になるかということの計算は、これはだれでもできますね。皆さんプロですから。

一番大事なのは、その料金改定に当たって、料金の見直し幅に関することになれば、まさに腰を据えて、企業経営の方策を定めて判断する、先ほども副市長がおっしゃいましたけれども、識見を要するのです。そのことが不可欠だと私は認識しておりますから、その課題に取り組む管理者の設置であるのだというふうに、例えば料金改定を例にとって述べましたけれども、お考えについて伺います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、経営が極めて安定的な状況のときであれば、それは通常の事務的な処理ということになると思いますけれども、先ほどから御説明しておりますとおり、これから先が非常に、いろいろな環境の変化、激しい環境の変化が想定される、そういった中で、将来に向けた料金のあり方というのをどう定めるべきか、きちんとその将来を見据えた姿でないと、料金の設定というのは極めて難しいということがございますので、そういったことの適正な料金を見定めるということも、管理者としての大きな仕事というふうにとらえているところでございます。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

そうだと思うのです。そこが極めて管理者としての識見、力量、能力、判断が求められることが、市民生活にとって、生活を担保していくための公営企業会計を、事業に取り組ん

でいく責任を果たしていくと、そういう体制づくりに取り組むのだということを述べているものだと思います。

それから、説明にもありましたけれども、いわゆる独立した権限を、現場に権限を持たせるのだということを強調されました。これも非常に意味のあることで、大事な組織運営だと思います。

言うならば、一般的には、一般論で言えば、現場には、普通は、会社経営などでもそうですけれども、責任のみが求められる傾向というのが、そういうないがしろにされる状態というのが多いのです。これではならないというふうにだれもが思っている課題なのです。ややもするとそういう傾向に陥る。一般的に、現場には責任のみが求められる傾向がある。それではならないのだということを述べているのだと思うのです。

ですから、権限を持って、責任を果たすと。これが当然の組織運営だと思うのです。権限を持って、責任を果たしていく。これがやはり組織の力、源泉であり、事業体としての発展が望める、私は組織体だと思います。そういう運営を果たすことが極めて重要なのだと思うのです。

そういう意味も込めて、説明会でも強調されましたけれども、独立した権限を、現場に権限をとるというふうに、管理者の設置については考えているということが述べられたので、ぜひそういう方向で組織運営に臨んでいくのだという考えでおられるものと思いますが、改めて態度表明を求めておきます。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まさに、今おっしゃられたとおりでございます、やはり責任と権限というのは、セットものでそれは機能するものだと思います。

ここに水道事業管理者を置くということになりますと、どうもそのイメージとして、何か古く、昔使われたその職を、またここに持ってくるようなそんなイメージでとられがちでございますけれども、これは、今吉田議員がおっしゃられたように、例えば、今、民間企業でも、皆それぞれ執行役員として支店長を置くという、現場に責任と権限を置くというそういう体制になってまいりましたので、我々としては、決して昔使ったような古いものをここに持ってくるというのではなくて、そういったものに即して、新たな対応として、一歩先じてやりたいのだというような認識でおるところでございます。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

先ほど来、石橋議員からも、公営企業法に関することでの管理者の設置について述べられました。ここは、法的にももう一歩突っ込んで、はっきり解明しておく必要があるのではないかと、重ねた質問になりますがお伺いいたします。

この提案の説明の中にもありますけれども、地方公営企業法の第7条に基づき、「事業ごとに管理者を置く」ということで、管理者を置くのだということが明記されています。条例案の中に。

一方、地方公営企業法のいわゆる施行令を見ると、ただし書きによる条項があって、いわゆる第8条の2ですけれども、その第1項においては、「一定の数値以上の」ということで、先ほど答弁がありましたけれども、必置規定が定められています。

私は、これは地方公営企業法と地方公営企業法施行令を両方見て考えるものでありますが、ここは、いわゆる管理者の設置に関する立法の趣旨というのは、この第7条に明々白々ですが、上位法の公営企業法に定める、「事業ごとに管理者を置く」という判断で、この条例案が提案されているものというふうに受けとめますが、よろしいでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（阿部五一）

まだまだ質問される方がありますので、ここで休憩をいたします。再開は45分であります。

午後3時33分 休憩

午後3時45分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

先ほど提案理由の説明の中に、多賀城市の人口に対する給水のことがありました。それで、今の水源を確保したときには、私の勘違いかどうか分かりませんが、人口7万5,000人を見込んで、今の給水を確保しているのではないかというふうに思うのですが、そして、今、多賀城市の宅地、空いている宅地は1,100世帯分ぐらいあるというのですが、将来、この人口が減少する中で、多賀城市はどれだけの人口を望もうとしているのか、そういった計画性についてまず御説明いただきたい。

あと、先ほどの村井知事の「富県戦略」に対する工業団地の要請ということがありました。それならば、東北6県の中で、どれぐらいの工業団地数と面積、そして宮城県はどのぐらいあって、将来どのぐらい企業を誘致するめどがついていて、どのぐらい不足しているのか。そして、市長が今度みずからトップセールスに歩くということを、施政方針なり所信で3年続けて述べています。それに対する見込みをきちんと説明をした中で、これを我々に説明していただかなければ、十分な説明とはまず言えないのではないかと。

それと、平成8年に、多賀城市は部制をしきました。そのときも、部制をしいたときの職制、そしてその職務について、皆さん方は、その当時、係長か課長かという時代だったと思うのですが、その部制をしいたことをきちんと説明しています。

それは、市長、助役の負担を軽減して、その各部部长に責任と能力と統帥力をきちんと権限移譲するのだと。それは先ほど市長なり副市長が提案理由の中で述べたことが、きちん

と部制をしいたときに、各部長に説明と権限を与えているはずなのです。それでいて、今回、テロだ、管理能力だとか資産が云々だとかというようなことが挙げられてくると、これまでの部長や水道部長は、部長としての職務を全うしていなかったのかというふうな感じにも受けとめられるのではないかと思うのですが、その辺を全部説明いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

尾口議員の質問に、まず、「富県戦略」だけは私の方からお話し申し上げます。

私の提案理由で申し上げましたとおり、2月6日に市長会がございまして、その折に、村井知事御自身から、今の東京エレクトロンあるいはセントラル自動車が進出してくる、あれは2社だけが進出してくるわけではございません。関連企業がいっぱい来るということでございまして、それに対していろいろな企業が、何百社というようなこと、まだそこまでは具体的には聞いていませんけれども、今の工場団地では全く不足している。そして、結局、都市計画審議会が、来年でしたか、たしか県の都市計画審議会を経なければ、当然農業振興地域なり、あるいは市街化調整区域なりを変えるわけにもなかなかいかないものですから、できるだけ早急に、各市町村、もう地図でちゃんと、この仙台を中心として、それからこの2市3町、宮黒地区、それから石巻の西部まで、その地域内で工場として誘致できる可能性のあるところを全部出してくれということでは言われました。

ですから、多賀城でもそれに呼応して、そういう団地になるようなところを、可能性のあるところを出す予定でございます。

ですから、尾口議員から言われました、どのくらい不足しているのかということは、今の村井知事の発言の中身を私が申し上げたとおりでございまして、お聞きになったと思いますから、そのくらい不足しているのだというふうなことで、大体でございますけれども、これは具体的にはわかりません。一応そういうことでございます。

○議長（阿部五一）

今の市長の答弁に対して、尾口議員、いいですか。17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

今の、漠然とした不足だけでは、といいますのは、この間の経済産業省自動車部会でしたか、そこで、東北地方の新車登録台数、これを発表しています。

そうすると、東北の経済と将来の人口見込みからすると、これから自動車関連産業に関しては、大きな増加は見込めない。むしろ減少傾向にあるだろうと。

そして、東北6県の中では、いわき市には三菱のエンジン製造工場がある、山形にも他メーカーの製造工場があると。そして宮城県は部品と、あとどこまで本体の生産組み立てなのか、そこまでいくのか。それで、当初、10万から20万台というようなことを発表したと思うのです。しかしながら、それは目標であって、現実的には10万から12万だろうというふうに言っています。

そして、ある県議会の重要職を兼ねた方は、「これからはロシアの時代だ」というふうなことを言っています。ですから、宮城県で製造したものはロシアに輸出する時代だと言っ

ているのですけれども、トヨタは平成 21 年にロシアに 20 万台の生産工場を今建設しています。

そうすると、果たしてその工業団地、自動車だけに絞った場合に、見合うのかどうか、そして、多賀城市に何の産業が必要なのか、産業創造というのを今度出すようだけれども、その中で、きちんとどういう職種の企業が適性するのかということをごきちんと見きわめた上で対応していかないと、大きな狂いが生じるだろうと私は思います。

ですから、先ほど言ったのは、そういったすべてのかかわりのあるような工業団地の数と面積というようなことをきちんとやっていかないと、それに対応していかないと、後で大変なことになる。

というのは、農地とか宅地を、林でもそうなのだけれども、一度工業団地に造成してしまったら、今度これを農地などに戻すということは並み大抵のことではありません。

ですから、そういう意味では、慎重な対応というのを進めていくためにも、きちんとした下地をつくって、そして私たちに説明していかないと、皆さん方も大変だろうとこう思います。（「市長からの回答は要りますか」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、尾口議員がおっしゃったことは、私も経済関係の新聞等で見ている状態でございます。

県のトップが、それだけの土地が必要なのだというをおっしゃっているのです。そして、恐らく平成 20 年度の早い時期にというおっしゃり方ですけれども、名古屋になるか東京になるか、要するに、「宮城県に進出してくる企業群の説明会を行いますので、市町村の担当の方、あるいは首長さん方、ぜひその場に来ていただきたい」と、そういう具体策まで申されたわけございまして、今、うちの方ではプロジェクトチームで対応しているわけでございますけれども、「富県戦略」の窓口の方に行きましたところ、それなりに具体的に多賀城に進出する企業もあるやに、そういうふうなことも聞き及んでおります。まだ具体的なものにはなっておりませんが。

そういう中でございますから、やはり今回の水道事業の管理者につきましては、これだけとは限りませんが、喫緊の課題だというふうには思っております。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

多賀城を含めた形での宮城県知事のその工業団地の要請の形だと思います。

それで、多賀城というところが、例えば工業団地で、工業用地として名乗りを上げた場合、ものづくりの用地として、坪単価とかいわゆる価格ですが、そういったこととか、あと、いろいろな地勢の問題とか、そういったものからして、果たして今度対応できていくのかどうかと。いわゆる売る方があっても、買う方が、買うわけですから、そのときに要件としてそれが見合っていて、「では、ぜひ多賀城に行きますよ」というだけのことが、条

件としてそろっていくのか。その辺をきちんと対応していかないと、先ほど言ったようなことも心配になるのです。（「答弁は必要ですか」の声あり）どうぞ。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、尾口議員の御質問は、何か自動車産業ということに限定してのお話のように聞こえてくるのですが、御承知のとおり、県の中では二つのグループに分けております。自動車産業グループと、高度電子機械のグループに多賀城は入っております。ですから、必ずしも自動車ということに限定した話ではございません。

確かにおっしゃられるように、マクロで考えてみれば、自動車の台数というのは、これからどこまで伸びるのかというお話があるかもしれませんが、事多賀城に限ってみたら、それはまた別の視点になると思います。

あと、それから、具体的にどこかということ、立地する企業を見据えて、選んだらいいのではないかというお話もございませうけれども、選んで来てもらえる状況なのかどうか。ですから、多賀城として受け入れられるような企業については、どうなのか、そこから手をこまねていることが一番いけないことで、来てもらうような状況をいろいろ整えて、提示をして、来ていただく、そういうような態勢を整えなければならないのではないかと思います。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

今、副市長のお話、自動車産業にとどまらないのだというお話なのですね。第3回定例会のときに、私、これらに関して一般質問しています。それで、その原稿の中に、電子産業というものからして、多賀城がどれだけ対応できる土地なのか、そういうこともきちんと分析して、お話ししていると思います。

ただ、ソニーとかそういったところが、戦後多賀城に立地した、あのときの条件とは、今、多賀城がどんどんと発展する中で、条件が変わってきているのです。それで、ソニーなどがもし多賀城でどんどんと設備投資したり、事業拡大をしていくというのであれば、やはりとくに多賀城に、多賀城市内のどこかに土地を求めて、そして皆さん方に用途変更でも何でもお願いしてやったと思います。

しかしながら、新聞を見ていても何にしても、ソニーもそうですし、松下、東芝、日立、三菱など、ある地域にもう集中的に設備投資をしている。その環境というか条件は何なのかというところまでやはり勉強していた方がいいと思います。なぜそこに、そういうところに行くのかと。そうするとある共通性が出てくるのです。それだけぜひ認識していただきたいと思います。（「いいのですか」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

給水人口の計画等について、上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

給水人口等につきましては、6万 3,070 人を見込んでございます。

あと、給水量につきましては、最大で3万 280 立方メートルを見込んでございます。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

給水関係は、分水を求めて、途中で一度変更しましたか。仙台分水の関係で。当初、伊藤市政のときに7万 5,000 を見込むような話をしていたのですが、あとそれは仙台とのかかわりを、仙台からの分水も考慮に入れれば、配水はできると思うのですが、それはよろしいですか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

これは、事業認可変更をとったときの数字でございまして、実際には3万 280 トン、そのうち2万 1,000 トンについては、仙南仙塩広域水道、あと 5,000 トンについては仙台、分水関係については2万 6,000 トン、そのほかについては自己水源で対応するというような内容でございます。

○議長（阿部五一）

部制について、市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは、先ほどの平成8年度の部制の導入についてというところから、御説明をしたいと思います。

まず、平成8年度の部制導入は、尾口議員がおっしゃいましたように、その権限と責任を部に与えて、その体制づくりを行うということで、その部制を導入したわけでございます。

しかしながら、最近の傾向としましては、先ほど市長の提案理由の説明にもありましたように、大量退職時代を迎えて、その水道事業経営が、今後、部長は多分一、二年、長くても3年くらいで次々変わっていくといったような体制が、現実的にあるといったような状況でございます。

つきましては、先ほど市長も、「じっくりと腰を据えて」、水道事業経営といった専門性を十分に発揮していただいて、その経営に当たらせたいということで、今回の水道事業管理者の設置についての御提案だというふうに考えてございます。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

大量退職時代が来るから、それで、部長は1年か2年でやめてしまうので、じっくりと腰を据えて取りかかっていたらという、それで水道管理者が必要だというような答弁だっ

たと思うのですが、人事というのは、部長は、何と申しますか、ところてん方式でつくものではないと私は思うのです。政策を実行するのに、この職員が能力があるのだと、任せたいと思うのでしたら、40歳でも50前でも、30代でも、その人間にじっくり取り組む、マネジメントのしっかりした人間に取り組ませるのが人事だと思うのです。

ですから、私、この議案が出されるというか、水道管理者が設置されるといううわさが、ちらちらと聞こえてきたわけです。では、水処理プラントのメーカーから配置するのか、そのための条件整備なのか、もしや三春町の企業局の、局長は無理でも次長あたりを招き入れるのかというような期待は、ある意味では持ったのですけれども、どうも何か、回ってくる情報からすると、そうではないようなことなのです。

それで、今、多賀城市民はこのことについて非常に怒っているのです。ふんまんも随分言っています。正直言って。

それと、あと、水道管理者の給与などの明細は説明があって、年収が大体どのくらいかというのは、約920万円くらいかと思って計算はしたのですけれども、そこで、説明会のときに説明を求められて、まだ我々に説明していないのが、1期4年間で、退職金がどれほど出るのかということが、まず説明されていません。こういったことについて説明をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、尾口議員からお話しありましたけれども、これは、私が提案理由でこれだけのことを述べたのですから、1期4年間、これは絶対やらしてもらわなければいけない。ところが、4年間でこの仕事はできるわけはありません。恐らく継続して8年間ぐらいはやっていただかないと、恐らくこれは最後までいかない。その覚悟でございます。（「そのことを聞いているわけではありません」の声あり）

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

退職金の部分でございますけれども、退職金につきましては、55万1,000円に退職手当の支給率というのがありまして、それを掛けますと、4年間でおおむね550万円ぐらいになります。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

そうしますと、先ほど私がお話ししたように、市長が、「4年で済むはずがない。8年ぐらいかかるかもしれない」と。そうであれば、先を見越して、若い人にきちんとやって、そして、「定年になるまで頑張ってくれ」というのも、一つの手法だと私は思います。何も退職金を改めて550万円用意しなくともいい。

それで、市長は、「その行財政改革が待ったなし」と言っているのです。そして、待ったなしと言っているけれども、何となく口ざわりがいいけれども、耳ざわりがいいけれども、実際逆に進んでいるのではないかと、私はそう思います。

それと、この手続で、例えば12月の第4回定例会で、この議案が可決しているのであれば、施政方針に載せてもいいと思うのです。「やります」と。しかしながら、今、本会議で審議中なのですけれども、その前の施政方針で、「やります」というふうにおっしゃっているのです。そうすると、議会に対して手続上、問題はなかったのかというふうな感じがします。その辺についてはいかがでしょう、お願いします。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まず、その施政方針との関係でございますけれども、この施政方針というのは、これは御承知のとおり、平成20年度、市長が一体何を展開するかということの総括説明になります。その総括説明の中で、さまざまな施策について御説明しているわけです。

今の御指摘のように、では、条例が通ってないものは、そこで触れられないのかということになりますと、ほかのものも一切触れられないということになってきますので、それは市長の平成20年度にやろうとしていることの方針として出しているということでございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

副市長、それは議会と行政当局の信頼関係からすると、例えば継続してやってきた事業で、その中に何か新しい事業とか政策を取り入れるのでしたら、それでいいと思うのです。

これは丸々新しい人事であったり、職責であったり、それに対してはやはり議会に対して事前にきちんとした手続をとるべきではないのかと。それがお互いの信頼関係のルールだと私は思うのですけれども。（「答弁は」の声あり）どうなのかだけ答弁してもらって、あとほかの方々もお話しされるでしょうから、それで進めてください。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、どちらが先かということになりますけれども、では、方針を示さないで、その具体の案件だけ出したときは、唐突にというおしかりを受けませんか。ですから、全体的な姿として、平成20年度はこういうことがしたいということを出した上で、いろいろ条例の提案、予算の提案もさせていただくわけですから、その全体的な姿としてどうなのかを示さないうちに、個別のものだけ出していいのかどうか、それは考えをちょっと異にするとところだというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

いや、今、副市長、「唐突」と言いましたけれども、そのために、事前に説明会とか、そしてそのそれぞれの直近の議会というのがあるのです。

それで、そういうことがないように、説明会を開いてくれとか、開きたいとかということが、議会と当局の信頼関係であった。

そして、それである程度煮詰まったり、納得がいった時点で、議案として提出されてきたと。それが今までのルールだったと私は思っています。

それと、私の勘違いなのかどうか、それだけ、どうなのでしょう。勘違いなら勘違いと言っただけならば。（「副市長、答弁するのですか」の声あり）

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

このことについては、確かに尾口議員おっしゃるとおり、我々としても、重要な案件については事前に説明をさせていただくように努めております。

この件についても、これはなかなか不十分であったという御指摘を多々いただいております。ところでございますけれども、そういったことも含めて、今回のことも1月31日に、ほかのことについても、極力議会前に御説明するように、そのように努めているところでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

まず1点、ちょっと確認作業をしていかないと、問題を整理していかないと、私も理解がちょっと深まらないので。

1点目ですが、私どもは、実は多賀城市の納付書というのは余り見たことがないのです。というのは、区分所有法で、まとめて払っているところに住んでいるものですから。それで、いわゆる水の納付書といったらいいのですか、ちょっと言葉がわからないのですけれども、そこには、今、管理者という名前で載っているのかどうか。当然載っていると思うのです。いわゆる多賀城市長、水道事業管理者多賀城市長の名前で、納付書というのは発行されていませんか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

納付書の名前については、多賀城市長で載っております。管理者ということでなく、多賀城市長菊地健次郎というふうな名前で載っております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ということは、別に管理者というか、水道事業のいわゆるトップは市長なのだということで理解してよろしいのですね。そうですね。管理者ということをあえて使わなくとも、水道のトップで、納付書を発行するのは多賀城市長なのだということで理解してよろしいのですね。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

今現在はそのとおりです。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

私は、管理者というのが何だかつくような気がしてならないのですけれども、それをあえて管理者というのを名称として使わなくともいいのですね。例えば、水道企業の管理者というのは、現状においては多賀城市長なのだということで、認識していいのですか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

そのとおりと理解いたしております。

あくまでも、多賀城市長が、今回新たに管理者になれば、水道事業管理者上水道部長だれだれというふうな名前に、かわればなるということでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

いや、ですから、管理者というか、使わないまでも管理者は今のところ市長なのですね。現状において。そこのところをちょっとちゃんと、どうなのかを教えてもらえませんか。そこのところが大事なのです。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

仰せのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰已議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

わかりました。それでは、現在の管理者は多賀城市長なのだとことを理解して、次に質問していきたいと思います。

今、たしか読みかえ規定で、今御答弁をいただいている水道部次長は、水道部長と読みかえるということで、あなたは水道部長としての決裁をしておりますね。どうでしょうか。

そして、では2点目なのですが、現状において、水道部内での決裁、それから市長に決裁を仰ぐ文書、いわゆる文書の量において、市長まで決裁をいただく文書はパーセンテージにして何%なのでしょう。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

決裁権につきましては、専決規定がございまして、その中で、金額に応じてでございますので、パーセンテージで言えば、全体の2割ぐらいということで理解はしておりますが。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰已議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

金額では2割なのですか。金額的なものというので、市長への決裁を仰ぐのは、水道部のすべての事務、決裁を要する文書の中で、20%はあるということで理解してよろしいのですね。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰已議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

それでは、現状、テロ対策というのはどういうものをとってらっしゃるのですか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

現在、テロ対策につきましては、各施設に侵入防止等の警報装置、それを各浄水場の方にすぐ来るような形で、テロ対策というようなことで、セキュリティー対策をとっております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

では、管理者が新たに置かれたとしますね。4月1日に。どういうテロ対策を管理者は実行していく、何かテロ対策が管理者のもとにおいてどうのこうのということなのですが、これは、2001年の9.11以降、常にやっていなければいけない問題ではないのかと私は思うのです。ゆえに、4月1日から新たな管理者は、どういうテロ対策を打たれるのか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

厳密に言えば、テロ対策というのは、今お話ししたような内容でやっておりますが、それ以降について、例えば、今平成20年度の予算の中でもお話が出てまいりますけれども、水質的な問題、そういうものに関しての安全性の関係で、施設をつくるというようなことなども含めて、全体的なテロ対策というふうのうちの方では言っておりますが、それらも含めて、施設の整備関係を行っていくということでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

それは、何も平成20年4月1日からやるなどという話ではなくて、前々から、20年も10年も前から、施設の老朽化はおよそ何年に老朽化するだろうと。そういう想定のもとにお仕事をされておるのであって、その水質のどうのこうのだから、新たな管理者を置いて、進めていくという問題ではないと私は思うのです。その辺、どうなのですか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

ちょっと言葉足らずで申しわけなかったのですが、厳密に言えば、随分昔からセキュリティー、要するに不法侵入とか、そういうものに関しては設備をつくっておりますが、今後なおさら、このように世の中が不安定な時代、日本人だけでなく外国からというふうな問題もありまして、それらも視野に入れて、セキュリティーをもう少し固めていきたいというような内容でございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。テロ対策という一言で言っても、今聞いてみれば、なかなかいろいろなものがあるのだということがわかりました。

では、次なのですけれども、どちらに答えていただければいいのか、権限、「管理者には権限とそれから責任を」云々ということでございます。

条例の上程権、これはいわゆる新しい管理者に想定しているのかどうか。ちょっとわかりませんので。

それともう1点、人事権、この技術屋が市長部局から欲しいから、我が水道にぜひともこの人をというような人事権は、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

条例の上程につきましては、これは管理者ではなくて、市長の方でございます。

それと、人事の部分につきましては、管理者の権限においてやるということでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

私、そういう意味で、あえて例を言って質問させていただいてますね。いわゆる本庁の技術屋を、どうしても水道部に欲しいというときは、何というのか、管理者対いわゆる人事担当部局なり、あるいは市長がそういうことを話し合っ、人事案をつくっていただけるものなのかどうか。その辺はどうですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

先ほどもお話ししましたとおり、人事につきましては、管理者になりますので、管理者の方から協議をされて、それでこちらの方としても、その辺を協議させていただいて、水道の方に派遣するとかなんとかという形になっていくと思います。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

では、一番基本的なことを最後にお伺いしたいと思います。

多賀城の水道は、一朝事あったときに、自己完結型の組織を想定してらっしゃるのか。あるいは、外部からの技術屋さんとかそういう方を呼んで、事に当たらせるのか、この辺、今後の水道というのはどうなっていくかということが見えないものですから、その辺で、しかるべき人にはっきりとお答えいただきたいのです。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

その辺につきましては、いろいろやはり水道サイドだけでなく、その辺、包括的に、人事のことも協議しながら、進めていきたいと私、個人的には思っております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ですから、個人的な回答を私は求めているのではないのです。今後、多賀城水道が、一朝事あったとき、具体的に申し上げますか、例えば、この間の登米市のようなことです。余り他市のことを例に挙げたくないけれども、あれは単純なヒューマンエラーですよ。一度ろ過したものを、もう一回戻してしまったのですよ。ふなれな職員の操作なのか何か、それはわかりません、私は。

しかしながら、もう一度言いますよ、一朝事あったときに、職員がすべてのことに対応できるような、自己完結型の水道部という組織をお考えになっているのか。あるいは、このところは技術的に、技術者が弱いから、そのしかるべきそういう技術を持った人に来ていただいて、事に、復旧などに当たらせようとしているのか。これは今後の水道というもの考えたときに、一番大事なことなので、ここだけは、私、判断迷いたくないので聞きたいのです。どうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、その想定は、いろいろな事態の想定にもよると思います。一般的には、通常の水道事業については、まさにその自己決定権を持って、みずからの経営をする。ただ、そこに事故があった場合には、もちろん水道部だけの職員で済みませんから、こちら市長部局の職員ももちろんお手伝いに入ります。

とはいいいながら、水道に関してはこれは素人でございますから、それ以外の、今、登米市というお話がございましたけれども、そういったことの場合には、近隣他市からの協力をもらう、そういったいろいろなバリエーションがあると思います。しかし、その起きた事態によって、いろいろと対応が変わってくるのだらうと思います。

ただ、常時は、水道の方で自己完結型にやっていくのが原則だというようなとらえ方をしております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

明快な回答をいただきました。

今、先ほど市長公室長が、大量退職者時代云々とおっしゃった。これは技術者の方が大量退職なのです。ですから、何かこの間の説明会では、新しい管理者のもとに、技術の継承云々と書いてありましたね。それは、自己完結型、あらゆるバリエーション云々とおっしゃっているけれども、身近な例を申し上げます。実は私の身内は、仙台市水道局とか塩竈市水道部にいたのです。いろいろ話をする機会があると、どうも多賀城の水道の、いわゆる技術者を養成していく、水道のエキスパートというものの、いわばそういうものを養成するというところに、ちょっと欠けているところがあるように私は見受けてならない。

それで、端的な例を言えば、3年、4年で技術屋とか事務屋もかわっているのですね。先ほど例に挙げた、私どもの2人の身内なのですけれども、ずうっと水道生え抜きです。

ですから、その辺で、今、大量退職云々と言っているけれども、技術の継承というのは、どういうことを、管理者を置いて想定しているのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、技術系の職員のその技術の伝承というのは、これは実は水道に限ったことではなくて、市長部局の建設部も、土木もそうなのですけれども、そういう傾向は全体的に見受けられます。

そういったことの中で、いかに今持っているそのノウハウを次に伝えていくか、これはやはり早急に整えなければならないというのは、非常に大きな課題だと思っております。

ちょっと話題変わりますがけれども、先ほど御審議いただいた管財課のファシリティーマネジメントというの、その建築であったり、設備関係の技術者をとにかく寄せて、その事に当たろうということの趣旨になっております。

ですから、水道に関しましても、今お話しありましたように、もちろんその技術の伝承、ノウハウの伝承というのは、これから大きな課題としてとらえていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。いろいろとお聞きして、なるほどなと考えるところも多々あります。

しかしながら、今ずうっと私ども聞かせていただいて、質問をさせていただきましたが、私は、新たに管理者を置く云々というのに、必要を感じないと思います。今の質問の回答では。

なぜなら、先ほど尾口議員がおっしゃったように、ずうっと前からそういうことは想定されていることではないのですか。ここで新たに、平成20年4月1日から管理者を置いて、事の改善がなされるというのではないと、そう私は思います。

それから、先ほど市長の御答弁にありましたけれども、8年ぐらい置くということですがけれども、今、一番多賀城市が財政的に逼迫している時期ではないでしょうか。どうでしょうか、その辺。それだけ財政担当の方から、今が一番、例えば多賀城市の今までやってきた、

いわゆる行政をやってきた中で、例えば平成 20 年度、21 年度、市債償還でも何でもいいです、財政的に非常にゆとりがないような状況ではないかと思うのですが、それだけ回答をいただけますか。わかる人でいいです。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（財政経営担当）。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（郷家栄一）

例えば起債の償還のピーク等につきましては、決算のときにも御説明しましたとおり、平成 20 年度、21 年度あたりがピークになるだろうというふうに見ております。一応、それは一般会計の話ということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

一般会計云々でいいのです。いわば、今新たに 55 万 1,000 円の報酬を用意して、聞くとところによると、4 年で 550 万円の退職金云々という、その人の職を置くこと自体も、私はちょっと納得いかないのです。

ですから、今、いいですか、私の意見で最後締めくくりたいと思いますが、いわゆる今、財政逼迫、それは一般会計だから云々、特別会計だから違うとか、そういうものではないと思うのです。なぜかといいますと、今度新たな指標ができたでしょう。連結赤字どうのこうのというのが。そういうことも含めて、私はトータルで物事を、話を聞いていたつもりなのですが、いわばこの退職金まで用意して、水道管理者を置くということの意味を、私は見出せない。市長が頑張っていただいて、管理者も兼ねていただいて、平成 20 年、21 年、厳しい財政状況を乗り越えていただきたいと私は思わせていただきます。そのような考えを持っておるとのことだけ御披露申し上げます。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

御指名でありますので。この水道事業管理者の設置についてという提案がございまして、私は、今までこの多賀城の水道の歴史について、余り知識がございませんでした。おかげさまで、非常に勉強させていただいたと思っております。

さかのぼりまして、昭和 50 年第 3 回定例会、議案第 56 号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてというふうにございまして、これは当時、議長さんが（4 文字削除）○○○○さんであるということで、いろいろと。それから 4 年後は、この条例はまたもとへ戻すということで、そういった等々のものを拝見しますと、その多賀城の歴史、非常に深い、そしてまた、水に関する事業が着々と進められてきたということを感じるわけがございます。

それで、この緊急性とか重要性の問題ですが、確かに重要でございますけれども、緊急という問題では、ちょっとひっかかるのではなからうかというように感じるのです。

といたしますが、多賀城市に類似した全国市で、管理者を設けている自治体が5カ所ぐらいあるというふうに、水道事業所からお聞きしました。北海道に1カ所、それから沖縄に1カ所、これは人口5万、6万人くらいでございます。それから、内地といたしますか、大阪に藤井寺市、京都には京田辺市、それから京都府には長岡京市ですね。北海道は千歳市なのですが、沖縄とか北海道は電話賃が高うございますので、一応近くで、大阪、京都、3市を連絡させていただきました。

電話での会話でございますので、100%お互いの理解といたしますか、私が申し上げることが正解というふうに、ちょっと電話でございますので、言えない部分があると思うので、その点はお許してください。

大阪の藤井寺市が、電話で申し上げるところですと、人口が約6万6,000人ということでございまして、前市長が選挙のときに、「管理者を置かない」という公約を立てまして、当選したようでございます。がゆえに、現在管理者は空席であり、本年4月より市長が管理者になる予定。現在は水道局長が職務を代行しておるといふ回答でございました。

それから、あえて加えて、大阪府下では、各自治体において慣例的に設けておったのですけれども、こういう行財政の改革により、首長による管理者というふうになりつつあると。変わってきたというふうにご回答がありました。

それから、京都府の京田辺市でございますけれども、前任の管理者が定年退職いたしましたので、その間、空席であり、部長が職務代理者として任に当たっている。今日まで管理者を置いてきたが、厳しい行財政の中であり、首長が管理者となっていくと。やはり任期は4年でございまして、参考までに、給料は1カ月68万円、退職金はそれに準ずるといふふうにご回答いただきました。

京都府の長岡京市は、水道管理者を置いた理由として、合併したのでしょうか、水道料金が非常に高いということ等々もありまして、その説明をするためにも管理者を置いて、市民の皆さんに詳しく説明したと。それで非常に理解をいただいたということは、非常にメリットであったと。しかし、今日、こういう社会情勢でありますので、管理者は市長にかわっていくのではないかとご回答でございます。

私は、逆に、そういった自治体でおやりになっているから、何かいい情報がいただけるのではなかろうかというふうにご期待してお電話したのですけれども、逆に、全国的にこの管理者制度を置いているのだけれども、現在は活用はされなくて、逆に首長さんにもとへ戻すと。しかし、条例を改正するためにはいろいろとよろよろでございますので、そう簡単にはできないというふうな回答は来ております。

そういったことを踏まえながら、もう少しこういった条例改正、もう少し時間をかけて、私はイエス・ノーは別にしまして、市民の声を聞き、あるいはまた議会でも検討会をさせていただいて、そして今議会で条例改正云々ではなくて、もう少し審議する時間、勉強する時間が欲しいと、そういうふうにご考えるのですが、御答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今、いろいろほかの市の状況をお聞かせいただきまして、今聞かせていただいた範囲で共通することは、水道部長とか、水道局長という話でしたかどうか、管理者のほかはまだ部長を置いているお話で共通しているようにお伺いしました。

そうすると、もう我々も、部長のほかに管理者を置こうなどということは、いささかもそれは考える余地はないと思っております。

我々は、部長ではなくて、管理者を置いて、その水道事業をさせたい。それは、現場に近いところに権限を落としてやりたいということでございますので、今、雨森議員がいろいろ御紹介いただいたところのように、部長も置いて、さらに管理者も置くということではございません。

しかも、管理者については、現職の部長と基本的には給料については同額ということにしておりますので、権限は付与するけれども、やっている内容はほかとは違う、他と同じように管理者はむしろ置いておかない状態だと、管理者をいわゆる二階建てにしておかないということでございますので、ほかの市と趣旨としては同じ、むしろ我々の方が一歩先んじて、現場の部長に権限を、そこまで法令上認められた権限を落としているのだということの状況でございますので、ほかよりもちょっと一歩進んでいるのではないかというふうに感じるところでございます。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

私も、いろいろと有識者といいますが、何十年か多賀城市に市職員として職務に当たられた方々のお話等々、あるいはまた御意見などを聞きまして、いろいろもろもろ意見もあります。今、多賀城でも下馬と笠神地区は塩竈の水を飲んでおられるわけですね。市長のところも塩竈に水道料金を払っているわけです。1日に大体 6,522 人ぐらい、これは平成 19 年 12 月というふうにお聞きしておるのですが、塩竈と多賀城は広域的に一緒になると、水道は。そういうときに管理者を置くというのなら、これは話はわかるのです。ですから、例えばそれが 2 市 3 町が一緒になるのだと、これは当然、そういったことで、管理者制度というのが求められると思うのですが、大崎市は平成の大合併で合併しました。しかし、管理者を置いておりません。石巻は広域的に置いているようでございますけれども、これはまた問題外でありまして、そういったことで、なぜ多賀城が降ってわいたように、まだまだ議会でもなかなか理解できない状況の中で、今回で、今採決をとってですね。それで、条例改正をするのだということになりますと、やはり第 2 弾、第 3 弾、これからやはりそういう形で、執行部が出されたことが、説明会一回ぐらいでどんどん通されてしまうのではないかというような、非常に不安感もあるわけです。そういったことについて、一応御答弁願います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

水道事業の広域的な統合がもし仮にあったとして、その統合が成ってから管理者を置いたらいいのではないかという、1 点目の御質問でございますけれども、我々としてはそれはむしろ逆であろうというふうに思っております。

広域的な統合がもしあったとしたら、市長の提案理由の中にもありましたけれども、統合すべきかすべきでないのか、是か非か、あるいはその可能性がどうなのか、そういったところをむしろ専門的に精査する必要があるのであって、そういったことを仮にせずに、広

域で統合されて、その後に管理者を置いたとしたら、それはむしろ対応としては逆ではないのかという感じがいたします。

あと、それから大崎市の例でございますけれども、大崎市が管理者を置いていないというのは、どういう理由かわかりませんが、大崎市の方でどういう対応をしているのかわかりませんが、これは先ほども言いましたように、我々は屋上屋を重ねるようなことで管理者を置くわけではないのだということなのです。ですから、少し任期も長くとれて、すっかり腰を据えて、じっくりと将来を見据えて対応できるような、責任も持ったような人で対応してもらいたいという体制も整備したいということでございますので、その辺はひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

私の意見は、その重要性というのは非常に認識しております。その緊急性というのが、ちょっと私、これはまだまだ入っていけないのです。

これは、ある自治体の課長のお話なのですが、笑い話で、これは市長、済みません、市長は水道関係が重荷になったのではないかと。ですから手放したいのだというような、ある市の市長もそういう考えもちらっとにっているのです。ですから、非常に複雑化の企業ですか、その事業に対して管理者を設けて、そちらを窓口にして、今までいろいろ市長も問題等々ございますので、複雑化しておりますので、その分だけ楽になりたいというようなことも踏まえているのではないのでしょうか、というようなことを電話で笑いながらおっしゃった方もございました。

それは別としまして、もう少し何とか時間をかけて、後々もございますので、私、これ以上くどくど申し上げませんが、検討させていただきたいと私は思うのですけれども、最後に御返答いただきまして、終わります。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

ちょっと市長についての関連したところもございましたので、これはちょっとぜひ答弁させていただきたいと思っておりますけれども、これは、今、地方分権とか分権という言葉が盛んに言われております。国と地方との間でその地方分権という話があるにもかかわらず、地方の中、市の中での分権というのはやらないのかということになってくると思います。そういうことで、市長のことの、個人的な原因ではなく、市の中のいわゆる分権として、現場に近いところで物事をさせようという、そういう趣旨でございますので、今おっしゃられたような趣旨ではないということをお答弁させていただきたいと思っております。（「終わります」の声あり）

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今の回答、ちょっと気をつけた答弁をした方がよろしいのではないですか。分権時代だから、市部局の分権もやっていくのだと。であれば、基本方針にそれを出すべきです。少なくともアウトソーシングできちんともを出している。であれば、そのときに、そういうものを踏まえて、多賀城市は今後進んでいくのだということなをなげうたわないのか。多分、皆さん、アウトソーシングを持ってきていると、私は「行政改革とアウトソーシング」を持ってきました。うたっておりません。そういうのをやっではいけないと思います。

分権などではなく、先ほど市長が説明した理由がそうであれば、それを説明すべきでないか。私はそう思います。その辺はいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、先ほど尾口議員の質問の中で、部制をしいたときの、部制の趣旨は何だったかというお話もございましたけれども、そもそも部制をしいたときには、従来、市長あるいは助役が持っていた権限を、それぞれのセクションごとに部長に担わせようという、むしろそういう考えがもう平成8年のときから根底にある話でございます。

今回は、それに基づいて、今度は法令上も明確にその権限を与えられるということがあるものですから、基本的なその姿勢の中に乗って、今回もそれをやろうとしていることとでございますので、何も矛盾していることではないというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

分権という言葉がなぜ使われたのかということ私には言っているのです。先ほど言ったように、部長設置は、部長に責任を持たせて、現場の意向を的確に捕まえながら、判断をして、権限を与えていく、そのため部制をしいたという御答弁がありました。

であれば、なぜその問題点をこの場で明らかにしないのか。こういう問題点が明らかになってきて、水道の場合はこういう問題点があったので、ここは管理者を置かないと整理がつかないという理由があるのであれば、明らかにしてください。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、先ほど市長の提案理由でも申し上げましたし、再度答弁しているところでございますけれども、いろいろな環境の変化、そういったものに対応させるためなのだとこのところでございます。これは繰り返しになりますので、これ以上申しませんが、それを先ほどから申し上げているところでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それでは、説明会のときに、最後のくぐりで、市長は、「改めて皆さん方に御提案申し上げたいというふうに思います」ということで締めくくっております。

私も、そういう提案があるのであれば、この際、質問を終了しようという私の発言をしております。

今、副市長が言ったように、新たな問題というのは、先ほど市長が提案理由でお話ししたものだと思います。であるならば、なぜもっと前にもう一回説明会を開催して、議員の我々に理解を求めるような機会をおつくりにならなかったのか、その辺についていかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、先日の説明のところで、市長が、もう一度その内容を確認した上で、提案はしますからというお話をさせていただいています。

それに基づいて、今回提案しているわけでございますので、説明会で完全に御理解いただけないうちは、提案できないのかどうかということになるかどうか、そういうことを踏まえて、我々としては説明を尽くして、御提案申し上げているということでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

副市長、そこまで答弁してくるのは、それは開き直りというものです。であれば、先ほどお話ししたものをデータで資料として出さなければいけないですよ。私はそう思います。だって、この間の説明会ではこういう資料を出しているのですから。

なぜ必要なのか。大きく現状が変わったという説明ですね。一番変わったという市長の説明は、私が思うに、企業誘致の関係もある。ですから水道事業の計画的な給水計画も将来的には立てていかなければいけないからという理由になる。そうではないですか。それが大きな理由になっているのでしょうか。今度の提案理由の中で。いかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

環境の変化というのは、その説明会からきょうに至るまでの環境の変化ではなくて、全体的な、もっと大きな環境の変化を、先日お話しさせていただきました。

それで、あえて今つけ加えて言うとしたら、今、竹谷議員がおっしゃられたように、あれは2月6日だったでしょうか、知事から言われたのは、説明会が1月31日でございますから、その後にそれがつけ加わったというのは事実でございますけれども、先日御説明したのは、もっと大きな流れの中で環境が変わった。それに、きょう、改めて御説明申し上げたのは、2月6日の市長会でそういうことがあったということで、お話をしておりますので、そのことだけということのとらえ方ではございません。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

31 日の答弁からいけば、私が言ったような、少なくとも変化の理由というものについては、私は出さなければいけない。その中で判断をしなければいけない事項が新たに出てきた、というふうに私は理解しております。そういう理解でいいですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

ですから、そのことについては、あえて市長も提案理由の中で、こんなに例にないぐらい長く市長から御説明させていただいた。それもそういう趣旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、私は、それを口頭説明ではなく、提案理由かもしれませんが、貴重な資料ですから、少なくとも説明会に出したような資料で、出すべきものではないですかと聞いているのです。いかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、市長会での知事からの口頭の要請でございます。その口頭の要請について、文書化されたものというのは、新聞記事、それから県から来ている文書とすれば、もっと事務的なレベルの話になります。そういったものでよろしいのだということであれば、それは写しとしてはお出しさせていただきたいと思うのですけれども。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

もうちょっと素直になってください。私から言わせれば。私、一つ一つ聞いていこうと思いましたが、時間もないので、余り聞いていけないと思っているのです。

大きな問題、上下水道の料金についての扱いについて、検討していかなければいけない。下水道の関係について、今後の関係について、特に質問の中で、雨水と汚水の関係での分離問題が質問されて、そのとおりだとおっしゃった。

まず一つ、上下水道を一緒にして、企業会計にして、1 年やるかやらないかでこれをもとに戻したという理由は、平準化債の問題ですね。その辺確認しますが。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それが一番大きな理由でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、あの提案のとき、平準化債が使えなくなるから、これはやるべきではないという質問もいたしましたし、討論もいたしました。それを、それにもかかわらず、強引にああいう体制に持っていった。その歴史は御案内のとおりだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まさにおっしゃるとおりで、これは、あのときに、企業会計移行のときに御説明したのは、複式簿記の導入が、長い将来、将来的には必要であろうということの視点で御提案申し上げます。

ただ、それをやっていく段階で、平準化債の扱いが、先ほども言いましたように、いわゆる雨水、料金によらない雨水と、それから料金体系の汚水と、それらが制度的に余り完備されていない状況で、その差を一般会計により特に支え切れないということもあって、1年後に、それは特別会計に戻させていただいたということは、議員の皆さんも御承知のとおりのことだと思っています。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そのときに、質問の中で、雨水と汚水は分離すべきだと。汚水については企業会計である程度は整合性はとれるでしょうけれども、雨水については問題があるのではないかという問いもあったはずですが。それは記憶しておりますか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

記憶しております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

であれば、あの下水道を企業会計に持っていくために、研究をしたのは、私の記憶では約 2 年間だと思っておりますが、その記憶に間違いございませんか。いかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

あの当時は、私、財政の担当におりましたので、その下水道の中の詳しい手続までは存じておりませんが、大分長い期間かけて、あの検討はしたという話は聞いております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そのときに、検討の段階の中心になった方もおります。私の記憶では、定年退職したお方が、専門にその任に当たったと記憶しておりますがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

企業会計移行を目指して、その方については、資産の台帳、下水道の資産の台帳の整理をお願いしたというふうに聞いております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それで、私はそこで問題点を申し上げます。水道管理者を置かなくとも、下水道の分離、下水道の汚水の企業化というのはやることが可能ではないかと思うのですけれども、今までの経過からいっていかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、企業会計に移行することは、それは可能だと思います。

しかし、過去のそういったことも踏まえて、きちんと、やはりそういうふうな会計に移行するためには、少し長い目で、果たしてそれが是非なのか、適切にきちんと見きわめないといけないというところにあると思うのです。

そういったことも踏まえて、将来の、水道とその下水の汚水との統合なども視野に入れて、そのときにも備えて、きちんとやはり専門性のある、きちんと見据える管理者が必要だろうということで、御提案を申し上げているわけでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

副市長さん、組織を考えてください。企業会計管理者は水道だけですね。下水道は今、市長所管にありますね。それは特命事項でやらせるのですか。職権、作業の分類からいったら、どういうふうな解釈になるのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これはもちろん、水道事業管理者は、所管する事務は水道だけでございます。

しかし、水道だけでございますけれども、複式簿記企業会計についてはもちろん専門性を発揮しておられる。その中で、将来的に汚水と一緒にする場合のノウハウ、あるいは水道との結合の仕方、それらについては十分連携を図れるものと思っております。

将来的には、二つの事業であっても、一つの管理者でいいのだという公営企業法上の規定もございまして、将来的にはその辺も見据えて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

なぜ説明会でそこまで突っ込んで説明しなかったのですか。はっきり言って、説明が足りない、はっきり言っていました。そう言っておきながら、きょうの会議ではそこまでのことを言って、なぜ最初からそういうことを言わないのですか。議会というものをどういうふうに見ているのですか。議会の説明会をどのように認識されていますか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それは、前回の説明会の中で、意図的に、説明すべきものを説明しないとか、あるいは意図的に隠すとか、そういう気持ちは職員一同、いささかもございません。

その中で、精いっぱい説明しようとしたわけでございますけれども、議員方の疑問に思っておられることに的確に答えられなかった、それは深く反省をさせていただきますけれども、今おっしゃられたように、議会への説明会を軽んじて、説明すべきものをしなかったとか、そういう考えはいささかもございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いや、私は、私の最後の質問は、「市長がおっしゃられた、『下水道の問題も視野に入れて』ということであれば、それなりに立派なビジョンをお出しになってください。その役割を管理者と、どういう役割を求めていくのか、その辺も説明してください」ということを最後のくだりに言っているのです。

この説明に答えていないですね。私が最後に、それで質問を打ち切っているのです。いかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

ここにちょっと私のメモもございますけれども、「下水道の問題も視野に入れているということであれば」という、「ビジョンとしてお出しになっていただいて」というお話もございましたけれども、そのビジョンというのが、今、再三申し上げているように、下水道については、やはり雨水と汚水という性格があって、いろいろ問題がある。ただ、将来的には下水道の汚水と水道というのは、極めて密接なところもあるので、それらの道筋を見出していきたいというのが、先ほどから、提案理由も含めて、ほかの議員に対する答弁の中でも、再三申し上げているところでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それが私の質問に対して、的確な答えになっていないと私は判断します。

それで、先ほど、ある質問者への回答の中で、「管理者を置くのが立法の趣旨だ」というお答えをしましたね。立法の趣旨であれば、なぜ昭和 54 年度から今日まで、管理者を置かなかったのですか。そして、全国的にも置いていないのは、立法の趣旨からいくと、反するのではないかと思います。その見解はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

私は、地方公営企業法の第 7 条の規定は、法律の書き方からして、「置く」というのが原則の書き方になっています。これは疑義のないところだと思います。

ただし書きの中で、「一定規模以下のものについては、置かなくともよい」というくだりになりますので、法律の表記の上、書き方の中では、置くのが原則というものが妥当であろうというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、そこで答弁、「しかし、多賀城においては給水人口、給水量等々をかんがみ、少なくとも昭和 54 年度からは廃止をした」という説明をなぜしないのですか。議事録にそれは載ってしまうのですよ。今、その条例を審議しているのです。過去を否定していることになってしまうのです、それでは。と、私は受けとめたのです。

もう一言つけ加えれば、私は問題はないと思います。私、そう思ったのですがいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、過去を否定しているわけではなくて、法令の解釈としてどうなのかという御質問だと私は思っていて、その地方公営企業法の第 7 条の解釈についてお話を申し上げたわけでございます。

一方、その昭和 54 年に管理者を置かなかったとき、それがどうなのかということについては、その時点で、当時の市長なり、当時の議員さん方がそれぞれ審議されて、決定された、そういうことだと思っております。

ですから、私はそこまでさかのぼって、そのことが誤りであった、あるいは正しかったということに、言及する立場ではないと思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、言及しなくても、現在は置いていないのですから、それはただし書きの条項で、多賀城市は運用してまいりましたと、その答弁はおっしゃった方がよろしいのではないですかと私は言っているのです。つけ加えるのなら、つけ加えておいてください。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、極めてもう法令上の表記の解釈だと思いますけれども、基本的に、地方公営企業法第 7 条の規定で、置くということが原則になっていたものを、置かずに、管理者ではなくて、市長がやってきたということは、その規定に基づいて置かなかったのだということは、あえて申し上げるまでもなく、明白なことだと思うのです。

○議長（阿部五一）

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長いたします。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

素直に答弁してください。そうじゃないですか。私の言っているのは素直ではないですか。私はそう思います。あとは求めません。

次にお聞きしたいのです。幾ら考えても、管理者を設置するメリットがないのです。今の段階で置く。幾ら工夫しても。行革の一環、行革だと言っていますけれども、申し上げれば、先ほど、石橋議員の質問に対してでしたか、「管理者は、部長併任はできないのではないですか」という質問に対して、「できない」と言いましたね。あくまでも管理者ですね。あくまでも管理者、でしたね。

ですから、あくまでも部長ではないのです。管理者なのです。部長はいないのです。部長は空席なのです。私はそうとらえた。

ですから、部長でもこれぐらいの仕事であれば、今までもやってこられたのですから、部長職でも十分こなしていける作業量ではないかと。先ほどいろいろ質問出てきました。テロ対策、これはやってきている。大きな問題でいけば、水がめです。宮城県がやらなければいけないのです、逆に。七ヶ宿ダムへのテロ対策の安全確認というものを、いち早くやらなければいけない。市町村のテロ対策で、管理者を置かなければいけないぐらいの問題ではないというふうに見ているのですけれども、細かい問題で恐縮ですが、私は、管理者を置くメリットが、そういう意味ではないのではないかとこのように思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは繰り返しになりますけれども、一般職の上水道部長を置いたとしても、やれるかもしれませぬ。しかし、我々は、先ほどから繰り返していますけれども、よりよい体制にしていこうという考えでこれを御提案申し上げているわけでございます。しかも、部長のほかにもまた管理者を置くということではございません。ですから、組織論上、管理者は上水道部長とするという、呼称だというお話をさせていただきましたけれども、実態としては部長はおりません。管理者とその上水道部という組織があるだけでございます。そういったことでやっていくわけでございますから、一歩先んじた措置であるということを一つ御理解いただきたいと思いますのでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

先んじたと、先んじたと、先ほどから言っていますが、先んじていない。多賀城の現行を見てください。水道事業所の今の会計は、そこそこ黒字でいっているのだからこういうことができるのです。これは赤字だったらできないですよ。そう思いませんか。たまたま七ヶ宿の水道料金も、値上げしなくてもいいように、あちらが上がらないで、今の現状のままでいくというので、水の需要からいっても、ある程度財政としては持っていつている。これが財政が赤字だったら、こういうことができますか。ちょっとできないと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、水道事業管理者を置くことによって、水道事業会計に極めて大きな歳出の要因となるのではないかという前提で、お話をされているような気がしてならないのですけれども、これは、繰り返して申しますけれども、部長のほかに管理者を置くわけでもなく、しかも管理者は、今の部長と同じ程度の給料にするということでございますから、これは赤字、黒字、管理者を置くことによって、多大な歳出の増加にはつながらない、むしろ専門に、専任でそれをしていただくことによって、経営の健全性、効率化が図られて、ひいては経営の安定性につながっていくものだと、そういうふうに思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私はそう思っていない。管理者を置くためには、先ほども言っていました。プランがあると。こういう計画でいくから、このぐらいの水道としての改革ができる、そのためには必要なのだと。数字が出てこなければいけないです。企業会計ですから。私はそう思います。ロマンだけです。こういうものがある、こういうものがある。

いや、「こういうもの、こういうものがある」のではなく、それで数字的にどうなってくるのか、その数字を出せますか。工業用水、給水の計画の必要性がある。これは部長制度ではできないのですか。管理者でなければできないという仕事なのですか、これ。

それから、企業の誘致による水源の問題、これも部長ではできないのですか。

もう一つ、給水量が減少の傾向にある。この対応をしなければいけない。これも部長ではできないのですか。管理者でなければ必ずできないのですか、この仕事。私はそのように思うのですけれども。

広域の統合問題の検討、少なくとも広域問題は広域行政の中でやっているでしょう。それは管理者がいなくともちゃんとやっている。

下水道の問題もそうです。実際に水道の管理者を置かないで、下水道部長も置かないで、下水道課でそれをつくって、提案した後で下水道部をつくった。こういう経過があるのではないですか。

「管理者ありき」論ではないかというように思っているのです。実は疑心暗鬼しているのです。私はそう思っています。

先ほど質問ありましたが、もしどうしても必要な管理者であれば、管理者というのは、9月議会か12月議会にこの説明を御提案をして、私は進めるべきだと。そして、1月1日の人事異動でその体制に入るべきだと、それだけ重要であれば。

これは説明会でもお聞きしました。「なぜ置かなかった」、「いや、人事上のいろいろありまして」、そんなことで業務を軽んじてもらったら困ると思うのです。人事上ということとは、人でしょう。人の動かし方があったから、ここで空白にしたということでしょう。前の部長がおられますから、余りこのことは言えないのですけれども。私はそう思うのです。失礼だと思えます。

そのことによって、職員の意識の高揚につながっていくのかということになると、物すごく疑問を感じます、逆に。私の老婆心は当たっていないでしょうか。そういうことは考えられませんでしょうか、いかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、人事上の都合と申しましたのは、これは先ほど提案理由の中でも申し上げておりますけれども、これからの職員の構成からすると、どんどん、今度の3月では、そう大きい人数ではないですけれども、来年の3月からはもう20人を超える職員がどんどん退職していきます。

これからは、そういったことが頻繁に起きてくるリスクを負うので、そのリスクを回避するために置きたいのだということも、一つの理由なのです。

そういうことで、何か今の御質問ですと、あたかも何か人ありきでやっているようなお話になりましたけれども、そういうことではなくて、人事の全体的な職員の年齢構成、そういったものを踏まえて、その中で一番いい安定した体制としては何なのかということ、今回提案を申し上げているわけでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

この話をやってもかみ合わないと思います。あなたの言うことと。

私は、大変失礼ですが、職員の士気に影響してくると思います。部長が、部長たちがこれから大量退職していくから、2年ぐらいしか部長職はいない、そんな人事はないです。必要などころであれば、先ほどだれかが言いましたが、若い人を登用してしっかりとやっていく。場合によっては、多賀城のもし水道が大きな問題があるとなれば、先進地から出向していただいてでもやるという気構えでなければいけないのではないですか。私はそれが大事だと思うのですが、それは答弁を聞いても、いや、そんなことはないです、こういきますという答弁でしょうから、それは答弁はもらいません。気がない。私はそれを一番心配しているのです。なぜ必要になると、全然必要な要件がないと見ています。

それで、聞きます。36ページ、多賀城市水道運営委員会というものがあるようです。これはどういう趣旨の組織ですか。副市長、答弁願います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

多賀城市水道事業運営委員会条例、先ほど一部改正の中で触れていただいていることだと思いますけれども、この条例の設置の目的としては、「水道事業の円滑なる運営と適正かつ合理的経営を図るために、この運営委員会を置く」のだということ、基本的なものとしては、「管理者の諮問に応じて答申をする」、そういった委員会だというふうに認識しております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

市長を管理者としてお聞きします。管理者を設置する条例を提案されています。この運営委員会ではどのような審議をされたのですか。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

運営委員会におきましては、議題ということではなくて、その中で、首長の方から、こういうような事情でということをお話を申し上げております。

将来的に、今まで部長体制で云々というふうな話もございましたけれども、そういうようなことを視野に入れながら、長期的なスパンで考えていくということで、報告をして、それらについての意見は何もございませんでした。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

市長に聞いているのです。私、その他の議案でやったそうです。その他の議案で説明だけしたそうです。私は、今回のこの問題は、水道運営に関する重大な議題ではないですか。少なくとも定例会ではなく、臨時委員会でも開いて、9月なり10月に答申して、その回答をいただいた中で、提案というやり方に進むべき課題ではなかったのですか。いかがでしょう。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

市長ということでもございましたけれども、これは、この水道事業運営委員会と、事務手続上のことでございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、この水道事業運営委員会というのは、先ほど1回目の質問のときに申し上げましたけれども、「水道事業の円滑な運営と適正かつ合理的経営を図るため」だということでございます。

ですから、今は管理者を置かずに、市長がその水道事業の管理者ということも担っておりますけれども、管理者を置いた場合に、管理者にゆだねられるべき権限、ですから、水道事業の経営であったり、そういったものについて、管理者がいかなる運営をするかというのを、諮問機関として諮問をする機関ということになります。

したがって、そこに専任の管理者を置くか置かないかというのは、それは委員会の範疇には入らない、管理者が運営について諮問をするのが、その諮問の委員会ですから、管理者そのものを置く、置かないというのは、これは極めて首長である市長の専決事項であるというふうに認識しております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

あなた、そう言ってしまうとおかしいです。この運営委員会をつくった経過もわかっているのです。これをつくったのは昭和 54 年ごろでしたか、たしか。水道管理者を置かなくなるときぐらいです、これをつくったのは。これは水道経営に対する緊急課題だということで、かつては議員も 3 人ぐらい入っていたのです。それで、議会の意見も含めながら、水道問題を、本当に頻繁に開いたのです。今あなたの言っている、管理者を置く、置かないは、これは水道事業の経営に関する重要事項だと思うのですけれども、何を答申してもらおうものがあるのですか。見たら、2 月 8 日でしょう、開いているのは。我々が 1 月 31 日に説明会をやっている。7 日に議案書が配付されている。どういうことですか。私はあなたの今の答弁では納得しません。そうであったら、この委員会はやめた方がいいです。審議事項、平成 20 年度水道事業会計予算案について、20 年度配水管整備改良事業予定について、答申するところでしょう。少なくとも私は、今度の管理者だけはこの人たちに、幅広く市民の意見として問うて、「こういうふうに我々は考えているのですが、どうだろうか」という、私は御意見をお聞きする会合を開いてもよかったのではないかというふうに思うのですけれども。

これは、下水道と一緒になったときは、ここに下水道も入ったのですよ。上下水道事業運営委員会になっているのです。それでとったときに、またもとに戻しているのです。そういうふうになっています。

あなたの今の答弁では、ちょっと理解ができません。そういうものなのですか、これ。そういう軽い委員会なのですか。私は物すごく重要な委員会だと思ってきたのですけれども、もう一度答弁を願います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

この委員会は、私は軽んじて言っているわけではございません。この委員会の性格、趣旨、そのことからして、これは水道事業の運営、経営に関する重要事項は諮問するのだと、これは条例に規定しているとおりでございます。

したがいまして、今、竹谷議員がおっしゃられたような、どこをどのような事業展開をしていけば向上するのか、あるいは予算はどういう組み立てにするのか、それは水道事業事業運営そのものだと思います。

しかし、それは、この委員会というのは、そういうものについて諮問をする機関であって、そこに管理者を置く、置かない、あるいはもっと進んで、だれを置くかということは、それは委員会の受け持つ範囲ではないということを御説明申し上げたわけでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうではないですよ。議案を配付してから、平成 20 年度の予算の審議をやっているのですか。あなたの答弁は全然違うことでしょう。管理者を置くというのは、水道事業運営に当たって、だれにするのではなく、そういうものを置く、市長ではいろいろ業務が多忙だから、管理者を今度置くのだと、どうだろうかという御意見ぐらいは、ここの委員から聞いてもいいのではないですか、もっと前に。私はおかしいと思います。であれば、この委員会はあっても何の……、ましてや 8 日に開いて、我々にもう議案が配られてから、平成 20 年度の会計は、予算はこうですよと説明している。何をやっているのか。それはおかしいと思います。

ここで意見調整をして、議会提案に持ってくると、そういう趣旨でこれをつくったわけですよ、この委員会は、たしか。あなたが言っているのがそうであれば、少なくともここの委員会の権威というものについて、私は疑問を持ちます。いかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、この委員会の審議する受け持ちの範囲は、私が先ほどから言っているとおりだと思います。

その中で、その審議会に一言も言わないわけではなくて、その中で関連して説明をしているということでございますから、この委員会を軽んじたり、軽視しているというものではないというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、そこはかみ合わないから、何だかんだ言ってもしょうがないですけども、少なくともこういう委員会は、大いに市民の代表ですよ、メンバーを見たら。優秀な人ばかりですよ、みんな。多賀城消費者の会、区長会、商工会、婦人連合会、食生活改善連絡協議会、東北大学の工学部の先生、それに建設部長は入っているようでございますけれども、私は、この委員会をもっともっと活用していかなければいけない。

先ほど言った水需要の問題も含めて、多賀城の現状は水需要はこういうようになっている。どうあるべきかという意見も聞かなければいけない。報告だけの委員会はやめましょうよ。行革になっていない。私はそう思いますけれども、行革との兼ね合いからどうですか、こういう委員会。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、開催した日で、月日でいささかちょっと疑問を出されましたけれども、これはやはりこういった諮問機関というのは、これは報告機関ではなくて、諮問ですから、諮って答申をもらう。それが原則だと思います。その方針は、今後ともきちんとそれは保っていかなければならないものだというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これは幾らやってもかみ合わないと思います。私はそういう疑問を持っています。

それで、議会の委員を外したのは、議会に提案されるものが論議されるから、議会の委員は外しましょうということで、これは外したのです。そういう委員会なのです。

もう一回原点に戻って、行政改革との関係から、こういう委員会が必要なのか、必要でないのか、私は事後報告の委員会は要らないと思う。事前に骨格を言って、意見をいただいて、その意見をもとにして、事務当局がいろいろなことを考えていって、また行政もそれに対する施策を打っていく。これが審議委員会、この運営委員会の性格ではないかと。今、副市長の答弁では、そういうふうに私は心の中に響く回答ではないというふうに、しっかりと申し上げておきたいと思います。

それから、報酬の問題、先ほど、特別職 5%カットですね。この場合でも 5%カットするのですか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

考え方をちょっと整理をさせて、お話しさせていただきたいと思います。

今回の管理者の報酬を決めるに当たりまして、基本的には、一つのモデルをつくってございます。60 歳、それから部長職、配偶者が 1 人、当然ですね。そういうふうなモデルの中で、報酬を算定していく作業をしております。

簡単に申し上げますと、一般職と特別職ですから、手当が大きく違うことになります。特に、部長職につきましては、管理職手当、これは現在 30%カットをしております。

そういった関係から、管理者の報酬につきましては、55 万 1,000 円というふうな形で決めましたけれども、5%のカットをそこでは取り入れなかったということでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いや、私、計算したのです。最高号俸で、一般の給料表でいくと幾らになっていますか。46 万 300 円ですか、400 円ですか。7 号給の一番高いところ。それに管理職手当 8 万円を足してみなさい。こうなるのです。これに特別職で 5%カットしたらどうなるのですか。これは別扱いなのですか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

それでは、具体的な数字でお話しさせていただきたいと思います。

今、モデルで取り扱いました部長の給料月額ですけれども、最高号俸は使ってませんで、44万7,500円、これをまずもとにしております。それに給与構造改革に伴う差額分がございまして、上乗せ分がございまして、2万9,400円をこれに合算してございまして、そうしますと、47万6,900円というふうな数字になります。

先ほど言いました、管理職手当、これは30%減額後で5万6,280円、それから扶養手当が1万3,000円、地域手当が5,461円ということで、このモデルで計算しました部長職が55万1,641円と、ここから管理者の給与55万1,000円というふうな出し方をしております。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ですから、それはわかっています。5%カットするのですか。これだけは特別職としては、普通とは別だ、別扱いなのですか。同じ特別職で、別扱いにするのですか、これは。どういう整理をするのですか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

先ほど来申し上げておりますとおり、30%管理職手当の減額部分を最初にしてありますから、5%カットをそこで入れるということについては、困難だろうというふうな判断でございます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

問題ですよ。片方は現実的なものをやる。片方は、これは多賀城の特別職の報酬は、やはりしっかりと線を引かないといけません。その都度、その都度特別職の報酬がお手盛りではだめだと思います。ですから、前に私が提案しているのです。少なくとも収入役相当ぐらいの報酬を出していかなければ、責任の所在も明確になっていかないのではないかと。責任給というものを考えた場合に、少なくともそのぐらいのものを考えてもいいのではないかと。そして、同じ特別職と同じように5%カットするなら5%、10%カットするなら10%、そうしなければおかしいと思う。私はそう思います。

なぜならば、退職金のはね返りも出てくるわけです。本則に基づいて退職金の計算をかける。この人は別な、同じ特別職で、そんな違うようなやり方はおかしいのではないですか。一貫性がないと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

いろいろその検討させていただいた結果として、このような形で御提案させていただいたということでございます。

ですから、あくまで現行の部長の給料月額に見合いで数字を出して、それで、先ほど申し上げましたように、30%分の管理職手当相当分、減額相当分も加味した形で、あらかじめ月額給与を決定する過程の中で、もう見込んでおったというふうなことでございましたので、確かに竹谷議員のおっしゃるとおり、一律に扱うべきではないかというふうなことも、それも理解できます。それで計算もしてございました。そうしますと、余りにもやはり低い給料になってしまうということになりますので、あえてその辺の選択はしなかったということでございます。

○議長（阿部五一）

休憩します。再開は40分です。

午後5時26分 休憩

午後5時39分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

いろいろやってもなかなかみ合わないのですが、基本的なことだけお聞きしておきます。

先ほど総務部次長から報酬のいろいろなものについてはお聞きしました。私が言わんとしているのは、管理者の報酬は、少なくとも一つの手法で、市長、副市長、教育長、そして特別職でもし水道管理者を置くとするならば、その根幹となすしっかりとした基本方針の中で報酬を定めなければならないのではないかと。そして、報酬の、先ほど5%なり10%カットした。同じ特別職であれば、同じ扱いでやっていかなければ、私は市民に対して説明できないのではないのか。

この人は部長相当の報酬だから、そういうことをしないのだと。特別職の特別扱いかということになる。少なくとも、昭和50年の例を出すと失礼になりますけれども、50年のときは、説明会で私がお話ししたように、収入役相当の管理者手当を支給をしておりました。そのかわり、責任もそれだけの責任があったはずで。

今回の市長の提案理由の説明からいっても、4年ではできる代物ではないかもわからない。8年もかかるかもわからないという、先ほど御答弁がありました。であるならば、少なくともその任につく方が、胸を張って、責任を持って作業を、仕事をできるような仕組みをつくってやる。それが一方では報酬ではないかと思えます。報酬はその作業の対価ではないかと思えます。そういう基本線をきちんと確立した中で、やっていくべきだと。

行革に逆行というのであれば、行革に逆行しないための施策を打つ。例えば、管理者を置いたことによって、年間1,000万円、部長より、例えば500万円余計かかったとすれば、

その 500 万円を生み出すための努力と責任があるはずであります。そのことによって、行革に逆行しないのではないかと。行政改革というのはそういうものではないかと。必要なところには必要なものをやる。ただし、そのことによって成果を必ず打っていく、それが行政改革の主眼ではないかと思うのです。

そういう意味において、今回の水道の管理者を置くという議案の中で、この報酬は、私は基本線のない決め方ではないかというふうに思えてならないのです。もう一回お聞きします。5%カットはなぜやらないのか。副市長、答弁願います。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、市長と私の給料については、そもそも決まっている、以前から決まっている。そのことに対して、今の財政状況等を勘案して、そこから減額をしているという、考え方としてはそういうことになります。

一方、その水道事業管理者につきましては、今度新たに設置をするということでございますから、今のそのほかのいろいろな、さまざまな要素を組み入れて、今回決定したということになりますので、そもそもものがある、何%か減額するものと違って、今の状況を踏まえて決めているものですから、それはそれで合理性があるものだと思っております。

先ほど、総務部次長からお話し申し上げましたように、管理職手当については既に 30%減額したものを要素として入れております。反対に、これは大体概算ですけれども、30%を減額しないで、総額として 5%引いたものと、さほどの違いはないのではないかとということもございませぬ。

今回の定め方については、今回新たにその職を定めるということですから、今の状況を踏まえて定めておると。5%減額することについては、さまざまな要因を踏まえて、5%減額すると、いわゆるダブルで減額をするということになりますので、そういったことの整合、バランスをとりまして、今回定めさせていただいたということでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、そこが私とあなたたちの認識の違いです。私は、30%カットしない、生でつけるべきだと言っているのです。ありとあらゆるものを。そして、少なくとも特別職ですから、報酬審議会は開催しなくともよろしいのですか。報酬審議会は開催しなくとも決定することはできるのですか。条例の何条で決まっていますか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、特別職報酬審議会の条例の中で、特別職報酬審議会の審議の対象とするのは、市長、副市長、それから議会の議員、この三つの職が指定になっております。したがって、教育長も特別職報酬審議会の対象ではございません。

したがって、今回の水道事業管理者についても、それには諮らない、これは今の条例の規定上のおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

この多賀城の規定ですね。条例ですね。私は、特別職、今度管理者をやるのであれば、この管理者も入れるような条例改正をしなければおかしいと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

この特別職報酬審議会の条例につきましては、例えば、市によっては、教育長も入れているところも中にはございます。そういったこともありますので、こういった管理者も入れるべきかどうか、それはいろいろ他市の状況、法令上の解釈なども含めて、それは改めていろいろ研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

他市の状況はないのです。先陣を切ってやると言ったのですね。どこも他市の状況はないのです。ですから聞いているのです。先陣を切って、宮城県内、仙台しかないのに、我が市は先陣を切って、先ほどの理由のもとでやると。であれば、先陣を切ってやるのですから、他市の状況などないです。法令との兼ね合いの中でどうかという問題だけです。

私は、特別職の報酬の整合性をとるためには、これは審議の対象にすべきだと。そうでなかったら特別職としてかわいそうだ。責任だけあって、と思います。

私は、基本的には設置すべきではないというものの見方をしておりますけれども、もし設置するとすれば、少なくともそういうところの配慮というものが、私は必要ではないかと思うのですけれども、その思いは理解していただけるでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、いわゆる公務員の一般職、特別職を含めて、公務員の給与の定め方の原則に照らしてどうなのかどうか、その辺も含めて、別にほかの市がやっている、やっていないで、それをまねするという気持ちはいささかもございません。ただ、その法令上の公務員の給与制度上の定め方として、果たしてどれが妥当なのかどうか、それも含めて検討はさせて、研究はさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

管理者の設置について、法的にどのような考え方をすればいいのかという話がいろいろ議論ありましたが、法等例が、基本的には置くことになっているのだという構成になっているのは、これはみんなわかっているのです。日本語がわかれば、そのぐらいみんなわかるのです。

ですけれども、その置かなくともいいという条件があつて、それから多賀城が非常にかけ離れていた数字になっていて、全国的に見ても置いているところが少ないのだと。にもかかわらず、置くような状況なのかどうかというのが、今、議論の対象になっているのであつて、違法だなどと言っている人は 1 人もいませんから、そこはよく理解した上で議論してほしいというふうに思います。

それから、先ほど、雨森議員から、人口が同じくらいのところで、管理者を置いているのは五つしかないのだと。そのうち三つは大阪と京都で、そこもやめるといふやうだと、そういう紹介がありました。

それに対して副市長は、そこは管理者がいて、部長がいて、職員がいるのだというやうな答弁だつたですね。それは間違いのないことですか。データをきちんとさせた上での答弁だつたのでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、私直接そこまでは調べておりませんが、先ほど雨森議員から御紹介をいただいた内容が、そのようなことだといふやうにお聞きしたものですから、今、御披露いただいた市については、それぞれ管理者のほかにもまた部長もいる状況なのですねといふことで、先ほどお答え申し上げたこととございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、よくわからないといふことですね。答弁としては、わかりました。

それから、市長が冒頭で言つた理由、説明なのですから、まず一つ、今は一方では水がなかなか売れないのだといふ話。それから、その一方で、2 月 6 日の宮城県の中の市長会で、工業用地が不足しているのだと、それに備えて給水計画も見直さなければならぬのだと、そういう話でした。一方で水が減つて、一方でふえそうだといふ。私は、なぜこんなに浮き足立っているのかと思つたのです。そういうことで。

今の多賀城市の給水能力が幾らで、それから 1 日の最大配水量が幾らなのかといふ点を、まず答弁願います。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

今、平成 18 年度末で給水戸数が 2 万 1,850 戸、あと人口が 5 万 6,256 人、そして 1 日平均で 1 万 7,284 トンでございまして、最大では約 2 万トンぐらいでございまして。最大の配水量は 2 万トンぐらいでございまして。（「給水能力は」の声あり）給水能力は 3 万 280 トンでございまして。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

その 3 万 280 トンというのは、第五次拡張のときに、厚生省の認可を受けたのが 3 万 280 トンですね。その後、地下水のくみ上げについてちょっと規制が入ってきていると思うので、これを 3 万 280 トンをそのまま受けていいかどうかわかりませんが、少なくとも分水、それから仙南仙塩広域水道で言うと、2 万 6,000 トンになるのだというような話だったのです。

いいですか、今、最大給水量が 2 万トンで、地下水を入れなくて、岡田とか新田とかを入れなくて、2 万 6,000 トンの給水能力があって、1 日最大の配水量が 2 万トンなのです。何をそんなにおたおたしているのかと私は思うのです。一方では飲む人が減るかもしれない。一方では会社があると、給水がふえるかもしれない。しかし、まだまだ非常に余裕があるのです。第五次拡張の認可からいって、1 万トンの余裕があるのです、日量で。私は、慌てる必要は何もないのではないかというふうに思うのですけれども、なぜこんなに慌てているのか理由がわからないのですけれども、市長の答弁を求めます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今の数字からいくと、当然そういうふうなことになるかと思えますけれども、村井知事から、2 月 6 日にそういう要請があったわけでございまして、当然、皆さん御存じのように、玉川岩切線の開通に伴って、先ほど申し上げましたのと、それと都市計画審議会にかけなくてはならないわけですが、玉川岩切線の南側の都市計画変更ですね、市街化調整区域から市街化区域に変わるというふうなこともございまして、それにプラス、恐らくそういうふうな工場群がやってくれば、これは全くどのぐらい使うかというのは、その業種業態によっても異なるかというふうに思いますが、それに伴っての、やはり大きく水道にかかわってくる問題でございまして、一応提案理由の中にそれを入れさせていただきますということでございまして。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

正直な答弁ですね。そういうことになるのだと、3 万トンに対して 2 万トンだと。1 万トンの余裕があるのだということを、市長は認めているのです。今の多賀城の水源と 1 日最大配水量の関係はそういう関係になっているのです。ですから、何もおたおたする必要は全くないのだということです。

それから、もう1点、工場が来るかもしれない、来るかもしれないと、何か浮き足立っているけれども、長崎屋一つなかなか解決できないのでしょうか。そんな簡単なものではないのですよ。私、長崎屋もぱっと張りついて、次々に張りついて、おお、このままでは危ないというのでしたら、まだ話はわかります。長崎屋一つ解決できないで、なぜその出たばかりの話で、そんな浮き足立たなければいけないのかというのがわからないのです。

ですから、私は、市長の最初の答弁が非常に正直だなと思います。3万トンに対して2万トン、そういうことになると。私はそう思うのですけれども、どうですか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、藤原議員おっしゃるとおりだと思います。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

おっしゃるとおりと言ってしまういいのですか。理由からこれを消さなければいけないですよ。企業が来る、来ないで、水道がおたおたするような状況ではないのだということをも認めたわけですから、だからそれはもう理由から消さなければいけないです。

それから、二つ目です。水道設備が老朽化して、更新期に入っているのだという話を言っています。なぜこれも、今、強調するのか、私はわからないのです。

「多賀城市水道の概要」というのがあるのです。その中に、多賀城市の水道がどのような設備投資をこれまでやってきたのかという一覧表があるのです。七ヶ宿から水を受けるようになってからの事業は、第四次拡張事業といいまして、昭和61年から第四次拡張をやってきたのです。その間にやった事業額は、起債の発行額だけで、平成12年までの事業なのですけれども、61年から平成12年までで72億円もやっているのです。

それから、昭和60年前後から平成5年までの間に、この時期だけで50億円の設備投資をやっているのです。この時期だけで。

ですから、基本的に多賀城の水道というのは、皆さん御存じのとおり、多賀城海軍工廠の水道の施設を受けて始めたものです。基本的には、その第四次拡張工事の中で、主だった管はすべて総入れかえをやっているのです。先ほど言ったように、七十何億円という設備投資をやってきたのです。

ですから、設備投資の更新時期というのでしたら、その時期こそが大変だったのであって、今はそれ以外の残された枝線の古いところを、順次2億円ずつやっているというのが現状なのです。

ですから、なぜこれも老朽化して、それを設備更新しなければならないというのが、管理者を置かなければならない理由になるのかと、私はなかなかそれも理解できないのです。

ですから、これまでの設備投資の経過との関係からいって、ちょっとそれは無理があるのではないかというふうに思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

上水道部参事。

○管理課参事（櫻井友巳）

議員が今おっしゃいましたように、第四次拡張事業といいますのは、仙南仙塩広域水道を受水するためのまず一つの拡張事業でございました。そして、なおかつ、第五次拡張事業、今現在行っておりますけれども、当時、仙南仙塩広域水道については 7,800 トンで第四次拡張事業をしています。

ただ、その後、2万 1,000 トンに増量いたしまして、仙南仙塩広域水道を受水量 2万 1,000 トンにいたしまして、今、先ほど述べました 1日最大給水量 3万 280 トン、そして、なおかつ仙南仙塩広域水道の 2万 1,000 トンの増量ということで、これはあくまでも拡張に伴う新たな水道管の新設もしくは増設、そういったものの事業費でございます。

その中で、一部更新もしてはおりますけれども、先ほど来申し上げられている更新事業の関係ですけれども、これらにつきましては、その前に布設された、いわゆるもう拡張事業ですと、新たな収入がそれに伴って入ってきますけれども、更新事業というのは、もう既に布設されている管、それはですから顧客はもう既に決まっている。新たな収入の伴わない事業費です。そういったものが今後出てきますということで、先ほど来から御説明申し上げているところです。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私、なぜこれに詳しいのかわかりますか。私がちょうど議員になったときに、第四次拡張事業が始まったのです。最初に、第四次拡張事業計画という、青い表紙の事業計画で説明を受けたのです。最初の拡張事業は、たしか 40 億円以上の第四次拡張事業でした。

ところが、そのうちに、第四次拡張事業の金額を半分は第四次拡張事業、半分は配水管整備事業に分けたのです。なぜこんなに配水管整備事業をやらなければいけないのだと私が聞いたら、それは、ただ単に七ヶ宿から水を受けて、新しい管を引くだけではなくて、水圧自体が高くなるので、多賀城の管の総入れかえをやらなければいけないのだと、だから 40 億円ぐらいの第四次拡張の事業を、配水管整備事業と第四次拡張と分けて、配水管整備事業をやっていたのです。

先ほど、私、正確でないところがあったのですけれども、配水管整備事業だけで、例えば昭和 61 年から平成 5 年だけで 32 億円の投資をやっているのです。その時期だけで。

ですから、殊さら、なぜ今、その施設の老朽化に対応しなければならないということが、管理者を置く理由になるのかというのがわからないのです。多賀城の設備投資の経過からいって。

ですから、詳しいことは、櫻井参事でしたかね、今答弁があったのですけれども、詳しいことはそちらの方がわかると思うのですけれども、その経過からいえば、そういうことになる。なぜ今そんなに老朽化、老朽化と騒がなければいけないのだと。今の時期に。

○議長（阿部五一）

管理課参事。

○管理課参事（櫻井友巳）

今回、管理者設置の関係で申し上げますのは、今までも経営の効率化、事務の効率化というものはやってまいりました。その結果、内部剰余金が9億円何がしのものがございます。

ただ、これからの時代を見たら、しからばどうなのだろうということで、今回の提案になったわけなのですけれども、前回、公的補償免除繰り上げ償還制度ですか、その資料をさきに説明申し上げておりますけれども、公的補償免除制度というのは、19年度以降、補償金免除に相当する分の経営健全化計画を出しなさいというのが基本であります。

その額といいますのは、2億円何がし、平成19年度から2億円何がしの補償金免除額を出してくださいというのが制度でした。

ただ、多賀城市を見た場合、これまで、前にも話しましたけれども、アウトソーシングとか人員の削減、そういったものを既にやってきました。ですから、今回なかなかその補償金免除制度に匹敵する金額を出すのは非常に難しく、総務省、あと財務局、そちらの方に、「今回の制度については、もう既にやっているところについては、余り恩典がない制度ですね」というお話を申し上げまして、過去の実績に基づいて経営健全化計画を、いわゆる13年とかそういったもう既にやっているものも、今後ずっといくのですということで認められて、初めて今回、公的補償金免除制度が認められるような、多賀城市はそういう状況であります。

といいますのは、もう既にこれまでも、前任者も起債の充当率50%とか、人員の削減とか、そういったものを既にやってきた中で、今、人口が今後減っていく、人口が減るということは、当然収益が下がります。あと、それと、テロ対策、先ほどテロ対策ということもありましたけれども、あと、危機管理対策、そういったことだけ（「だれに答弁しているのですか」の声あり）お伝えしました。危機管理対策というものもありますけれども、これらは新たな費用なのです。もう既に経営健全化計画、事務改善、そういったものをやってきた中で、こういったことを今後やるには、さらに経営の方に力を入れていかなければならないということで、今回の管理者設置というふうな話を提案したということだと思っています。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

だれの質問に答えているのですか。私は、設備投資の話しかしていません。（「済みません」の声あり）老朽化の話。ただ、その繰り上げ償還については、管理者がいなくても立派にやっていたから、それは評価します。今度の補正にも来年も出てくると思うのですけれども。ただ、私の質問に答えたのではないでしょう。だれの質問に答えたかよくわからないのですけれども、とにかく設備投資の経緯を見れば、そういうことなのだと思います。

ですから、これは、そういう答弁をせざるを得なかったということは、ですから、もう何と申しますか、説明できないということです、これは。

次にいきます。下水道、下水道の統合をするというのは、なぜ管理者の仕事なのかと。いろいろ議論がありましたけれども、その雨水と汚水をやはり分けなければいけないと。企業会計にするには、汚水だけでいいのだと。雨水はまぜない方がいいだろうと、私もそれは思うのです。水害対策ですから。これから雨が降ったからといって、1戸、1戸、あなたの宅地に幾ら雨が降りましたので、お金をくださいと言えないので、ですから、私はやはり雨水、汚水分けて、汚水について、その企業会計にするのだったらした方がいいと思うのです。

ただ、それは水道の管理者の仕事なのですか。今は厚生労働省も国土交通省も認めていないわけです。雨水と汚水を分けるということ。そういう状況の中で、それはだれの仕事かということ、市長の仕事であり、議会の仕事ですよ。管理者というのは、水道で任されたことだけをやるのですよ、管理者というのは。ですから、将来の下水道の統合に備えたということを盛んに言っているけれども、しかも雨水を分けて、合併させるというようなことを言っていますが、それは私は全然管理者の仕事でないと思うのですけれども、それは市長の仕事ですよ。そう思いませんか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今、藤原議員がおっしゃったのは、全くそのとおりでございます。ですから、水道事業管理者が下水道のことを担うわけでは当然ございません。

それで、先ほどから申し上げておりますのは、ある時期には、下水道の汚水と水道事業との両公営企業の合体統合ということもあり得るでしょうという話をしているのです。

そのときの条件整備、なじみ合わせということも先行して取り組んでいかなければならない、そういう要素もございますというお話をさせていただいておりますので、今、藤原議員おっしゃられたように、下水道については、これは管理者の話ではなくて、もちろんもう市長、市長部局本体の話であるということは、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

そうでしょう。ですから、思いつきで変な理屈をくつつけるから、こういうふうになってしまうのです。

それから、下水道の話でもう一つ。汚水、これはだれか言いましたが、汚水の企業会計化について、もし将来、政府が雨水と汚水を分けてもいいですとなつて、それで、ではいいよやりましょうというときに、管理者がいなくてできないのかと。汚水の企業会計化を。管理者がいなくても、皆さん既に予行演習をやっているでしょう。予行演習を。あとは決断すればいいだけなのです。予行演習をやっているから。

ですから、これも管理者がいなくてできないのだというのが、私はよくわからない。そういうことですね。

それから、もう一つは、管理者は水道の仕事しかできないから、下水道の云々かんぬんを理由で挙げるというのは、どうも理屈に合いません。管理者を任命して、管理者に下水

道の仕事も一緒にやれなどと、できないですから、これは。市長部局の仕事は。水道はあくまでも水道の管理者なのですから。そういうわけで、管理者と何の関係あるのですか、これ。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

ですから、これは、ただいまも申し上げましたとおり、下水道は市長部局の仕事ですけれども、将来の統合等を目指して、そういった体制の整備、両事業の整合のとり方、そういうのも水道は水道として責任を持った体制として臨んでいてもらいたい。その時期にはきちんと統合ができるように、そういったことも視野に入れた、さまざまな仕事がございますというのを、提案理由の中で御説明させていただいているわけです。

ですから、先ほど言いました老朽化の話についても、そういった要素もある。ですが、それ1点の話ではないのです。さまざまな要素がこれから起きることも想定されるので、それらに備えたくちんとした体制を整備したいということで、御提案申し上げているわけでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ああ言えば上祐という言葉がありましたが、大体、汚水と雨水がいつ分けられるかという、これはだれもわからないですよ。わかりますか、来年とか再来年とか。雨水も含めて、企業会計化するのは合意事項になっていないでしょう、多賀城の市議会は。先ほど、与党の皆さんからも質疑がありましたけれども、雨水まで企業会計化するというのは、合意事項ではないです。そうすると、いつ雨水と汚水を分けてもいいということになるのですか。だれが断言できますか。運動している最中でしょう。なぜ、いつ分かれるかわからないのに、今、管理者を置かなければいけないということになってしまうのか。これはなかなか私は理解が、理屈が通らないのではないかと思いますのですけれども。いつに見込んでいるのですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは国の制度の話ですから、私たちがいつからすると、もちろんこれは言える話でございませぬし、そういったことが早く実現するように、国の方に制度の改正をお願いしているところでございますけれども、では、しからば、制度が変わって、「さあどうぞ」と言われてから、体制をとっていいのかどうかということも一面あると思います。そういったことに備えて、事前に、先、先と準備を進めていきたい、そしてそういう体制を整備したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

苦しい答弁ですね。皆さんは一回予行演習やっているのですから、企業会計の予行演習やって、1年で戻したのですから、ですから、そんな管理者を置かないと企業会計化できないというのは、全然説得力がないのです。苦しい答弁だなという感想を持ちました。

それから、広域化の話、その広域化に備えるのだと。どこを想定しているか私わかりませんが、これも、私は管理者の仕事ではないのではないかと思うのです。大体、企業統合するには相手が必要ですから。塩竈なのか、七ヶ浜なのか利府なのか、松島なのか。そういう話をするのは、まさに首長がするのであって、私はそういうことまで管理者の仕事なのだろうかと思うのです。

しかも、説明会のときには、水道の広域化というのは、あのときは項目になかったです。途中で、というか、今度入ったのですけれども。私はこの広域化についても疑問があるのです。これが管理者の仕事なのだろうか。当局も統合すると決めた。議会もそれを了承した。それからほかの自治体ともある程度話がついたと。さあいよいよだとなったら、それはわかります。管理者に大いに頑張ってもらって、実務的に表立って頑張るとするのは。

これもまた、先ほどの企業がいつ来るのか、汚水と雨水がいつ分離されるのか、全然見通しが立っていない、年次的に。にもかかわらず理由に挙げている。これも私は見通しがさっぱり立っていないのに、とにかく理由に挙げてしまったという話ではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは具体的にどことこの水道と統合するかどうか、それは具体的な話はもちろんおっしゃるとおりございません。しかし、それも、今藤原議員がおっしゃられように、では首長が決めればいいのかということですが、では首長が公営企業の経理の状態、経営の状態、あるいは資産の償却の状態、そこまで精査果たしてできるのかどうか。そういったことの統合の可能性も含めて、やはりその辺の精査も十分進めていかなければならない、そういったことも一つの要素にあるということで、御説明申し上げているわけでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そんなことを言うのですけれども、私は、やはり市長に勉強してもらえば、解決する問題だというのが一つ。

それから、もう一つは、現実の問題として、だれがそういう話を持っていくわけですか。塩竈の市長とか利府の町長とか、七ヶ浜の町長だとか、松島の町長に。市長でしょう。それも私は変な話だと思います。具体化、方向性がはっきり決まっているわけでもないのに、我々が了承したわけでもないのに、それを理由に挙げて管理者を置くというのは、私はこれもその雨水、汚水の分離の話や、企業が来る話や、それと同じように、何も今急いで置かなければいけない理由にはならないのではないかと。これも苦しい答弁だという感じがするのです。

最後にもう一つ、4年間、大量退職時代なので、部長が一、二年でどんどんかわってしまうのだと。ですから、よくわかる人を安定的に配置できないのだという話でした。

これは、人事権はだれにあるのですかという話になるのです、そうすると。人事権は。市長でしょう。そういう問題意識があるのですしたら、これはだれか言っていましたが、55歳とか56歳で、水道企業会計に詳しくて、有能な若い、副市長も多分55歳ぐらいだと思いますけれども、そういう若い幹部を抜擢して、部長に置けばいいだけの話ではないのかと。人事権が市長にないのですしたら、「いやあ大変だ」というのも話はわかります。ですけれども、市長自身が人事を決められるのですから、「あなた、若いけど頑張ってくれ」と、「4年間ぐらいのスタンスで仕事をやってくれ」というふうに市長が言えるのですから、なぜそういうことができないのかということなのだと思いますけれども、どうですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、一般職の人事につきましては、確かにおっしゃるとおり、抜擢をして、50歳ぐらいの人を上げるということも、それは可能は可能でございます、制度としては。

ただ、そのときに、やはりこれは一つの職場の中の、まあ、いわゆる慣習、安定的なもの、そういったものを加味をしなければならぬという一つの要素もございます。しかも、その時期の、いわゆる優秀だと言われる職員を、4年も5年も一つの部署に置いておけるのかどうか、そういったことも出てまいりますので、そういったことのいろいろなことに対応するためにも、特別職の方が最も妥当であろうということで、御提案申し上げているわけでございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

私、大体問題意識を言いました。若くして抜擢するというのは、副市長にも例があるわけで、私は何ももうまくいってるとは思っていますし、つまりいているなどは思っていませんから、そういういい例があるのですから、私は水道についても、そういう人事は十分できるだろうと。

全体として、どなたかも言っていましたけれども、重要だというのはわかりますけれども、緊急性というのがわからないという話がありましたけれども、私は、いろいろなことを今ちょっと問題提起したのですけれども、どうも緊急性という点では、なぜ今なのかというのが、やはり疑念はぬぐい去れないと。私はごり押ししない方がいいと思うのですけれども、これは当局も市長も議会も、両方にとって、ごり押ししない方がいいと思うのですけれども、どうですか、市長。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど私が提案理由で冒頭に述べたようなことで、藤原議員からはいろいろと子細にわたっていろいろと質問をいただいたわけですが、今、副市長から言った関係ですが、なぜ普通の職員ではだめなのかという話ですが、これは、やはり先ほども言ったように、4年間じっくり腰を据えて、将来性を見通すよう考えていただくということ。

今、時代的な背景として、さまざまなそのための要員が要するという、私が申し述べたとおりでございまして、それと、先ほど決裁の話もありました。20%ぐらいだろうという、管理者の決裁はそのぐらいだろうと。私は、現地現場主義ということを行っているのです。市長に立つときに。現地現場主義、私のところに決裁にしょっちゅう来ます、次長初め課長、2人ぐらいで来ます。私がない場合には、待っているとか、一回来るごとに、恐らく最低で30分、恐らく最高で1時間ぐらい待たされることもあるでしょうし、管理者がいれば、それはもう即決でできるという優位性があるわけですが、やはりそういう意味で、管理者を設けたいというふうなことも、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

賛成的な意見、あるいは反対的な意見、いろいろな議論が今ありまして、私も非常に勉強させていただきました。

それで、最初の方に、深谷議員が言っていましたけれども、いろいろな市民の方の意見を聞いたと。私も、先輩議員を含めて、いろいろな方から言われました。「なぜ、今、その管理者を置かなければならないのだ」と。それで、私も明確に答弁を、その時点ではできないところもありましたが、きょういろいろ皆さんの議論を聞いて、大分整理できたと私自身は思っています。

それで、二つの件について、市長の決意といいますか、思いを、もう一度確認させていただきたいと思えます。

一つは、村井知事の「富県戦略」を受けてやるというお話ですね。私も、まさに、先ほどどなたか言っていました玉川岩切線も、実際もう見えてまいりました。聞くところによると、そのセントラル自動車の仙台新港から船積みするのは、完成品ではなくて、完成品一歩手前だと。いわゆる公道を走れない車だということも聞いていますし、そうすると、あそこに駐車するスペースは全然足りないのだというお話も聞いています。

そういういろいろなお話を聞いていますけれども、まさに「富県戦略」というのは、受け身では私はだめではないかと。まさに、今、何ができるのだと、多賀城ではこういうメニューできます、ああいうメニューもできますというのは、先行でやはり述べていかなければ、手を挙げられないのではないかと。そういう意味で、市長の決意なり思いを、もう一度お聞きして、そういう環境整備のために準備するのだということ、もう一度確認させていただきたいと思えます。

それから、もう一つは、吉田議員の質問の中にございましたけれども、下水道を汚水と雨水に分離して、将来、水道と汚水を公営企業化していく可能性についてお話がありましたけれども、それも非常に、私は、去年の秋ですか、個人的に大代にある終末処理場を視察してまいりました。大分老朽化しているなど、これも生活の中で大事な設備だなど。私なりに、個人的に、いわゆる減価償却について聞いたのですが、残念ながら明確な答

弁がなかったのです。ですけれども、「それらも含めて、しっかり考えていかなければならないのです」という、職員の方はおっしゃっていました。まさに、非常に大事な問題が身近に控えております。

ですから、まさに、「先んずれば敵を制する」という言葉がありますけれども、先にいろいろ検討しておかなければならない点はいっぱいあると思うのです。もちろん、固まった、あるいは見えてきた段階で、ぜひ議会にも御説明願いたいと思いますけれども、その公営企業化の件についてと、その二つについての市長の思いをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

まず、第1点の、「富県戦略」関連でございますけれども、やはり、先ほど尾口議員ですか、御質問に答えたように、2月6日に村井知事からそういうふうな話がございまして、もうかなり動いています。県の方では。これは多賀城としても、それに呼応して作戦を立てていかななくてはいけないということでございまして、これは大変な事業、今、多賀城市は工場地帯で約300ヘクタールぐらいあるわけでございますけれども、恐らく多賀城に来るとしたら、今の農地がなくなってしまうのではないかと思うような、恐らく100町歩、あるいは150町歩ということで、工場が来るというふうなことになった場合には、これは国土計画、市土計画ですね、市の土地のあり方も、よほど腰を据えてかからないと、多賀城が一変してしまうようなことでございますから、そういう意味からも、先ほど藤原議員からは、3万トンもあって、今2万トンしか日量当たり出ていかない。1万トンで十分ではないかというふうな話がございましたけれども、これはとんでもない数字が出てくる可能性、その業種によってですが、どういう業種が来るかこれはわかりません。ただ、工業用水も使うでしょうけれども、ただ、それと住居系であるかもしれません。住居系であるということもございます。

ですから、その辺に対応していくということで、私自身もトップセールスマンとして、あちこちに歩きたいというふうに思いますし、できれば、当然水道管理者も置いて、別の方で、それは決裁を持っていただくということも、ぜひやっていただければというふうなこともこれは含んでおります。

それから、汚水事業、雨水事業の分離でございますけれども、これは国の方にしつこく、多賀城の現状が、普通の市町村ですと、大体は汚水が7割、雨水が3割というふうな状況です。多賀城の場合は逆なのです。約5割ちょっと、6割近いですか、55%ぐらいが雨水でございまして、その辺の現状を強く訴えていかなければいけない。

ですから、今でも、この間もある参議院議員に、「こういうふうな状況ですから、何とかお願いできませんでしょうか」と、私、自分で筆をとって、その方に訴えました。そういうふうなこともございます。

当然、この問題は、国を動かさないといけないことでございますけれども、資本費平準化債というの、恐らく四、五年先には待たなしてやらざるを得ない。先ほどどなたかの質問で、財政的に今厳しいときに、なぜ、という話がありましたけれども、やはり3年先、4年先を見据えた管理者を置いて、それにも対応したいので、置いた場合には恐らく4年では済まないでしょう。4年ではなくて、やはり下手すると8年ぐらいは、待たなしにやら

ざるを得ないのではないかとということでございまして、ぜひその辺の御理解をいただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

4 番伏谷修一議員。

○4 番（伏谷修一議員）

本会議において、これだけ長時間、いろいろな御質問、御意見を伺ったことが初めてでございます。

よって、最初の市長の水道事業管理者の必要性について、ちょっと確認をしておきたいと思えます。

先ほどから皆さんおっしゃっているとおり、「富県戦略」のもと、工業用地不足、それから工業用水、こういったものが今から必要になると、そういった取り組みの要請があったということでございますが、私が一番、ここかなと思ったのが、そういった給水計画も含めて、経営の基盤、これは先ほど藤原議員の方からも話しあったように、広域行政の中で、そういった水道事業を統合するのに、まずもって管理者を据える必要があるのかというふうな御質問があったのですが、私は逆に、やはり竹谷議員がおっしゃっていましたが、地方分権にその管理者が必要なのかと、これはいかがなものかというふうな先ほどのお話もあったのですが、地方分権とやはり権限の移譲というのは、私は表裏一体ではないかというふうに思っています。

そして、また、いろいろその区分なのですけれども、その広域行政の区分で、2市2町か2市3町かわかりませんが、この人口を考えると約20万人ぐらいいるのかと思えます。そういった中で、水道事業管理者を置くのに、先ほどトン数も人口もいろいろお話ありますが、やはりそれを見据えた上で、多賀城が今からそういったイニシアチブといいますか、そういった主導をとっていかなければいけないかというふうに、私は非常に、今までの皆さんのいろいろな御意見を伺って、再確認したわけでございますけれども、この辺いかがでございますでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員おっしゃったとおりでございまして、やはり仙台市だけしか確かに置いていない。多賀城市が置くということは、これは勇気の要ることございまして、ですけれども、恐らく置くことによって、私は先進事例になるのではないかとというふうに確信しております。

恐らく、水道事業も広域性を持たせてというふうな話がございましたけれども、2市3町の首長さん、合併の問題は余り出さないのですけれども、恐らくここ10年ぐらいの間には、合併ということも、恐らくはやらなければいけない時代に入ってくるのではないかとということでございまして、それは今から何だと、10年先も考えているのかと言われますけれども、やはりそういうものも視野に入れていかななくてははいけません。

昔ですと、これはすべてが2市3町の中で塩竈が中心でございました。今、多賀城市が6万3,000人ぐらいですか、塩竈が5万9,000人ということになりましたので、約3,000人以上が離れてきた。2市3町の首長さんたちで集まったときは、「何だよ、多賀城、もう少しリーダーシップをとってもらってもいい」というような、そんな話も、これは恐らく

過去には例がなかったようなことでございまして、やはりその辺のことも考えなくてはいけないのではないかというふうに思っております。

ですから、全く雲をつかむような話ではございません。やはりここ5年先、10年先を考えた上で、ぜひとも管理者を置きたいということでございますので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

4番伏谷修一議員。

○4番（伏谷修一議員）

今の話で、昔から、我々小さいころ、塩竈は非常に栄えていたと。いろいろと、都市銀行もあったというふうなお話をいろいろ聞くわけでございますが、やはりその当時、おわんつあんのリーダーシップをとっていたのは塩竈なのかなと。これは間違いない事実かというふうなことでございます。

これからは、やはり多賀城がそういったところの状況判断を踏まえて、いろいろとやっていかなければならないのかと。やはり、「隣人も愛せよ」というそういう精神も、この多賀城が持っていくべきなのかということも考えました。

先ほど、4年ということがキーワードで、特別職の期間なのですけれども、逆に、今、4年のビジョンを設けるといふようなことがありましたので、ぜひ単年度、単年度でそういったチェックをしていくのが、本当に責務だといふふうに感じます。そういったところの単年度事業に対する目標数値設定、そういったこともお図りいただければというふうに思っております。答弁は要りません。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

長時間にわたりまして、議員の皆様の考え方、あるいは思いというものをそれぞれの立場で聞かせていただきました。

議論を聞いていまして、どなたか、管理者を置いた場合のデメリットの話をするのかと、私、ずうっと最後まで聞いていましたけれども、管理者を置いた場合のデメリット、これは私も考えました。どういうデメリットがあるのか、そうすると見つからないのです。

市長が、提案の理由でお話がございました。いろいろある中で、先ほど市長がおっしゃったように、その決裁の問題がある、意思決定をスムーズにする、あるいは専門性の向上を行っていききたい、あるいは自己決定、自己責任、こういうメリットは確かにある。

それから、市長がお話ししましたように、今回、一般質問でも出していますけれども、企業誘致の問題で、これは水道の方も当然、それから当局もしっかりとこれは取り組んでいかなければならない大事な、多賀城市にとっては課題だと思うのです。

ですから、そういう意味では、管理者を置いてやるという、そういうメリットが確かにあるのではないかとこのように感じていますが、提案している方に聞くのもおかしいのですけれども、デメリットというのは、こういうのがあるというのか、ないのか、まずどうですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

私もいろいろ、多分置かなかった場合、その逆の話ですけれども、私も率直にいろいろ考えてみまして、その逆のパターンというのは、私も思い浮かばなかった。ですから、もう置くことが、とにかく最善の策であろうと、そういうような認識をいたしております。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

私の考えでは、報酬も部長と同等の報酬だというお話がございましたし、そういう面では、お金の面では前と変わらないと、こういうことになって、考えていくと、デメリットというのが今のところ見つからないのです。

そういう意味では、管理者を置いて、市長の思いもある、それから当局でも、この3年、4年、非常に厳しい財政が続く、こういう中での市長としてのかじ取りがある。あるいは、水道部でも、先ほど市長がおっしゃったようないろいろな課題があって、それのかじ取りもあると。

こういうことになると、やはり多賀城市にとって、今、大転換期に来ているのだなと、このように思います。

そういう意味で、その大転換期、4年後、まず置いてみないとわからないということもございますから、デメリットが出てこないということは、置いてみないとわからないということも確かにあると思います。そういう意味で、4年後の、4年間の管理者を置いた成果を、私どもは見きわめていきたいとこのように思います。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案2件に対する反対討論の発言を許します。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

議案第14号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第15号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例に反対の討論をいたします。

去る1月31日に開催された市議会議員への説明会で、多賀城市水道事業管理者の設置について、当局から説明がありました。

その中で、当局が設置の目的として、「本市の水道事業運営上、課題があるので、課題を解決し、企業としての合理的、能率的経営を目指すために、経営責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要がある。そのため、水道事業経営における独自の権限と責任を有

する水道事業管理者を設置し、専門性を生かした迅速かつ的確な意思決定による健全な公営企業の経営強化を目指すことである」と説明されました。

課題としては六つの項目が挙げられております。

課題の1と2、水道施設及び水質面での課題として挙げられた項目は、多額の費用を要する老朽化した水道施設の更新対策、今後発生が予想される大規模地震に対する水道施設の耐震化、水道水質汚染などのテロ対策に係る危機管理体制の確立、水源水質の悪化に伴う処理施設水準の向上、おいしい水のニーズへの対応の五つが課題として挙げられておりますが、水道施設の更新対策や耐震化は、水道事業管理者がいないとできないわけではなく、以前から間断なく更新や耐震化が進められていくべきものであります。

テロ対策に係る危機管理体制の確立は、2001年9月11日に、アメリカ合衆国で発生したアメリカ同時多発テロ事件以降、とうの昔に危機管理体制が確立され、運営されていなければならない事柄であります。それが、今年4月以降に設置される水道事業管理者のもとで確立されるのであれば、多賀城市民の生命の安全に対する職務の怠慢であると言えます。

処理施設水準の向上、おいしい水のニーズへの対応もしかりで、水道事業管理者の設置をもって事がなされるべきものではないと私は思います。

次に、課題の3、人事管理面での課題ですが、団塊の世代における大量退職に伴う技術の継承とあります。職員は急に老いるものではありません。10年、20年前から、団塊の世代における大量退職は予想がつくものであり、技術の継承は水道事業管理者を置いて、すぐに解決がなされるものでなく、周到な準備のもとになされるものであると私は理解しています。

ゆえに、課題1、2及び3は、水道事業管理者の設置とは性質を異にするものであると私は思います。設置の必要性、緊急性が見出せません。

その他3課題も、今次急に浮上してきた緊急性がある課題ではありません。

説明会資料における設置の目的の中で述べられている、企業としての合理的、能率的経営を目指すために、経営責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要がある水道部は、今年1月1日から水道部長が空席であります。これは一体どうしたことでしょうか。大きな矛盾と疑問を私は感じます。六つの課題、項目で13も列挙した難問があり、経営強化を目指すことが急務と説明された水道部に部長を空席として、3カ月後は問題解決のために水道事業管理者を置くということを、私は、市民の皆様に理解ができるように説明することはできません。

現に、1月31日以降、事あるごとに、市民の皆様に説明会資料にのっとり、お話をし、水道事業管理者を置くことの賛否をお尋ねしたところ、「完璧に反対」という声を聞きます。民意はノーであります。水道事業管理者は特別職です。行政改革の必要を訴え、市民の皆様方にさまざまな負担を強いてきた昨今、また、市長の施政方針の中でも、平成29年度までに職員定数370人を目指すと、菊地市長は高らかに宣言しておられます。

一般職の削減方向を示していて、ここに来て、行財政改革に逆行する特別職の設置は、市民感情を逆なでするものであります。

昨今の市の財政事情は、ここ数年が正念場ではないでしょうか。新たな雇用を選択する余地、就任すれば、月額報酬55万1,000円の特別職を置くということは、許されるのでしょうか。説明会で、「特別職といっても、部長職と同等の報酬」との答弁がありました。特別職は退職金が出されますね。一体市の予算はだれのために使うものでしょうか。市民

のために使用されるものであります。逼迫した財政状況にあるという事実の認識があるならば、このような条例案を上程するという市当局の見識を疑わざるを得ません。

特別職を置かずに、部長職を置いての運営ならば、今までどおりであり、私は否を唱える気はございません。市職員で有能な方を部長として登用し、山積する課題解決に当たらせる策を講じるべきではないでしょうか。

決裁のスピード化を図るといふ一見もっともらしい言い分も、水道部は本庁舎から 30 キロメートルも 50 キロメートルも離れているわけではなく、ほとんどの業務は、部長職という職務権限に基づき専決処分がなされます。先ほどお聞きしたところ、部長決裁で業務の 80% がこなし得るといふことでございます。また、市長の答弁を聞いておったとき、1 時間も決裁を待たず、そういうことになるというお話がありました。少なくとも内線電話がございませぬ。市長の余裕のある時間に行けば、5 分、10 分で決裁が可能はずでございます。

水道事業管理者は、現行どおり市長が兼ねることに、何らの痛痒を感じないと私は考えませぬ。言うなれば、行革に背を向けた市長の、水道事業管理者兼務の職務放棄と言われかねないものであります。現に、歴代市長は、一時期の特別な事情を除けば、水道事業管理者を兼務してきたではないですか。菊地市長自身も現在そうですね。

1 月 31 日の説明会の最後に、竹谷議員の質問に、市長はこう答えています。「特別職を置くということに関しまして、御指摘があったように、緻密なところまできょう御説明できなかったのは、まことに申しわけないなというふうに思っておりますので、その辺のところをもう一回、あの内容を煮詰め直して、改めて皆さん方に御提案申し上げたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか」と答えております。

そのように回答されたので、竹谷議員、そして私も、したかった最後の質問をおさめたのです。菊地市長は我々議員に再度の説明会を開催して、我々が理解できるような説明をなぜしなかったのでしょうか。いきなり議案として上程という手段は、一体いかなる理由からでしょうか。さきの竹谷議員への答弁を聞く限りでは、再度の説明会なりがあってもしかるべきという判断を私はいたしました。

2 月 13 日に、議会運営委員会で作成し、全議員に配付を取り決めた説明会会議録を、議会事務局よりもらった私は、前述したように、事あるごとに市民の皆様にも、市長の発言を読み上げて、その解釈を伺ったところでは、だれもが再度の説明会を開催すると受けとめています。

菊地市長、このような発言をなされた上は、当然、再度説明会を開き、水道事業管理者を置くことについて、議員の納得が得られるような合理的かつ必要性を説明すべきではないですか。

そして、2 月 14 日の今議会冒頭に行われた市長の施政方針演説において、私は市長の言葉を聞き、我が目、我が耳を疑いました。議員に配られた平成 20 年度施政方針並びに予算案説明資料の 12 ページ、上から 5 行目からこのように書かれております。

「なお、平成 20 年度から、水道事業経営における独自の権限を有する水道事業管理者を設置し、専門性を生かした迅速かつ的確な意思決定等、将来を見据えた公営企業の経営化を図ってまいります」、これには前段に前置きが必要ではないでしょうか。

「来る 2 月 18 日に審議予定の議案第 14 号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例並びに議案第 15 号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例が、議会で承認いただけたなら」という前置きです。

今議会以前に議案として議会の承認が得られたなら、さきの文章でよいかもしれませんが、もうあたかも議会が承認したような文言を市長は読み上げました。

市長の提案が議会で承認される前に、このような発言をされることに対して、市長は読んでいて、いささかもちゅうちょされなかったのは、どのような心境であったのでしょうか。

以上、議会軽視と市民の方々に誤解を受けるような一連の流れに、不可解さと不親切な対応という思いを私は持っております。

よって、説明会の資料からも、当局の説明からも、どうしても行革に逆行して、特別職としての水道事業管理者を設置することの緊急性、必要性を見出せず、また、説明会での市長答弁の約束不履行に憤りを感じ、屋上屋を架すとしかいいよのない今回の条例案に、私は、市民本意の行政実現の意味も込めて反対いたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案 2 件に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論ありませんか。8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

議案第 14 号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、また、議案第 15 号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

さまざまな議論を経まして、討論に至っているわけですが、私は、当局の提案理由、これについては、先般の説明会におきまして、なるほどと納得した立場でございます。

また、その裏づけでございますが、12 月議会で一般質問をさせていただき、その中でも、上下水道料金の見直しを図って、市民の負担を変えず、一般財源を確保すべきだと、そういうふうな形で福祉、教育のフォローをするべきだというふうなことで、市長に強く迫ったのを覚えております。

それに関して、実は、平成 20 年度から、できれば一般財源がというふうなことで願ったのですけれども、検討していくというふうなお言葉でした。

また、その前にも、下水道資本費平準化債の場合でもそうでございます。というふうに、まず一般財源をいかに確保するか、この財政厳しき折というふうなことでもございます。

また、2 月 6 日の村井知事のお話の中でも、本当にいい話だなというふうに思っております。これに対応するべき手段を講じなければならないというのも、理解するところであります。

なぜかといいますと、この議論を交わされることに関しましては、なるほどさまざま考え方がございます。まるで村井知事が発展税を持ち出したときのような、ちょっと内容は違いますけれども、考え方の違い、逆に言うと、村井知事も企業誘致に関しては命をかけていました。その間、財源をいかに確保するかということで、実際この人材をいかに確保するか、皆さんの議論ですと、管理者を置くことについては理解できる。置くのだったら置けと。ただ、逆に言うと、置くということだけ提案いたしますと、財源はどうするのだと、この厳しき折ということで、次の提案でございますが、財政改革の一助でもあり、まず報酬についてはというふうなお言葉でした。

ということで、さまざまな議論を経てまいりましたけれども、私は、この裏づけに関しても理解を示し、賛成の立場をとるものでございます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私は、未来永劫置いてはだめだとか、そういう立場ではないのですが、前にも話していますように、今、雨水と汚水が分かれて、分離されて、汚水と水道が企業統合をするというようなことになれば、検討することはやぶさかではありません。

しかし、政府においては、雨水と汚水を分離するというのが、いつになるのかということについては、全くめどが立っておりません。

それから、工業用地が不足するので、それに備えなければいけないというのは、これもまた全く不確かな話であって、どういう企業がいつごろまで来るとかということも、全く見通しが立たないのです。

ですから、水道というのは、設備投資をやりますと、それが料金にはね返ってきますから、私はそういうものについては、きちんと見定まった状態に対応しているものだというふうに思うのです。

それから、2市3町の合併の話もいろいろ出たのですけれども、これも具体化したら、その段階で考えればいいのであって、そういう意味で、私は現在の時点で置かなければいけない理由というのは、根拠薄弱ではないかというふうに思っているわけでありませう。

それから、水道料金の改定の問題、それから設備が更新時期を迎えているという問題もありましたけれども、水道料金の改定も、これは原価を厳密に計算すれば、おのずと費用が出てくるのであって、どのぐらい下げられるかと、あるいはどのぐらい上げなければいけないのかということも、これは日常の業務の範囲内だと私は思うのです。

設備の老朽化についても、先ほど言いましたけれども、今は計画的に、古くなった管を、2億円前後ぐらいで更新しているという状況なので、先ほども言いましたように、ある時期のように、3年間で50億円も投資するというような時期ではありません。

そういう意味で、私は、老朽管の施設等の更新というものについても、今の設備投資というのは、日常業務の範囲内であるというふうに考えてございます。

それから、人事、4年置きたいという、これも理解できないわけではないのですけれども、副市長に若い人を抜擢したように、若い職員を抜擢すれば、人事は市長にあるので、これは十分対応できる問題ではないかというふうに思っています。

そういう意味で、絶対だめだというわけではありませんけれども、現在の時点で急いで置かなければならない理由は、どうも見出せないと、時期尚早ではないかということで、賛成できないという討論にさせていただきます。

○議長（阿部五一）

19 番石橋源一議員。

○19 番（石橋源一議員）

議案第14号、そして15号議案に賛成の討論をさせていただきます。

議論にもありましたが、本市においては、昭和 50 年から 54 年までの 4 年間、管理者を置いた時期があったわけでありますけれども、当時の本市を取り巻く状況は、昭和 39 年、たしか新産業都市指定や 46 年の仙台港の開港等、インフラの整備を背景に、本市に進出した企業が、生産を拡大していく産業経済の成長期であったと認識をしております。

こうした企業の需要にこたえるため、また、人口の急速な伸びによる水需要にどう対応していくかとの時期でもあったと思われまます。

こうした水の伸びに十分こたえるだけの水源が本市にはなく、安定した水源の確保は、本市の発展を左右する課題でもあったと思われまます。

そのため管理者を置き、その権限と責任のもとに、当時の防衛庁水道施設の全面移管や、仙南仙塩広域水道への参画等、水源の確保に努め、本市の経済的発展への道筋を整えたと理解をするものでございます。

これらの問題解決に見通しの立った昭和 54 年、当時の事業管理者が助役に就任したことを契機に、管理者の設置を廃止したのであります。

しからは、今日の状況はどうでありましようか。経済成長や人口の伸びに伴う水需要の伸びには期待が持てず、そして、当時整備を行った施設や設備が次々と更新時期を迎える今、施設の更新や地震対策などの危機管理体制の整備等々、大変厳しい経営環境の中での事業の展開、さらに、財政的な側面からは、これまでの設備投資に係る債務への元金償還のピークが到来すること等、仙南仙塩広域水道及び仙台分水の料金改定が予定されていることなど、これまで以上に山積する課題の解決を図り、さらには、菊地市長の提案理由にもありますように、村井県政の「富県戦略」に呼応し、想定されます給水計画等も先進的に取り組む現状にもあり、また、資本費平準化債の動向、汚水事業、雨水事業の分離等の状況変化にも対応し、将来的な下水道等の統合に向けた政策分析が必要になるなど、長期的展望に立った水道事業経営を行っていくためには、御案内のように、年に 20 人以上の定年退職を迎える、この数年にわたって続く状況の中で、人事異動を頻繁に行い、部長職を 2 年程度で交代することが、果たして事業経営にプラスなのかと考えるとき、任期を 4 年とする管理者を置き、その責任と権限のもとに事業を展開していくことが、私は賢明との思いを強くするものであります。

最後に、今回の管理者設置は、組織の肥大化にはならないよう、特別職である管理者みずからが上水道部長になり、定数増にもならないよう意を配し、これまでの企業経営の体制のあり方に、まさに先進的な思いに心し、一石を投じたものであり、他市町村に先駆けたものであり、行政改革に合致したものと理解をするものであり、また、部長職の給与等に準じるよう調整し、給料の額を決定することとしております。若干水準を上回ることもあろうかと思いますが、権限・責任の重さを思うこと等々にかんがみ、今回提案の条例に理解を示し、私は賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

反対討論ありますか。賛成討論ありますか。13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

議案第 14 号及び議案第 15 号に関する菊地市長の提案説明や、質疑における副市長等の答弁を了解する立場で、以下、賛成の討論を行います。

地方公営企業法において、管理者の設置については、第7条で、「地方公営企業を經營する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く」と定められております。

ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について、「管理者を置かないことができる」としているのであります。

その上で、地方公営企業法施行令において、管理者を置かないことができる企業については、第8条の2で、「法第7条ただし書きに規定する政令に定める地方公営企業は、次に掲げる事業以外の事業とする」と定めており、第1項において、「水道事業で常時雇用される数200人以上であり、かつ給水戸数が5万戸、水道用水供給事業にあつては、供給能力が1日20万立方メートル以上であるもの」と必置を定めているのであつて、立法の趣旨は、上位法の公営企業法に定める、「事業ごとに管理者を置く」と解するのが相当であります。

水道法第1項の目的に明記されている3原則、すなわち、清浄・豊富・低廉な水の供給を図るための方針をなし遂げるために、その方策を積極的に取り組む体制づくりであると受けとめる次第であります。

その理由の一つは、当局の説明にもありましたが、独立した権限を、現場に権限を持たせることです。一般的に、現場には責任のみが求められる傾向があります。権限を持ち、責任を果たすのが当然の組織運営でしょう。

もう一つの理由は、管理者の設置目的に挙げている将来の下水道事業との統合及び施設の共有を含めた広域的な事業展開である雨水排水事業の河川流域を対象とする広域的な事業の実施、雨水事業と汚水事業の分離する制度の改正に取り組むためにも、むしろ事業経営の積極的な体制の整備を図るための人事でありましょう。

また、一方、行政改革の方針から見ても、屋上屋を重ねることなく、水道事業管理者を上水道部長とし、管理者の給与水準を本庁の部長とほぼ同額とすることからして、その方針にかなっていると言えます。

菊地市長の提案理由や説明を伺うところによれば、経営強化を目指し、地方公営企業法第3条の経営の基本原則として定めている企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営しようとする考えであると思料するものです。

以上、賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第14号を挙手により採決いたします。（「議長、異議あり」の声あり）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

ただいま議長は、議案第14号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の採決を挙手によると宣言されたことに異議ありでございます。

このような反対討論、賛成討論が拮抗し、表決の結果が微妙な案件は、私は投票、それも記名投票となるようお願い申し上げます。

この条例案は賛否を明確にし、議員のだれが賛成票、だれが反対票を投じたか、市民の皆様が議事録をごらんになれば、一目瞭然となるよう議員は表決すべきものと思います。

よって、記名投票による表決方法を重ねてお願い申し上げます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

ただいまの議長の宣告に対し、御異議があります。

この場合の異議の申し立ては、会議規則第 69 条第 2 項の規定により、2 人以上を必要といたします。

よって、異議のある諸君の挙手を求めます。

ただいま提案のありました「異議あり」という方に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 2 名以上）

○議長（阿部五一）

挙手 2 名以上であり、異議の申し立ては成立をいたしました。

よって、議案第 14 号については、記名投票をもって採決をいたします。

ここで、準備のため、10 分間休憩をいたします。

午後 7 時 04 分 休憩

午後 7 時 14 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

ただいまから、記名投票による採決を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部五一）

議長を除くただいまの出席議員数は 20 名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（阿部五一）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（阿部五一）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、枠内に自分の氏名もあわせて記載願います。（「枠内にですね」の声あり）

もう一度申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、枠内に自分の氏名もあわせて記載願います。

これより投票を行います。議席番号 1 番から順次投票願います。

（投票）

○議長（阿部五一）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（阿部五一）

これより開票を行います。

会議規則第 25 条第 2 項の規定により、立会人に深谷晃祐議員及び森長一郎議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いをします。

（開票）

○議長（阿部五一）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 20 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち

有効投票 20 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 11 票

反対 9 票

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

記名投票における賛否の氏名

賛成

3 番 深谷 晃祐君

4 番 伏谷 修一君

5 番 米澤 まき子

6 番 金野 次男君

8 番 森 長一郎君

12 番 中村 善吉君

13 番 吉田 瑞生君

14 番 相澤 耀司君

15 番 松村 敬子君

16 番 根本 朝栄君

19 番 石橋 源一君

反対

1 番 柳原 清君

7 番 雨森 修一君

9 番 板橋 恵一君

10 番 藤原 益栄君

11 番 佐藤 恵子君

17 番 尾口 好昭君

18 番 昌浦 泰己君

20 番 小嶋 廣司君

21 番 竹谷 英昭君

○議長（阿部五一）

次に、議案第 15 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 16 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（阿部五一）

日程第 16、議案第 16 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 16 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
であります。これは雇用保険法、地方公務員法等の改正を受け、現行条例につき必要な
改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては上水道部次長から説明させますので、よろしく願いいたしま
す。

○議長（阿部五一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（中村武夫）

それでは説明させていただきます。

資料 1 の 64 ページをお開き願いたいと思います。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございますが、雇用
保険法等の一部を改正する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員法
の一部を改正する法律の施行に伴い、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正するものでございます。

次に、資料 3 の 41 ページの新旧対照表で御説明申し上げます。

第 17 条第 4 項中、「6 月以上」を「12 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。）にあっては 6 月以上）」に改め、「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」を「同法」に改めるものでございます。

次に、第 18 条第 2 項中、「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「の一部」の次に「2 時間を超えない範囲内の時間に限る」を加えるものでございます。

次に、「第 19 条の 2」の次に、次の 1 条を加えるものでございます。

第 19 条の 3「地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない」ものとするものでございます。

第 20 条中、「非常勤の職員」を「職員以外のもの」に改めるものでございます。

次に、第 21 条の見出し中、「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中、「又は」を「若しくは」に改め、第 2 項の次に、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項」を加えるものでございます。

次に、資料 1 の 64 ページをお開き願いたいと思います。

「この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 17 号 市道路線の認定について

○議長（阿部五一）

日程第 17、議案第 17 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 17 号 市道路線の認定についてであります。これは笠神四丁目 1 号線ほか 2 路線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

それでは、資料 3 の 43 ページをお開き願います。

これは、市道認定路線の位置図でございます。

路線番号が 769 番、路線名が笠神四丁目 1 号線でございます。

起点が丸印に接しております主要地方道、これは県道でございますけれども、塩釜七ヶ浜多賀城線で、終点が黒三角で、同県道手前に接する区間を認定するものでございます。

この路線は、開発行為により、都市計画法第 40 条の規定に基づき帰属を受けたものでございます。

次のページをお願いします。

路線番号 770 番、路線名が桜木 12 号線でございます。

起点が丸印に接しております桜木 4 号線で、終点が黒三角で、同市道手前に接する区間を認定するものでございます。

これについても、開発行為により帰属を受けたものでございます。

次のページをお願いします。

路線番号 771 番、市道名が東田中一丁目 4 号線でございます。

起点が丸印に接している市道志引団地 20 号線で、終点が黒三角に接している市道志引団地 1 号線までの区間を認定するものでございます。

これにつきましても、開発行為により帰属を受けたものでございます。

なお、今回の 3 路線が認定になりますと、路線数が 768 路線、総延長が 16 万 9,395.2 メートル、約 169.4 キロメートルでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 18 号 市道路線の廃止について

○議長（阿部五一）

日程第 18、議案第 18 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 18 号 市道路線の廃止についてであります。これは栄一丁目 4 号線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長 (後藤 孝)

それでは、同じく資料 3 の 46 ページをお開きください。

これは市道廃止路線の位置図でございます。

路線番号が 469 番、市道名が栄一丁目 4 号線でございます。

起点が県道塩釜七ヶ浜多賀城線、終点が主要地方道、これも県道でございますけれども、仙台塩釜線、通称産業道路でございます。現在、未供用でございます。

この路線は、旧海軍工廠の軍用鉄道用地跡で、県道間を結ぶ路線として、昭和 58 年、東北財務局から無償貸し付けを受け、同年 3 月に市道認定をいたしました。

当時、道路整備をすべく、関係機関と協議をしたのでございますが、念仏橋付近にできる新たな交差点に隣接しているなど、安全対策の観点から、計画どおりに進まず、現状のまま現在に至っている状況でございます。

最近、隣接する地権者から、払い下げを受けたい旨の申し出がございましたので、東北財務局と協議したところ、今後整備する予定がないのであれば、無償貸し付けを解除する旨の指導がございました。

また、当該路線は、周辺道路の整備状況から、現時点及び将来においても必要性は認められないと判断したことから、今回、廃止するものでございます。

なお、今回廃止したことにより、路線数が 717 路線、総延長が 16 万 9,215.2 メートル、169.2 キロメートルでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10 番藤原益栄議員。

○10 番 (藤原益栄議員)

海軍工廠の引き込み線の場所なのですけれども、私、市道になっているとは全然知りませんでした。

それで、廃止をして、今後どういうふうにする予定なのかということなのですけれども、御回答を。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

もともと用地が財務局の用地でございますので、財務局の方に返還するということでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

財務局に返還ですか。

これは道路課だけの話ではないのですけれども、その海軍工廠の跡地について、跡が残っているところが非常に少なくなってきて、埋蔵文化財は黙って眠っていてくれるのですが、近現代の史跡が非常に簡単に失われていると。

そういう意味で、ここも、いろいろその跡として、私は、活用といいますか、保存といいますか、そういうことを考えてほしい場所だと思っているのですが、これはどなたに答えてもらえばいいのですか、教育長ですか。

ちょっと、そういう側面から、検討してみしてほしいというのが、ちょっと私のお願いなのですけれども。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

いろいろそういうお話もあるかとは思いますが、今現在、財務局の方と協議が整ってございます。付近の地権者の方が、そこを譲り受けたいと、そういう話もございまして、今現在、財務局の方とは、もう調整済みということになっておりますので、ひとつその辺で……。 （「もう遅いということですか」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

確認ですけれども、この栄一丁目4号線というところで、ここにこう道路が2本あるのですけれども、上と下の道路が2本ありますね。道路がありますね、ここに。この道路のこの接続からいって、この道路を残さなくとも、住民の交通の便の関係で問題はないというふうに拝してよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

今現在は、先ほども申しましたように、昔の現状のままでの状況で残っております。

したがって、現在、人が歩いているとか、そういう場所ではございませんので、廃止しても今のところは問題がないというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

もう、何か後の話のようすけれども、私、いろいろこの問題を取り上げてきたのです。市道だったものを、わざわざこれは廃止をして、財務局に返す話だというのでしょうか、もう少し何かあったのではないですか。基本的にはその海軍工廠の引き込み線跡地というのは、臨海鉄道にはなっていますけれども、そういうふうなところもあるということになると、私は、多賀城の歴史を物語る一つの貴重な道路ですから、全部決めてしまって、もう後の祭りですというのは、これはちょっといかがなものですか。私、いろいろ問題提起をやってきました。その海軍工廠のことで。どうなのですかね。私は非常に不本意といえますか、わかっていながら、ずらっとしてこういうことをやるというのは、ちょっと許せませんね。建設部長。（「答弁ですか」の声あり）

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

市道のままですと、25年も、市道認定してから大分過ぎてはございます。やはり市道を認定したままですと、それなりの整備、それなりの維持管理というのがかかるというのが、一番道路管理者として懸念するところでございます。

藤原議員が言われた、そういう問題もあったのですけれども、本市としましては、一たん財務局の方には戻したいというようなことで、先ほども言いましたけれども、財務局の方とは協議がそういうことで整っているということでございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

だって、整備の形態といってもいろいろあるでしょう。砂利だけ敷いている市道もあるわけでしょう。車が通れない市道もあるのですよ、歩行者専用の市道だってあるのですよ。わかっていながらやったと今言ったでしょう。ひどい話ですね、これは。

あの砂利道だって、あそこ一応草刈りだけやってもらえば、ここはかつて海軍工廠の引き込み線が走っていたのだと。この先の自衛隊の向こうまでずうっと鉄道が走っていたのだと、そういうふうなことを説明できる場所だったのです。それをわざわざ返して、しかも払い下げることにもう話が決まっているというのは、私は、多賀城市の職員としての感覚

を疑いますね。多賀城の歴史をわかっているでしょう、あなたは。ずうっと私、取り上げてきたのですから。市長も黙って同意したのですか、これ。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今の状況からかんがみて、将来的に必要なということ、提案させていただいたわけでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

だんだん腹が立ってきたのですけれども、詩都だとかポエムだとかと言ったらだめですよ、そういう感覚では。歴史を大事にしましょうと、ポエムシティとか言っていて、こういう多賀城の歴史を物語る非常に大事なところを、いとも簡単に、「使っていないから返します」と。そして、全部決めてから議会に説明しているわけでしょう。私は詩都とかポエムとか言う資格はないと思いますね。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

ここは、精神障害者の人たちの授産施設、名前をちょっと度忘れしましたが、があるところに隣接しているのですけれども、違いましたか。もうちょっと左側ですか。違いますか。ああそうですか。ではいいです。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

もう、水道の管理者の話よりも数倍も不愉快です。多賀城の歴史は、陸奥国府が置かれたという歴史を持っていますし、それから、現代においては、昭和 17 年から多賀城海軍工廠の造成が始まりまして、昭和 18 年 10 月 1 日に開設をされました。

ことし海軍工廠開設 65 周年なのです。そういう記念すべき年に、わざわざ多賀城市が財務局から譲り受けられて、市道にまでしていたところを、払い下げがあったとかなんとかで返して、もう譲るということで話まで決まっていると。

そういう状態で、いきなり議会に出してよこしたと。

先ほども言いましたけれども、「詩都 多賀城」だとか、ポエムシティだとかいろいろ言っているけれども、本当に多賀城のことをわかっているのですか、あなた方は。私は、非常にこれは残念でなりません。あそこがもし、砂利道でもいいですよ。土のままでもいいです。そのまま残ってくれていれば、草刈りさえすれば、ここに海軍工場の引き込み線もあったのだというふうに、多くの人を案内して、説明できる場所なのです。本当に情けないやら、悔しいやら、残念やら。もう本当に腹が立ちますね。以上です。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 19 号 財産を出資の目的とすることについて

○議長（阿部五一）

日程第 19、議案第 19 号 財産を出資の目的とすることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 19 号 財産を出資の目的とすることについてであります。これは多賀城駅北地区における市街地再開発事業を実施することとなる（仮称）「多賀城駅北再開発株式会社」に対して出資するため、本市の市有財産を出資の目的とすることにつき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

それでは御説明申し上げます。

ただいま、最終ページ 67 ページで説明します。

まず、議案第 19 号は、財産を出資の目的とすることについての議案でございます。

この聞きなれないタイトルの議案は、本市においても初めて提出する議案になりますが、これは現金ではなくて、市が保有する財産を出資の目的とする場合に、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決をいただく必要があることによります。

第三セクターや財団法人等への出資は、一般的には現金で行いますが、この場合には、もっぱら予算においてのみ審議され、出資に関する議案として、改めて議会の議決は要しないものでございます。

しかしながら、今回のように、現金ではなくて、財産で出資する場合には、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に該当し、議決事項となっております。

参考までに、この地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定は、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること」といった規定に基づくものでございます。

それでは、議案の中身について御説明申し上げます。

今回出資しようとしているのは、多賀城市中央三丁目 28 番 3 の普通財産である土地の一部であります。

28 番の 3 は、全体面積で 816.26 平方メートルございますが、今回出資の目的とするのは、そのうちの 213.01 平方メートルでございます。

この土地の評価額は、不動産鑑定の結果、1,210 万円であります。平方メートル当たりの単価は 5 万 6,800 円でございます。

出資先は、これから設立を予定しております（仮称）「多賀城駅北再開発株式会社」でございます。

次に、資料No.3 の 47 ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらには、出資財産の位置図を添付してございます。

位置的に、市役所の北側を通ります都市計画道路高崎大代線の沿線の土地で、新田中集会所の南側の土地でございます。

次のページに、公図の写しを添付いたしましたが、都市計画道路高崎大代線の道路予定地を除いた部分であります。

なお、本件につきましては、議決後に分筆する予定としております。

次のページには、地積測量図をつけておりますが、面積は 213.01 平方メートルとなっております。

なお、多賀城駅北再開発株式会社について御説明申し上げます。

昨年12月12日の説明会で申し上げましたように、この多賀城駅北再開発事業は、一般的な組合施行の市街地再開発事業ではなくて、再開発株式会社により事業を行うことで、地権者の方々と協議を進めてまいりました。

現時点では、地権者のうち、個人の方につきましては全員の4件、共有の方もいらっしゃるのですが、地権者の延べ人数といたしましては7人となりますけれども、それと本市を含めた5件の出資が見込まれております。

しかし、残りの1法人につきましては、現時点で出資の態度を保留されております。

これらの方々の出資予定額は、個人の方4件が現金での支出となりまして、合計で1,000万円、本市の出資が土地による現物で1,210万円でありますので、株式会社設立時点での出資総額は2,210万円となります。

なお、将来的には、地権者ではありませんが、保留床を取得したいと希望する方で、なおかつ出資したいと希望する方の出資枠として200万円を想定しておりますので、最終的な出資総額は2,410万円と予定しております。

本市の出資割合は、設立時点で全体の54.8%、最終的でも50.2%と、全体の2分の1を超える割合になります。

これまでは、本市は、「へそのないまち」と言われ続けてまいりましたが、この市街地再開発事業を何とか成功に導き、中心市街地の活性化のための起爆剤となって、民間事業者の方々へ連鎖的に広がりを見せてほしいと考えております。

したがって、市街地再開発事業を成功に導くためには、ある程度行政がリーダーシップをとる必要があります。出資割合も全体の2分の1を超える割合である必要があると判断いたしました。

加えて、出資割合を2分の1以上とすることにより、今後、当該事業が国庫補助事業となった場合において、市の裏負担分に起債を充当することができるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

この土地を出資をするということになりますと、この「多賀城駅北再開発株式会社」が、他に販売をして、そのお金を出資金として充てるのか、それとも、この土地を出資することによって、事業の展開を図っていくのか、その辺はどのようなふうになっていくのでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

ただいまの質問の内容では、後段の方の出資することによって、これをもって事業を展開していくということでございます。現金にかえるものではございません。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、この財産は、あくまでも多賀城市の財産であるということに変わりはないというふうに見てよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

プロジェクト担当の方より回答させます。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

それでは御回答申し上げます。

一応出資という形で現金にかわるものですから、再開発株式会社はその資金をもとに現金で売り払ったり、あるいはその土地を利用して貸し付けたりという行為が出てきます。

したがって、そういう行為をするためには、出資後、所有権移転をして、駅北再開発株式会社の所有権になるものでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、この土地は駅北再開発株式会社の所有になりますから、この活用は、駅北再開発株式会社が事業計画に基づいて活用することができる、というぐあいに判断してよろしいですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

12月の説明会で、この駅北再開発問題を含めて説明をいただきました。その中で、長崎屋問題等々を含めて、いろいろな議論があったところでございました。説明会、まだ十分で

はないというふうに私は思っているのですが、これに出資するという前提でいくとすれば、少なくともこの駅北再開発株式会社がやる事業、そして、いわば北の関係も含めて、長崎屋との関連の問題について、やはり説明をしておくことが大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

この駅北再開発株式会社の事業計画や、その決算の関係等も、自治法の第 243 条の 3 で規定されてございまして、事業計画、それから予算関連書類の議会への提出、それから決算状況の提出等々、議会の方には自治法によって報告する義務が定められておりますので、これらをきちんと議会の方には説明してまいりたいとこのように考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

その前に、この会社の性格づけ等々を含めて、もうちょっと丁寧に説明しておくことが大事ではないかと思うのです。何せここは、やろうとしている開発のビルとの関係がある。この開発ビルとの関係は、どうしても長崎屋との関連が出てくる。それが説明会で私も質問しております。これをきちんと整理しておかないと、幾らここに出資をして、会社を設立しても、当初の事業の推進にブレーキがかかってくるのではないかと。ですから、その辺をお互いに、我々はやはり理解した上でやっていかないと、後で禍根を残すような状況になるとうまくないので、その辺の丁寧な説明をやはり、きょう、これ議案が出てしまっているのですが、本当は出る前に、これは丁寧に説明しておいた方がよろしかったのではないかと。

特に、あの 12 月のときの説明会は、いろいろな課題が投げかけられて終わっているはずですので、その説明をしないままにこういう提案というのは、ちょっと私、疑問を感じておったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

お答えいたします。

まず、長崎屋の問題でございますけれども、現在のところまだ進展が見られておりません。前の議会からも、あるいは説明会からも、長崎屋の問題と駅北の問題を絡めて議論すべきではないかということで承っております。

実は、今回、駅北地区につきまして、都市計画決定をして、市街地再開発を行うという計画が今進んでいるわけでございますけれども、その経過におきまして、まず、今年度中にこの駅北再開発株式会社を設置するということで、起債を利用しようということで進んでいる事業でございます。

今後につきましては、長崎屋の問題を含めまして、庁内で、何に利用したらいいのか、早急に検討を加えて、その後は、市民の皆様と一緒に、中心市街地活性化協議会をつくりまして、その中で、最終的に皆さんの意見をちょうだいしながら、駅北ビルのあり方、あるいは多賀城駅の中心市街地のあり方について模索していこうというふうに考えております。

この間の説明会の中でも、そういう経過を踏まえまして、場面、場面におきまして、議会の皆様方に説明会をして、御説明を申し上げるという方針は変わってございません。現段階ではまだ何が入るか未定でありますけれども、まず第一歩のスタートとして切らせていただいたということでございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

1 法人が出資の態度を決定していないような説明があったのですけれども、それでも、他の地権者がやるということであれば、事業として進められるものなのかというのが 1 点です。

それから、2 点目、聞こうと思っていたのですけれども、本年度中に会社を立ち上げる云々というふうな、今、説明があったのですけれども、いわゆる住所はちゃんともうあるわけですね。うちの町内会なのですね、これ。ですけれども、どうして会社は立ち上っていないのか、その辺は、いつごろその会社を立ち上げる予定なのか、その 2 点をまず。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

市街地再開発事業には方法がいろいろあるのですけれども、これまで一般的なのは、組合施行で行うという方法がございます。組合の場合は、その全員の地権者の方の合意が得られないとできないというのがございますけれども、株式会社につきましては、合意がなくても、地権者の 3 分の 2 以上が参画していただければ、事業ができるということでございます。

ただ、今、態度を保留されている法人につきましては、会社の出資について保留をしているということございまして、事業そのものには反対ではないようでございます。

それと、もう一つの質問ですが、会社の立ち上げですけれども、今回、設立の出資でございます、個人の方々は現金を拠出して、多賀城市は土地を拠出して会社を設立することになりますので、その条件が全部整ってから会社が設置されるということで、今のところ、3 月 26 日ぐらいに会社の設立登記ということで準備を進めているところでございます。

現在あるあの事務所につきましては、準備会の事務所ということでございますけれども、会社設立後はそこを事務所の所在地にするという予定で進んでおります。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。

では、最後です。要するに、この 1,210 万円を多賀城市が出して、フロアを提供してもらうというのですか、そういうことで理解してよろしいのですか、そこだけ 1 点確認しておきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

フロアにつきましては、基本的に、現在所有している、あそこの A 地区、B 地区の土地の価格に相応するフロアの床面積と、それから土地の面積がいただけるということで、この出資とは直接的には関係ございません。

この出資は何かというと、会社に対して、多賀城市が責任を持って進めるのだという意思表示のあらわれでございまして、会社の議決権に加わるということでございます。

今回、2 分の 1 以上出資するということですので、多賀城市の議決権は、その株式会社の 2 分の 1 以上を所有すると、大きな意味を持つというふうに理解しております。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

この場所は、いわゆる駅北ビル、予定している駅北再開発株式会社のある場所とはちょっと違うと思うのですが、どうでしょう。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

出資につきましては、現金で出資する方法もございましたし、今回、多賀城市はなるべく現金を使わないということで、土地で出資するという方法を決めました。

例えば、A 地区、B 地区にある土地をそのまま出資することも可能でございます。ただ、その場合には、最終的にでき上がるビルの床面積は、その分減らされて多賀城市にやってくると。その土地はもう出資したからには、多賀城市の土地ではなくて、駅北再開発株式会社の土地になってしまうからです。

そこを考えまして、多賀城市では、現在のところ利用していなくて、将来的にも利用が少なくてであろうという土地を出資として提供することによって、今ある土地を 100% ちょうだいできるというふうに判断しております。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

ちょっとお聞きしたいのですけれども、要するに、これを売り払っても何しても、その会社で資金の一つに使ってくださいという意味なのですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

出資という意味は、現金で出資するのと同じでございますので、そういう意味でございます。

ただし、最終的に会社の事業が終わりまして、清算する段階で、余剰金が出れば、その出資の割合で戻ってくるでしょうし、より以上の余剰金が出ていけば、いわゆるもうけという形で、多賀城市に戻ってくるというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

今説明を受けてわかりましたが、会社の方では、何かこの土地の形とか面積を見ますと、どのような用途に使うのかちょっと疑問なのですけれども、その辺はわかっているのでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

現在のところ、会社として必要な資金は、取り急ぎ必要なのが 1,000 万円と聞いております。これは、これまでの事業展開で使った部分、調査費などがございまして、これは事業協力会社から立てかえをしていただいて今、事業をしております。その分を一たんお返ししなければならぬので、1,000 万円は必要だということで、これは多賀城市以外の個人の方々が現金で 1,000 万円拠出していただけるということですので、それをもってペイするという形になります。

したがって、当面、すぐ今、今、この土地を売り払って使う必要があるかどうかというのは、ないように思われます。ただ、今後、事業展開をするに当たって、資金繰りが苦しくなれば、当然そこには売るとか借りるとかというのが出てくる可能性があるということ、御承知おきいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

去年の 12 月定例議会するとき、これの A 地区、B 地区の説明会があったのですが、審議未了になっているのではないですか。それに対して、こういうふうに出してくるということは、相当の先行投資ですね。これだけの財政事情厳しい中で。

それで、この出資財産の用地、これは何年に用地買収して、そのときの平方メートルは幾らだったのですか。その二つをお聞きします。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

申しわけございません。こちらにつきましては、普通財産でございますが、何年に取得したかまでは把握を、確認しておりませんでした。申しわけございません。（「価格がわからないということはないでしょう」の声あり）

○議長（阿部五一）

建設部理事。

○建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長（佐藤正雄）

10月の時点で、この資料で御説明申し上げまして、後ろのページに、2月中に都市計画決定をしたいということで、御説明申し上げますし、それから、その内容ですが、一番下の方にいろいろ長崎屋との関係があつて、事業認可はおくらせますと。

ただし、今回は、あの都市計画決定することによって、各筆ごとの建築ができなくなります。要は、大きな共同住宅、一体の建物をつくるという部分での法規制でございます。

それから、その再開発会社につきましても、12月の説明のときに、いろいろな仮想ということで、内容等について御説明申し上げますけれども、これらについては決定事項ではなくて、会社をつくった上で協議していくということで御説明しておりますので、現在のところはその内容で進めているという状況でございます。

○議長（阿部五一）

9番板橋恵一議員。

○9番（板橋恵一議員）

それですから、最終的にちゃんと説明は終わっていないでしょうと聞いているのですが、その辺どうなっているのですか。

○議長（阿部五一）

建設部理事。

○建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長（佐藤正雄）

ですから、事業のスケジュールとしましては、この間、問題になったのは、その再開発会社をつくるものの、中に入れる施設等については、この間の説明の中では、市役所の中に検討委員会をつくって、それから、外部の、市民の皆様方で中心市街地活性化会議等々をつくっていただいて、その中で進めていきたいと思いますということで説明しております。

今回は、その受け皿となる部分の法規制なり会社を設立するというので、今後、それらもひっくるめて、平成20年度に事業という形で進めたいという御説明をさせていただいておりますけれども。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

なかなかわかったような、わからないような。後で直接行ってお聞きしますが、普通財産になっているので、何年に用地買収して、平方メートル幾らかというのはわからないというのは、そういうことはあるのですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

多賀城市が取得している財産でございますので、取得した経緯、あるいは金額というのは、調べればわかるのですけれども、そこまで議場に用意してこなかったということでございます。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

なぜ最初からそういうふうには言えないのですか。ただ、こういうふうにして議案として提案している中で、資料を持ってこないというのもおかしいのではないですか。違いますか。そういう細かいことをお聞きしてはだめなのですか。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

今回は売り払うというか、出資をして、財産を手放す方でございますので、現在の価格が幾らなのか、今の価格としてそれが適正なのかということを念頭に置いておきましたので、今のこの不動産の評価の価格は把握しておりましたが、それより以前に多賀城市が幾らで取得したかまでは、用意していなかったということでございます。申しわけございません。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

それはわかりました。ただ、今は金利が多少上がってきていますが、以前はゼロ金利に等しいわけです。そうすると、平成の段階で用地買収したのか、昭和の段階で用地買収したのか、大分前からこれに関しての仕事はされておりますから、その辺で、仮に 10 年前に用地買収したとしても、そこに延々と今度金利がかぶってくるわけです。土地を持っていれば、だれしものがそういう金利などの計算をするでしょう。それでもって、普通財産でもって 1,200 万円のこの土地を、仮称の会社に出資すると。先にこれは組織されるとは思うの

ですが、結局、今の段階では海のものとも、山のものともわからないのではないですか、違いますか。そう私は思うのですが。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

申しわけございません。質問の趣旨がちょっとよくわからないものですから、済みません。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

要は、仮称の会社がある。仮称でしょう。結局、言葉は悪いですけども、まだ雲の上の会社ではないですか。そこに投資すると。それに対してのどれだけの金利的なリスクを背負うようになるのですか。1,200万円、ここに現金を積んだら、相当高くなりますよ。それだけの財産、別に有効に使うこともできるのではないですか。これは何も欲しい人に用地売買をかけてもよろしいのではないですか。違いますか。というふうな発想に私はなるのですが。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

今回の投資がもったいないのではないかというお話でございますけれども、この投資、「海のものとも山のものとも」という話がありました。これらは、今現在の地権者の方々と多賀城市が一緒になって、一つになって会社をつくりましょうと、みんなで同じ方向を向いて、市街地再開発ビルをつくりましょうということで、元手になるものをみんなで協力し合って投資するというものでございます。

投資自体が善か悪かという話もございますけれども、多賀城市では最終的にこの投資金をもとにして、ビルをみんなで作っていただきたいと。その見返りとしては、何十億円もするビルを建てていただいて、固定資産税も納めていただいて、当然この投資に見合うような見返りをある程度想定しながら事業を進めていくと。そうすることによって、中心市街地が栄えるのではないかという選択肢で選んでいるところでございます。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

その投資はわかります。ただ、こういう御時世で、今、至るところで駅前の再開発云々をやって、成功しているというのは少ないのですね。そういうことを危惧するものですから、これだけの、いつになるかわからないことに対して先行投資して、成功すればいいですよ、成功して御の字でしょう、ただ、リスクを背負った場合どうなるのですか。これ皆さんの、市民の血税でもって賄っているものですから、その辺を最終的によく考えて、こういうふ

うな財産出資とかいうこういう議題を提案してもらいたいと思うのですが。間違っていますか、私が言っていること。（「答弁要りますか」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

市長公室長補佐（プロジェクト担当）。

○市長公室長補佐（プロジェクト担当）（鈴木 学）

リスクの話がございました。当然のことだと思っております。基本的に、先ほど申し上げましたように、市街地再開発事業には、組合で施行する場合と、このように会社で施行する場合がございます。

組合で施行する場合には、そこに参加した方々、組合員皆さんが、もし事業破綻となれば、その負債をかぶるという仕組みになってございます。

多賀城市も含めて、今回のものにつきましては、株式会社で組織してやるということですので、基本的には、リスクは出資した分だけのリスクということになってございますので、今から 52 億円の事業をやろうとしているのですけれども、基本的に多賀城市の出資のリスクは 1,210 万円となっております。

これでもリスクはあるのではないかという話はございますけれども、何分種をまかなければ、花は咲きませんので、そういう意味で、先行投資というのも必要ではないかということで判断しております。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

今の議論もそうなのですが、先ほど藤原議員の海軍工廠の道路のところもそうなのですが、説明不足も本当に甚だしいというふうに思っていたのです。

1,200 万円もする土地を出資金のかわりに使うということも含めて、もっと事前にちゃんと説明しないと、本当に無用の混乱を議会に引き起こしますし、やはり議会軽視だと言われてもこれはしょうがないのではないのでしょうか。きちんとやはり説明していただかないと、私たちはちょっと事前に学習をしましたので、そういう会社が立ち上がるのだという話は聞いていましたけれども、そこにもそういうものを出資、どんな形ですのかというようなことも含めて、そのときにはわからなかったような気がするのですが、今、こんなに突然議会にかかるものではないのではないのでしょうか。やはりきちんと手順を踏んでいただかないと、なかなか理解もできないし、これは議会軽視以外の何物でもないというふうに思って聞いていました。ぜひ、これからそういう面では、手順をきちんと踏んでいただきたいというふうに思います。（「答弁必要ですか」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

今後そのように進めてまいりたいと思います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 20 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 21 議案第 21 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 22 議案第 22 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 23 議案第 23 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 24 議案第 24 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 25 議案第 25 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（阿部五一）

この際、日程第 20、議案第 20 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 25、議案第 25 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 6 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読は省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

議案第 20 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）は、歳入歳出にそれぞれ 5,772 万 7,000 円を追加し、総額 177 億 5,828 万 9,000 円とするものであります。

歳出につきましては、障害者自立支援給付費、多賀城駅北地区市街地再開発事業費及び多賀城小学校校舎改築事業費の減額補正、並びに国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計への繰出金の追加補正を行うのが主なものであります。

一方歳入につきましては、市税、公的資金補償金免除繰り上げ償還、国庫支出金及び市債の追加補正並びに財政調整基金及び教育施設及び文化施設管理基金繰入金の減額補正を行うのが主なものであります。

また、多賀城東小学校及び山王小学校校舎地震補強事業等について、繰越明許費を設定するとともに、建物等機械警備業務委託等に係る債務負担行為の追加及び業務支援システム借上料等に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

続いて、議案第 21 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)は、歳入歳出にそれぞれ 3 億 8,085 万 7,000 円を追加し、総額 55 億 1,349 万 8,000 円とするものであります。

歳出につきましては、療養給付費及び償還金の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、療養給付費負担金、療養給付費交付金及び基金繰入金の追加補正を行うのが主なものであります。

また、レセプト点検業務委託等について債務負担行為の追加を行うものであります。

続いて、議案第 22 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 2,366 万 1,000 円を追加し、総額 39 億 9,442 万 4,000 円とするものであります。

歳出につきましては、医療給付費の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、医療費交付金及び医療給付費等繰入金の追加補正を行うのが主なものであります。

また、レセプト点検業務委託に係る債務負担行為を追加するものであります。

続いて、議案第 23 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)は、保険事業勘定におきまして、歳入歳出からそれぞれ 304 万 5,000 円を減額し、総額 23 億 9,874 万 4,000 円とするものであります。

歳出につきましては、地域介護・福祉空間整備補助金及び介護保険事業財政調整基金積立金の減額補正が主なものであります。

一方、歳入につきましては、地域介護・福祉空間整備等交付金及び職員給与費等繰入金の減額補正が主なものであります。

また、地域介護・福祉空間整備補助金について、繰越明許費を設定するとともに、元気回復こもらないで事業委託等について債務負担行為を追加するものであります。

続いて、議案第 24 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、歳入歳出にそれぞれ 6 億 5,657 万 4,000 円を追加し、総額 44 億 4,051 万 7,000 円とするものであります。

歳出につきましては、借入金償還費の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、借換債の追加補正を行うのが主なものであります。

また、補助事業である公共下水道建設事業について、繰越明許費を設定するとともに、雨水ポンプ場管理業務委託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

最後に、議案第 25 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収入につきましては、加入金、下水道会計負担金、借換債及び水資源開発負担金等の追加補正並びに水道料金、修繕工事収益及び固定資産売却益等の減額補正を行うものであります。

一方、支出につきましては、固定資産除去費、企業債償還金等の追加補正並びに人件費、負担金、減価償却費及び工事費等の減額補正を行うものであります。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件については、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 21 人を指名いたします。

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 2 月 19 日は休会といたします。

来る 20 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

遅くまで熱心な御審議をいただきました。大変御苦労さまでございました。

午後 8 時 29 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 2 月 18 日

議長 阿部 五一

署名議員 藤原 益栄

同 佐藤 恵子